

精神衛生研究

第 1 号

1953年3月

内 容

原 著

- | | |
|---|--------------------------|
| 炭 礦 町 と 青 少 年 問 題 | 横 山 定 雄
他 7 名..... 1 |
| 神 經 症 者 の 再 適 応 に つ い て | 井 村 恒 郎
他 2 名..... 62 |
| 兒 童 に お け る 慢 性 覚 醒 ア ミ ン 剤 中 毒 に 就 い て | 池 田 由 子..... 67 |

紹 介

- 精神電流現象, 脳波, 心電図等多用途生体電気記録器の試作
生理学形態学部..... 78

所 報

国立精神衛生研究所

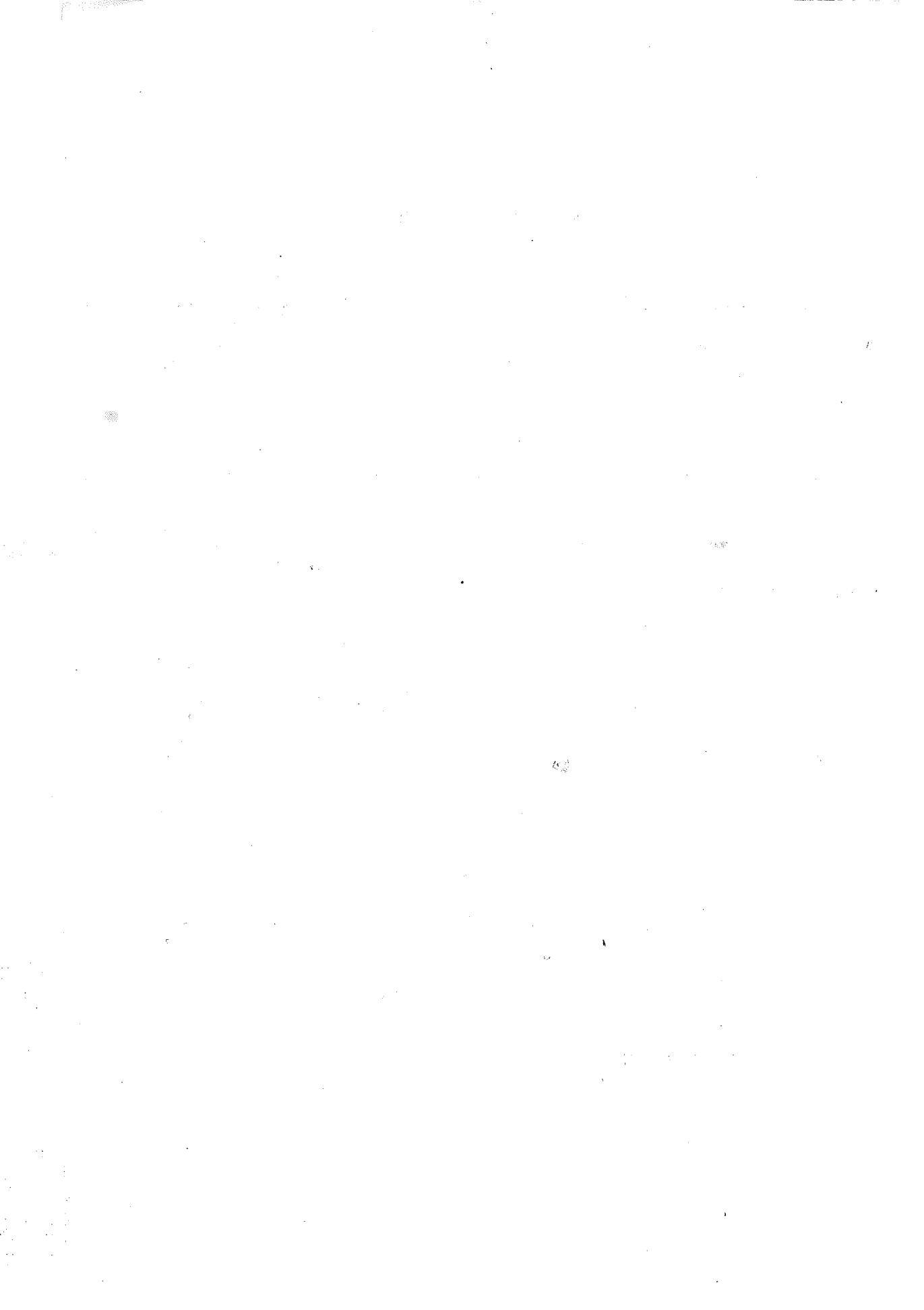
發 刊 の 辭

昭和27年1月、本研究所が設立せられて以來ようやく1年、ここに本研究所紀要を『精神衛生研究』と題し、その第1号を世に贈る。

近來、精神衛生の進歩普及には目ざましいものがあり、精神衛生が関連し、應用せられる領域も公衆保健、医療、教育、矯正保護、兒童福祉及び一般社会事業、労務管理、一般家庭その他極めて広範囲にわたつている。本研究所は限られた定員、予算、その他の困難を克服しつつ、全機能を挙げて、今後もこれら広汎な領域にわたる各種の問題を研究の対象として取上げ、その業績は本誌に収録して、不定期に年間數号づつ逐次刊行し、關係各方面に配布する予定である。

なお、本誌に掲載した研究報告は、欧文に全譯又は抄譯し、別に欧文年報として發刊する計画である。

昭和28年3月



炭礦町と青少年問題

— 常磐内郷町における実態研究 —

SADAO YOKOYAMA, KEIZO OKADA, TSUTOMU HIARGA,
SHUSUKE TAMAI, MORIO SAJI, and YOSHIKO IKEDA:

Study on Juvenile Delinquency Problems in a Coal
Mining Town; A Mental Hygienic Survey and
Investigation in Uchigo-machi, Jōban District.

社会学部長	横	山	定	雄
社会学部	平	賀		孟
全	小	松	源	助
優生学部長	岡	田	敬	藏
児童精神衛生部	玉	井	収	介
全	池	田	由	子
心理学部	佐	治	守	夫
総務課	今	田	芳	枝

目次

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 第1章 調査の趣旨と方法 | 第2節 乳幼児のしつけと社会的成熟 |
| 第2章 調査地内郷町の概況と社会福祉問題 | 第3節 町民の生活様式と地域的社会的特性 |
| 第3章 青少年問題の現状分析 | 第4節 関係機関団体の福祉活動の状況 |
| 第1節 非行青少年の実態とその原因 | 第5節 青少年問題に対する町民の態度 |
| 第2節 長期欠席児童の実態とその原因 | 第5章 青少年問題の根本原因と今後の対策活動指針 |
| 第4章 青少年問題発生の背景と基盤 | |
| 第1節 一般学童における性格と態度 | |

第1章 調査の趣旨と方法

はじめに……この調査研究は福島県石城郡内郷町よりの委託によるものである。内郷町は県下においても青少年問題の最も多い地区といわれる常磐炭田地区にあり、炭礦町の特殊性と相まつて、青少年問題の激発に悩み、戦後数多くの熱心な対策活動に苦慮しつつあった。たまたま県社会福祉協議会を通じて当研究所の開設を聞き、町としての根本対策指針を得ようとして、ここに問題分析研究の委託となつたのである。調査については福島県社会福祉協議会をもとより、福島県庁民生部福島少年保護観察所その他から物心に亘る後援が

あり、更に調査実施に際しては調査地内郷町当局のほか、関係諸機関の絶大な援助と、調査員として立教大学・日本女子大学・日本社会事業短期大学の助手及び学生諸君十数名の長期間に亘る涙ぐましい協力によつて成されたものであり、当研究所としてもスタッフの大半をあげてこれに当つたもので、調査としてはかなり大がかりなものであつた。而も調査は猶継続中のものであるが、援助協力を得た多くの関係各位に謝意を表すると共に、ここにその一端を中間報告し、諸賢の御批判を仰ぎ今後の研究の指針としたいと思ふ。

第1節 調査の趣旨と態度

戦後青少年児童をめぐる非行・不良化・学校長期欠席・人身売買・児童労働・家出・浮浪等々の問題はまえて炭礦町に限らず、国家的問題として一日も早く解決されねばならない重要な社会的な精神衛生問題である。勿論、これらの青少年児童の悲しい問題をめぐつて多くの研究や論議が提出されてはいるが、これらの問題に対する抜根の対策は、単に1つの科学的立場や不徹底な方法による研究に止まらずに、明確にこれを現代日本社会の精神衛生的課題と認識して、これらの社会病理的現象をとりまく内外の複雑な諸条件を、多くの諸科学の協力提携の下に徹底的に実証的に究明をなしてこそ、初めて正しい方策も樹立するものといふべきであらう。従つて、われわれとしては今ここに内郷町当局の好意と熱意によつて提出された、複雑な社会的要因を持つ炭礦町の実態を手がかりとして、如何なる因子や条件がこのような青少年児童の暗い問題を生み出したのであるか、それらの因子、条件はどのように複雑に関係し連携しつつあるか、これらの不健康な社会的要因をどのように除去し改善すべきであらうか等々について、究明してみたいと思ふ。

ところで、研究調査の遂行過程において、われわれは多くの障害や悩みに遭遇した。精神衛生の問題はそれが個人の問題から家庭・結社・文化・企業・地域・国家・世界などのさまざまな人間関係について、すべて関係諸科学の密接なチームワークによつて分析され処置されるべきものであるとしても、具体的に实际的にどのようにチームワークすべきであるか、関係諸科学は夫々どのように専門的に協力すべきであるかについては、必ずしも明確ではなく、方法論が科学的実証的に樹立されているわけでもない。所謂 human relations や social tension などのダイナミツクな研究方法においても学びとるべきものは、必ずしも明かではない。殊にわが国においては、わが国特有の伝統的な社会的基盤や行為様式 behavior pattern 文化型 cultural pattern から必然的に複雑に生れ出た社会問題や精神衛生的課題が多く、而もこれら

の社会的基盤としては、わが国として抜き難いほど徹底的な「経済的貧窮性」に強く支えられている（注）ことを考える時、未開拓なこの分野や方法における容易ならぬ困難性を理解して頂けることと思う。

注 保守的伝統的社会的基盤が根深い経済的貧窮性に結びついている点については、横山稿「農村社会と福祉の概念」社会福祉研究第2集（1952年5月）をみられたい。

そこで本稿に於いては、各種の青少年児童問題を生み出すに至った内郷町の、社会的経済的特性・内郷町の人々の生活構造・内郷町の人々や児童のパーソナリティー personality を明らかにすることによつて、問題点を浮び上げようとする。いずれ調査の完了を待つて、完全なものにまとめあげたいと考えている。

第2節 調査の経過と方法

既にふれたように、この調査は福島県社会福祉協議会の仲介によつて、戦後の青少年不良化や人身売買・長欠児問題等に悩む福島県内の海岸通り常磐炭礦地帯、中でも平市に近い地区に含まれて、特に問題の多い地帯と目されていた内郷町の申出によつて、児童青少年及び生活保護問題に対する今後の対策方法如何という課題として提出されたものである。

そこで、研究所と現地との予備的打合の後、次のような複雑な日程と方法によつて調査活動に入った。

◇ 予備調査 7月9日～13日

町の一般概況調査並に基礎資料作製

◇ 第1次本調査 8月3日～12日

調査モノグラフ（社会図）の作製

非行青少年戸別調査

学童及び教育関係並びに乳幼児の躰に関する調査

福祉問題に対する町民態度調査

生活保護世帯調査

◇ 第2次本調査 8月21日～29日

非行青少年戸別調査（第2回）

学童及び教育関係調査（継続）

長欠児童戸別調査

各種機関及び団体の活動状況個別調査

階層別生活状態調査

経済的社会的基礎資料作製（第2回）

◇ 補充調査 12月9日～13日

教育関係補充調査

地区別町民の近隣協力生活状態調査

労働組合活動状況調査

調査の方法としては、先ず戸別世帯調査においては、問題毎に調査票を作製して調査員(平賀・岡田・小松及び協力学生)が個別に他計法によつて1回以上数回にわたるインタビューを行つた。

但し調査項目主義の質問応答式をさけて、家庭特有の問題点を中心にダイナミックにインテンシブな方法によることを主眼とした。町民態度調査(横山及協力学生)は有権者名簿より150分の1を抽出し個人を対象に簡単な生活環境や家庭状況と共に、青少年児童問題と生活保護問題に関する50余の事項につきYes or No式の質問紙を作製し個別にインタビューを行つた。学童及び教育関係調査(佐治・玉井及び協力学生)は非行長欠に関係なく、学童一般の生活態度・性格・教育効果等について各種のテスト及び調査、各学校・各級別の教育方法・教師態度並びに保育所関係より抽出した乳幼児についての調査を行つたものである。各種機関及び団体の活動状況については、各団体毎にその幹部を中心に座談会形式によつて、活動の方法・方針・問題点・効果等について詳細に聴取り、併せて各種団体代表者を一堂に会して、討論会議形式で福祉活動状況や相互批判、更に多くの意見を聴取するという方法をとつた。勿論各種施設や機関については、調査員が訪問し見学並びにインタビューの方法をとつてゐることはいう迄もない。

ところで、このように計画されたすべての課題及び事項について、常に社会学・心理学・精神医学のチームワークを立前として検討し分析を重ね、殊に蒐集し得た資料については再々のチーム検討を加えた。このようなチームワークが如何に苦勞の多い日時を多く要するものであり、而もいかに容易に意見のまとまりにくいものであるかを、如実に知り得たことは、不充分乍らも1つの収穫であつたように思われる。事項別の詳細については各章節にゆづるとして、本論に入ることにしよう。

尙、この報告書は調査員による分担共同執筆である関係から、文体の不一致・分量の不均衡・問題の重複・論理の不徹底などが目につくが、早急のうちに取りまとめたためにやむを得ないことであつた。勿論、全体をなるべく体系づけるために、横山が編集に苦心し、適宜に加筆・削除・訂正を敢行したのであるが、やはり不備な点については容恕願わねばならないと思つてゐる。(横山記)

第2章 調査地内郷町の概況と社会福祉問題

I 町の地誌

調査地「内郷町」は福島県の太平洋岸に近く、国鉄常磐線「綴駅」の周囲に拡がる炭礦町であ

る。東西 8km、南北 5 m、その面積 21km² —2,138 町歩—を有し、東に平市、南に湯本町（炭礦温泉町）に隣接している。町内の南部及び西北部は丘陵起伏し、「宮川」「白水川」の 2 川に沿う狭長な平地が作られ、白水・宮・内町・綴・高坂・御厩・御台境・小島の 8 大字（部落）ができている（地図参照）。

昭和 27 年 8 月現在、総人口 38,580 人、8,035 世帯（1 世帯 4.8 人平均）が常住し、大字別には第 1 表の如くなる（但し 25 年国勢調査）。

第 1 表 部 落 別 人 口

大 字	世 帯 数	人 口 数	順 位	大 字	世 帯 数	人 口 数	順 位
白 水	1,303	6,327	4	高 坂	1,314	6,817	2
宮	2,250	10,591	1	御 厩	308	1,481	6
内 町	700	3,824	5	御 台 境	90	477	8
綴	1,394	6,624	3	小 島	198	99	7

25 年度国勢調査による有業者 12,021 人の産業別及び職業別は第 2 表、第 3 表の通りで、産業人口では農業が 10% 強に対して、鉱業 55% を占め、職業別人口では農牧等が 10% 強に対

第 2 表 産 業 別 人 口

	総 数			10才～14才			15才～20才			21才～20才			31才以上		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
農 業	1245	509	736	8	4	4	130	65	65	194	65	129	913	375	538
林業及狩獵業	4	4					1	1					3	3	
漁業及水産養殖業	1	1											1	1	
鉱 業	6632	5729	903	8	6	2	902	682	220	2445	2123	322	277	2018	359
製 造 業	701	499	202	1	1		168	114	54	186	127	59	346	257	89
建 設 業	1107	848	259				174	149	25	323	264	59	610	435	175
卸売及小売業	1044	574	470	8	5	3	118	54	64	221	113	108	697	402	295
金融業及保険業	35	24	11				4	2	2	18	12	6	13	10	3
不動産業	5	3	2				1		1	2	1	1	2	2	
運輸通信及公益事業	397	345	52	1	1		61	38	23	184	168	16	151	138	13
サービス業	661	307	354	1			163	39	124	195	87	108	302	181	121
公 務	189	154	35				24	9	15	61	49	12	104	96	8
計	12,021	8997	3024	27	17	10	1746	1153	593	3829	3009	820	6419	4818	1601

して、採鉱採石運搬が 33%、その他販売、事務、特殊技能、工業、鉱業に關係する者の比率が大きい。尙、注目されるものに単純労働者（農・鉱・サービス業を除く）が 12% を占めていることである。

町役場の推定によれば、炭礦企業に従事する人口はその世帯員を含めて約 2 万人、総人口の 55% といひ、この外に炭の売買・加工・運送に關係する人口数はその世帯員を含めれば総人口の 70% 以上と推定され、正しく「炭礦の町」といふことができる。尙、1950 年世界農業セ

第3表 職業別人口

	総 数			10才 ~14才			15才~20才			21才~30才			31才以上		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
技 術 的 従 業 者	180	180					26	26		62	62		92	92	
教 授 及 教 師	200	88	112				38	5	33	83	34	49	79	49	30
其 他 専 門 的 従 業 者	180	84	96	1	1		35	7	28	50	18	32	94	58	36
管 理 的 職 業	64	64								8	8		56	56	
事 務 従 業 者	992	677	315	3	3		199	65	134	408	256	152	382	353	29
販 売 従 業 者	1095	611	484	4	2	2	103	43	60	232	126	106	756	440	316
農 夫、牧 夫 及 類 似 従 業 者	1255	516	739	9	4	5	135	69	66	195	64	131	916	379	537
伐 木 夫、獵 師 及 類 似 従 業 者	13	11	2										13	11	2
漁 夫 及 び 類 似 従 業 者	1	1											1	1	
採 鉱 採 石 的 職 業	3755	2299	456	3	1	2	418	322	96	1444	1305	139	1890	1671	219
運 搬 的 職 業	142	142					21	21		73	73		48	48	
金 属 及 金 属 製 品 関 係 職 業	1114	1084	30				165	160	5	442	426	16	507	498	9
紡 績 関 係 職 業	5		5				1		1	2		2	2		2
織 物 製 品 関 係 職 業	105	37	68				18	6	12	36	8	28	51	23	28
木 材 及 木 材 関 係 職 業	419	409	10				126	123	3	67	64	3	226	222	4
掘 付 機 関 建 設 機 械 者 運 転 工 類 似 従 業 者	72	72					4	4		25	25		43	43	
其 他 の 特 殊 技 能 工 者 及 生 産 工 程 従 業 者	601	503	98	1	1		125	101	24	184	167	17	291	234	57
単 純 勞 働 者 (農 林 鉱 山 サービス 除 ぐ)	1425	1033	392	5	5		230	185	45	393	306	87	797	537	260
家 事 サービス 従 業 者	56	2	54	1	1		34		34	13	2	11	8		8
保 安 サービス 従 業 者	117	116	1				7	7		48	48		62	61	1
そ の 他 の サービス 従 業 者	230	68	162				61	9	52	64	17	47	105	42	63
計	12,021	8997	3024	27	17	10	1746	1153	593	3329	3009	820	6419	4818	1601

ンサスによれば、農家戸数 640、その人口 4,026人で 332 町歩を経営し、1 戸平均 6.3 人、5 反歩経営となり、他に兼副業収入又は勤労収入を予想しなければ農家家計は成立たない。因みに農家は専業 141、兼業 499 (農を従とするもの 339) である。

内郷町が炭礦町となる緒口は安政 2 年(1855 年)白水地区に 9 尺炭層が発見され、江名港小名浜港から江戸向け積出しがなされてからである。やがて浅野・郷・大原の実業家により諸炭礦が開発され、今日までに 90 年間を経ている。現在の企業は大小 16 の会社からなり、その王座は常磐炭礦株式会社が占め、従業員約 6 千人を抱え、他の中小社は 250 人から十数人という規模である。因みに隣接湯本町は人口 29,701 で常磐会社一本にまとまっているに比べて、内郷町が大会社の他に中小会社を抱えていることは、内郷町の 1 特質といえよう。

この町の8大字は旧藩時代3藩に分属して8ヶ村を形成し、明治21年合併して「内郷村」となつたが、その後も部落は互に有機的連携も行われず自由に発展したため、人口においては明治末年の5倍(第4表参照)、現在では都市に近い要素を持ち乍らも、相変らずまとまつた都市形態を持たず、経済的行政的文化的交通的にみて中心地帯又は中心部落を持たず、主要重要機関施設並に主要企業商店は分散している。この点、町民の町意識も1つのもの、強いものを盛りあげえない重要な原因となつているようである。

第4表 人口増加傾向

年次	世帯数	人口			一世帯平均人口
		男	女	計	
明治42年	1,054	4,110	3,347	7,457	7.07
" 44年	1,105	4,578	3,785	8,363	7.56
大正4年	1,152	5,656	4,644	10,300	8.94
" 9年	2,609	7,750	6,118	13,868	5.31
昭和元年	4,894	12,331	11,411	23,742	4.64
" 15年	6,754	17,492	16,444	33,936	5.02
" 20年	5,788	13,509	15,024	28,593	4.94
" 21年	5,816	14,250	15,197	29,447	5.06
" 22年	6,666	16,661	16,524	33,185	4.97
" 23年	7,028	17,789	17,365	35,154	5.00
" 24年	7,553	18,331	18,124	36,455	4.82
" 25年	7,562	18,542	18,540	37,082	4.90
" 26年 8月	7,890	18,565	18,739	37,304	4.73
" 27年 8月	8,035	19,302	19,278	38,580	4.80

尙、この町の気温は冬期暖か(平均4°~5°)で夏期低温(平均21.5°~22°)で平均最低月で-2°、平均最高月で28.5°であり、この町が生活しよい主要な1条件となつている。

II 町の行政及び社会的福祉的諸活動

(1) 行政及び社会的組織

町役場の行政機構は調査日現在三役の下に、総務・経済・教育の3課に分れ、社会事業及び衛生は教育課に含めら

れている。町営の社会的施設としては、図書館・公民館又は分館(33ヶ所)・中学校(2)・小学校(5)・保育所(3)を持ち、他に県立高等学校(本分校及昼夜部)・民営保育所(1)・共立病院・常磐会社厚生福利施設(幼稚園・病院・世話所等)があり、民生委員32名・社会事業係吏員6名・社会福祉主事(地区担当3名)・児童福祉司・警察署少年係2名・保護司5名・学校補導係10名等の協力又は指導の下に教育及び児童福祉社会福祉一般が実践されている。

福祉活動に関係ある組織又は団体としては婦人会・常磐内郷産主婦連合会・青年会・少年愛護連盟・スポーツ連盟・遺族援護会・PTA連合会・子供仲好会・ボーイスカウトなどが活躍し、この他に重要なものとして町議会・教育委員会(新設)・商工会・農協組・常磐会社社宅地区組織各区に世話所及び従業員労働組合・自由労組・消防団等が関連を持つている。尙町生活にとつて重要な機関として、地区警察署・銀行・郵便局(3)・映画館があり、その他大小の商社商店が各地に散在している。

(2) 町の社会福祉問題

〔児童福祉問題〕内郷町では戦後の混乱期以来、平市及び石城郡内に犯罪数並びに少年児童の非

行事件が激増したが、特に内郷町と隣接湯本町並びに附近の鉄道沿線車内外に多いといわれている。

昭和 26 年における町内の犯罪発生並びに検挙数は第 5 表、第 6 表のように件数にして 896

第 5 表 犯罪と検挙数(26 年 1 月～12 月)

	発生件数	検挙件数	検挙人員
公務執行妨害	1	1	1
失火	1	1	1
住居侵入	6	6	4
強姦	3	2	2
賭博	3	3	22
傷害	30	31	36
暴行	9	9	6
業務上過失傷害	5	5	5
脅迫	2	2	3
竊盜	609	338	346
強盜	2	2	3
詐欺	32	32	27
恐喝	5	5	4
横領	13	13	8
刑法犯その他	57	52	39
特別法犯	118	117	121
計	896	619	628

第 6 表 検挙者内訳(26 年 1 月～12 月)

	男	女	計
14 才未満	36	8	44
14 才以上 18 才未満	78	1	79
18 ～ 20 才未満	61	2	63
20 ～ 25	135	4	139
25 ～ 40	192	19	211
40 ～ 60	77	8	85
60 才以上	7	0	7
計	586	42	628

を数え、竊盜が殆ど大部分を占めている。年齢では 20 才以上の成人事件が大半であるが、20 才未満も 3 分の 1 以上を占めている。26 年度内郷町少年犯罪統計では、検挙人員 150 名(内男 148)、検挙件数 224 となり、犯罪種別では第 7 表の如く、竊盜 136 人、212 件となつている。

これらの大字別分布は第 8 表のように、中小炭礦のいりまじつた白水・宮・綴が特に多いといえるようである。他方農村部落(御厩・御台境・小島)は全く問題がみられない。

尚、非行少年を学籍別にみると、小学 21・中学 46・高校 3 となり、職業別では無職 33・炭礦 22・自由労務 17・その他 8 で計 80 となり、義務教育修了後(特に無職)と中学生に問題が多いようである。年齢では 14 才未満 37、18 才未満 62、20 才未満 51 となり同様の傾向が現れている。

第 7 表 26 年少年犯罪事件

	人 員	件 数
窃盜	134	212
暴行	5	5
詐欺	1	1
横領	2	2
賭博	2	1
脅迫	1	1
贓物收受	2	1
強盜	1	1
計	148 女 2	224

警察の調査によれば、初犯 98、再累犯 52、生活程度では上流 0、中流 60、下流 84、極貧 6 となり、両親あるもの 108、片親欠損 40、両親欠損 2 であり、家庭事情からの因果関係はこれだけでは明かではないが、貧困及び欠損事情が問題となることは当然であろう。

第8表 26年非行少年分布

	非行者 負 数	大字居住人口	非行 順位
白 水	51	6,327	1
宝	47	10,591	2
綴	29	6,624	2
高 坂	19	6,817	4
内 町	4	3,824	5
御 厩	0	1,481	—
御 台	0	477	—
小 島	0	99	—
計	150	37,032	

(注) 少年犯罪について少年係から次のような意見が出されている。

A. 少年犯罪の特徴

- 1) 偶発性のものが多い
- 2) 集団的になつている

非行少年問題と共に長欠児童と身売出家児童の問題はこの町における重要な児童福祉問題である。26年12月の調査によれば、長欠児(学年始より長欠)は一中で1,137名中8名、二中で1,151名中27名(小学ではごく少い)、27年7月では一中18名・二中24名となつてゐる。長欠は非行常習とみなされるものと身売り同様のものが相当多いといわれてをり、役場に届出られた出家児童数は300名を超え、未届ケースは数知れないということである。

これらの児童福祉問題に対して町当局としては非行少年の調査・長欠児リスト作製・出家児童の届出制をはじめ、警察・学校・児童福祉事業関係者と協力又は協議することによつて、事後補導・観察保護・ケース研究・街頭補導・不良化予防等に腐心し、特に少年愛護連盟を後援して仲好会・スカウト隊を通じて不良化予防の成果をあげようと努力しているようである。だがこれらの対策活動が果してどれだけの効果をあげているか、又はその活動の弱点や欠点はいづこにあるか、について科学的に分析し反省をなす必要があるように思われる。

〔失業者及び生活困窮者問題〕内郷町は炭礦町である關係上、炭礦の景気変動に町民の生活も大きく左右される。特に中小炭礦が多いために、炭価が上り石炭の需要が増えれば各企業は一齊に活気づいて、町外からの労務者や町内の失業者貧困者を大量吸収するが、企業経営不如意と共に多数の被整理者失業者を町内に溢れさせる。失業者は町外に転出することなく、町内に職を求めて炭拾い・日雇・闇ブローカー・失業救済の登録人夫となるか、若しくは生活保護法の対象者となる。24年7月「矢郷炭礦会社」の大量人員整理事件から所謂「平事件」の思想的暴動事件が起きたことはあまりにも有名であり、今日これらの失業者は登録日傭人夫及び生活保被護者となつてゐるものが多い。今日、町当局ではこの時以来の大量失業軍に悩み、1,100人の登録労務者に対する失業対策事業を実施し、1日の就労者700人(1世帯より1人以内就労)、就労日は1人1

- 3) 狂暴性が見られる
 - 4) 少年自身悪いと思つていない
- B. 少年犯罪の原因

小使銭がほしい、映画がみたいという者が多い。大別すると次の3種が特徴的である。

- 1) 家庭の無関心
- 2) 少年を利用する成人が多い
- 3) 内郷町の風習からくるものがある(貯炭所からの盗みは町の風習)

C. 防犯対策

- 1) 成人が少年を利用しないようにする
- 2) 成人が少年犯に強い関心を持つこと
- 3) 関係補導機関の現場補導
- 4) 仲好会ボーイスカウトによる予防
- 5) 議論する人は多いが実地指導する人が少いのを変えること 以上

第9表 被保護種別数

	世帯数	人員数
生活	476	1,099
住宅	149	575
教育	276	563
医療	167	184
その他	2	2
総実数	477	1,855

ケ月 20 日平均, 賃銀

は男 250 円, 女 160 円となつているが, 労務者は自由労組を組織し 1 部の思想家に影響される過激な組合活動が多く,

第10表 大字別密度

	a被保護世帯	b部落総世帯	a/b の順位
白水	136	1,308	1
宮	131	2,250	3
内町	26	700	4
高坂	36	1,714	6
綴	93	1,394	2
御厩	14	308	4
御台境	2	90	7
小島	4	198	7
計	476	7,562 ※	—

町当局の大きな悩みの種になつている。

更に被保護者は 27 年 6 月末現在では第 9 表の如く 497 世帯, 1,855 人を数え, 総人口千に対する 42.9 人となり, 全国 24.4 人, 福島県 29.8 人に比べてかなり高率である。尙, 27 年 8 月現在の被保護世帯を地域的に比率をとると, 第 10 表の如く白水・綴・宮が多く, 非行少年問題の場合と比べて部落が重複し, 農村部落には被保護者はごく少い。

第 3 章 青少年問題の現状分析

第 1 節 非行青少年の實態とその原因

以上のような外観をもつ内郷町の青少年問題の内実について, われわれは直接のメスをあてることになつたのであるが, それは一体どのような状況であつたであろうか。非行青少年の直接的なケーススタディーの資料をもとにして, その現状分析を行うことにしよう。

1 調査の方法

われわれはまず予備調査によつて中央児童相談所(福島市), 少年鑑別所(福島市), 児童福祉司(平市)及び内郷地区警察署より昭和 26 年以降の取扱事例(363)の内郷町大字別リストをつくり, その内より各大字の人口比及び各事例の大字別発生比に基いて 100 例を抽出し調査対象としたが, 調査に当つて調査員の面接技術の能力を考え, 又調査地区の人氣が調査を困難ならしめはしないかという危懼の念から, 1 事例について 2 名の調査員が同行することにしたので, 取扱い得たのは 62 例であり, その中には調査不能の事例もあり, 調査し得たのは 56 例(男 48, 女 8; 社内 25, 社外 31)である(非行青少年の大字別分布は第 11 表に示す)。

第 1 期調査に於いては純面接的に家人の話を聞くことにしたが, 一応面接内容の歩調を揃えるために記録用紙を作り, 本人の非行を中心に家族構成(各成員の続柄, 年令, 同居死亡他出の別, その年月日, 理由, 現居所, 配偶関係, 心身の健康状態, 最終学歴, 職業の種類, 地位, 内容, 収入, 出生地, 転入年月日及び各自の問題行動の概要), 本人の生活史(生活史の概要と問題行動, 家庭関係, 交友関係, 学校職場関係, 環境の状態, 余暇利用等を本人の非行を中心に相互に関連させて記入する)等について調査結果を整理した。第 1 期調査の結果, 当地区の青少年非行のいくつかの問題点が浮び出て来たので, 第 2 期調査では, 特に問題点を更に掘り下

げるに適した代表的と思われる事例（男 27 例，女 4 例，計 31 例）を詮衡し，各事例において主にその問題点を中心に聴取り調査を行つた。また知能，性格等，本人の人格に特に問題がありはしないかと思われる事例については，岡田が精神医学的診断を行うことにした。尙第 2 回調査の結果，更に新たな事実が発見され，3 回 4 回と家庭を訪問した事例も少くない。

第 11 表 非行青少年の大字別分布

区 劃	ケ ー ス	%	抽出ケース	取扱いケース
白 水	89	24,7	25	18
宮	96	26,7	26	14
内 町	18	4,1	4	0
綴	77	22,1	22	15
高 坂	73	19,8	20	12
御 厩	6	1,4	3	3
御 台	2	0,6	0	0
小 島	2	6,6	0	0
計	363	100,0	100	62

II 資料の概要

調査し得た 56 例についての概括的な統計結果を示すと，

(1) 年齢，学歴，職業。
本人の現在年齢，学歴は第 12, 13 表の如くであるが，中学在學生 (14 名) が注目される。教育程度は一般に

第 12 表 現在年齢別

性別	年 令											計
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
男	3	1	1	4	4	11	9	5	4	4	2	48
女	1	0	0	0	1	1	3	2	0	0	0	8
計	4	1	1	4	5	12	12	7	4	4	2	56

第 13 表 学 歴 別

性 別	学 歴															計
	小学 5 在	" 6 在	中学 1 在	" 2 在	" 3 在	小学 3 中退	" 4 中退	" 6 中退	高小 1 中退	中学 2 中退	" 3 中退	工業 2 中退	小 卒	高小 卒	中 卒	
男	2	0	1	6	7	0	1	1	2	2	1	1	6	3	15	43
女	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	4	8
計	2	1	1	6	7	1	1	2	2	3	1	1	6	3	19	56

低く，学業成績も上：4 名，中：15 名，下：26 名，不明：11 名（父兄の陳述による）で学業への関心も一般に低調である。

56 名中現在自宅に居住しているものは 38 名（男 35 名，女 3 名）で，残りの 18 名（男 13 名，女 5 名）は内郷町以外に転出している。現職業を第 14 表に示す。

第14表 現 職 業 別

性 別	職 業 別	同 居							他 出							計			
		在 学	常 磐 採 炭 夫	〃 〃 臨 時 夫	小 炭 礦 臨 時 夫	士 方	日 傭	失 業 救 済 事 業	農 業	無 職	商 店 員	職 人	工 員	自 動 車 助 手	出 稼		少 年 院	女 中	女 工
男		16	1	1	2	4	3	1	2	5	2	2	3	1	2	3	1	0	48
女		1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	1	8
計		17	1	1	2	4	3	1	2	7	2	2	3	1	2	3	4	1	56

(2) 問題種別。問題となつた非行の種別を累計したのが第15表であり、少年非行の一般的特色としての窃盗が最も多く、しかも多くは不良交友、怠学を伴つている。尙女子例中の6例は貧困、内郷町では就職口がないこと、都会へのあこがれを契機とした家出、出嫁ぎである。

第15表 問 題 種 別

性 別	問 題 種 別	窃 盜	不 良 交 友	怠 学	ヒ ロ ボ ン	家 出	贓 物 運 搬	出 稼	放 浪	住 居 侵 入	強 姦	傷 害	暴 行	符 獵 法 違 反	賭 博	計
		男	41	37	26	7	5	6	2	3	1	1	1	1	1	
女		2	1	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	9
計		43	38	26	7	7	6	6	3	1	1	1	1	1	1	142

次に非行が大體何才頃から開始されたか、又その時の職業如何については第16.17表に示す

第16表 非 行 開 始 の 年 令

性 別	年 令	6	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	不 明	計
		男	2	0	1	3	9	7	5	3	6	2	3	1	0	
女		0	1	1	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	1	8
計		2	1	2	3	9	7	5	5	7	4	3	1	0	7	56

第17表 非 行 開 始 時 の 職 業

性 別	職 業 別	小 学 1	4	5	6	高 小 1	中 学 1	2	3	無 職	士 方	日 傭	臨 時 夫	不 明	計
		男	2	1	1	3	3	6	10	2	8	2	3	1	
女		0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	8
計		2	2	1	3	3	6	10	2	14	2	3	1	7	56

ように、中学進学後に非行が開始される場合が多いことと、学窓を出て安定した職業に就き得ず徒食している時に問題が発生しやすいことが注目され、前者は学校教育と関連して、後者は社会経済的事情と関連して特に考慮されねばならない。

(3) 家庭環境

i) 家族構成。青少年非行と関連して第1に認められることはその複雑な家族構成であり、多子家庭、多種家庭が特徴的なことである。

第18表に示すように一般に家族数は多く、各事例の平均実同胞数(本人、死亡者を含む)は6.4名であり、多産の傾向は地区全般に顕著で、「子供が大きくなれば手助けになる」という素朴な子供観と、「いくら生れても育てられる」という生活の安易さから産児数の多いことに

第18表 a 現在家族構成員数

家族数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
世帯数	1	0	4	7	9	14	4	8	3	0	4	1	1	56

第18表 b 実同胞数 (死亡者を含む)

同胞数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
例数	2	0	1	7	11	10	8	7	3	4	2	1	56

対しての考慮に乏しい。更に親の種別から見た家族構成形態別は第19表の如きものであり、いわゆる欠損家庭は25世帯(44.6%)であるが、その家庭は単に実父、或は実母が欠けているというだけではなくて、実父母の子、継父母の連れ子、その再婚後の挙子、兄弟の子等、系統を異にする多数の成員によつて複雑な血族関係が結ばれていることが特徴的で、このような多種家庭では家族間に複雑した対立、反目が発生している。

第19表 家族構成形態

形態別	世帯数
実父, 実母	31
実父のみ	2
実母のみ	8
実父, 継母	9
継父, 実母	4
継母のみ	1
養父, 養母	1
計	55

尙実父母の揃つている家庭は31世帯(55.4%)であるが、この中にも父の不具痲疾が5世帯(内3世帯では母が就労している)、母の不具痲疾が2世帯、貧困のために父の外に母も家庭外労働に服しているものが2世帯、又父母の別居が1世帯ある。

ii) 実父母の教育程度。実父母の教育程度は低く、不就学及び小学校中退が76名中22名にも達する状況である。地区住民の知的水準が一般に低く、子弟の教育についての関心も極めて低調であることは各事例を通じて強く認められた。

iii) 父母の出身地及び職業。実父母の出生地をしらべると、第21表の如く礦山地の特色として他地区からの転入者が多い。尙現在の父母(養父母を含む)の職業を第22表に示しておく。

第20表 実父母の教育程度

教育程度	不	小	中	高	中	不	計
	就	3	4	5	不明	明	
	学	中	中	中	学	学	
	学	退	退	退	卒	卒	
実父	2	5	1	0	0	2	15
実母	4	2	2	1	1	2	17
計	6	7	3	1	1	4	32
							18
							4
							36
							112

第21表 実父母の出生地

出生地	内	福	東	関	中	朝	不	計
	郷	島	北	東	部	地	明	
	町	内	方	方	方	地	地	
実父	13	13	14	9	1	2	4	56
実母	11	20	2	5	0	0	18	56

第22表 父母の職業

職種	常	小	日	商	農	人	大	役	い	行	量	計	
	磐	炭	備	業	業	夫	工	場	け	け	無		
	炭	炭	備	業	業	夫	工	場	け	け	無		
	炭	炭	備	業	業	夫	工	場	け	け	無		
父	19	4	12	1	2	1	1	1	1	1	1	3	47
母	2	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	40	54

尙当地区に於いて青少年非行が社内、社外(常磐炭礦関係者、小炭礦関係者、自由労務その他)のいずれに多く発するかという問題は町内でもいろいろ論議されているが、今回の資料はかかる統計的検討を行うには不十分であるので、本稿ではこれにふれないことにする。

III 事例研究による分析

われわれは個々の事例を通じて、当地域の青少年非行及びその原因の特色を明らかにしようとつとめた。かかる事例研究には本人に直接面接し、その陳述をしらべ、その人間の身心の特徴を明確に把えることが極めて肝要であるが、本調査に於いては、本人の他地方転出、又は訪問時の不在のために調査員が本人に直接面接し得る機会が少く、特に精神科医が面接し、精神医

第23表 精神医学的診断

姓名	年齢	性別	知能	性格	問題行動	診断	註
M.K	11	男	?	固意地、拒否的 餓鬼大将	4才母と生別、ついで祖母を迎えてから家によりつかず、浮浪、窃盗をつづけ、父死亡後激化す	精神病質的傾向	(事例第5例)
S.H	16	男	普通	負けずばらい、勝気	母は教育的關心なく、家庭的不満教師への復讐から中学2年より怠学、不良交友窃盗	環境的原因による行動異常	(事例第6例)
T.H	17	男	普通	内気、弱気、被影響性、意志薄弱的	多子家庭と貧困、又新参者として友人から圧迫され、茫然的に盗炭、金物拾い	同上	(事例第2例)
N.K	18	男	普通	気弱、神経質、受動的、意志薄弱的	中学卒業後就労の機なく、機会的に友人と金物拾い	同上	
Y.Y	15	男	普通	小心、気むづかしい、反抗的	中学進学後、学校への魅力喪失、乱暴な友人を恐れて怠学、厳格な父を恐れて家によりつかず、窃盗	同上	(事例第7例)
I.H	19	男	普通	無氣力、依存的意志薄弱的	小学卒業後の空白期に、機会的に友人と盗炭金物拾い、家人の無關心	同上	
N.H	18	男	限界線	自己不安定的、劣等感、内弁んけい	学業過重のため、劣等感、更に吃音、中学卒業後就労の機なく、代償虚勢のために入墨、ヒロボン使用	精神薄弱	(事例第8例)
H.M	14	男	鈍	無氣力、遅鈍	精薄児に対する不適切な教育指導、兄の折檻のため怠学、家出、窃盗	精神薄弱	

学的診断を下し得たのは第 23 表の 8 名に過ぎず、大多数の事例については近親者から聴取した資料によらねばならなかつた。しかし精神科医の訪問した事例は知能的、性格的に特に問題がありはしないかと予想された例が選ばれたのであり、しかも表の如く、2 名の軽度の精神薄弱者の外に 1 名のやや精神病質的とも言うべき顕著な行動上の障碍の認められるものがあつたが、この例も後出の如く極めて不幸な環境に於いて生育したものであり、その異常の傾向も主に環境的原因に基くものと考えられるべきであつて、各事例を通じてその非行はいずれも彼等のおかれる特殊な環境条件より理解さるべきものであつた。

〔第 1 例 S, F〕

昭和 15 年 6 月生 (12 才) 男子、中学 1 年生、問題種別：窃盜

父 (44 才) は平市外の炭礦に働いていたが、本人 2 才の折單身で北溝の炭礦に出稼ぎし、昭和 21 年帰国、昭和 24 年内郷町に移住し、失業対策事業などに従事していたが、生活は困窮し、家族全員で石炭拾いをして生活していた。本人もそのために長期欠席多く学業について行けず成績は不良。昭和 26 年以来父は横浜に出稼ぎ (荷揚人夫) に行き、その送金で母 (41 才) 姉 (14 才、小学 5 年中退) 本人と 2 人の弟 (5 才、1 才) が社外の不良な長屋に住んでいる。父出稼の後も近所の子供

とズリ山に炭拾いに行き、それを地区内の非公認の売炭屋に売つて家計を助けている状態で、更に隣家に住む拘摸常習者にそそのかされるようになり、昨年会社の金物を盗んでいるところを発見されて学校及び警察に通報された。

本人は幼時父と別れていたもので、父の不在も気にしていない。母はこの地区では炭拾い、金物拾いはあたり前だといひ、「学校の先生は何でもないので警察に連絡する」と不平を洩し、本人も「俺が何をしたんだい」と他にも同様の少年が多数いるのに自分のみが問題とされたことを憤慨している。最近隣人の移転後は真面目に通学しているといひ。

問題點 本例では家庭の貧困と関連して父と子の結び付の稀薄なこと、両親の教育への関心の欠除 (長期欠席) 等の問題があるが、特に本例を通じて、この地区では盗炭、金物拾い等の行為は日常普通事とされ、しばしば積極的に子供達にそれが奨励され、窃盜等の非行が潜在的に一般化しており、この地区の道徳的価値的基準と一般社会のそれとの間に大なるズレがあることが認められる。そしてそれが心理的に青少年をして更に悪質なる非行へ容易に発展せしめるところに問題がある。

〔第 2 例, T, H〕

昭和 10 年 3 月生 (17 才) 男子、炭礦修技生、問題種別：窃盜

父 (41 才、小学校卒) は隣町湯本坑の採炭夫として永年働いていて、本人も湯本で生れ、幼時 3 回のひきつけ、腎臓炎 (5 才) の外は病患なく、5 才の時まで主に同居中の母方祖母に育てられていたが、祖母の愛情は主に長姉に向けられていた。小学校では初め成績上位であつたが、昭和 20 年初めより子供達は父の実家、親戚 (秋田県) に転々と窮屈な疎開生活をし、更に終戦後父は失職し、この間約 1 年は殆ど学校へ行かなかつた。昭和 22 年に当時白水で働いていた祖母の許に一

家移住したが、生活は困窮し、母も次々に生れる子の世話に追われて子供達は全く放任され、且本人は近所の少年達より新参者として常にいじめられ、そそのかされて、共に学校を怠け、盗炭から金物盗み、店頭よりのカツパライを行うようになり、昭和 26 年 3 月年長の 2 少年と共に会社の車輪数個その他を盗んだことが発覚し檢査された。

長女 (20 才) は 1 昨年他家へ嫁いだが、現在本人を頭とし、2 才の双生児の幼児まで 9 人の子があり、しかも母 (43 才、小学卒) は今また妊娠中であり、祖母を含めて計 12 人の家族が何の調度品もない雑然とした 6 畳 2 間の長屋に生活している (父の月収約 3 万円)。母の許に嫁入りした父は氣

弱く、実権を握っているやかましい祖母に気がねしており、本人も家内中そろつて楽しくすごすことなどはなかつたという。両親は坑夫の労働の過重、子供にとって周囲の環境の悪いことを強く訴えつつも、「ここにいればなんとかくられますからね」ということを強調し、そのことによつて辛う

じて心的安定を得ている状態であり、子供の将来についても坑夫にすることしか考えていない。本人は身体健康、知能正常、元来小心で友も少く、影響されやすい意志薄弱の傾向あり、しかし昨年中卒卒業後常磐炭礦修技生に採用されてから喜び、真面目に働いている。

問題点 本例は当地でしばしば見られる多子家庭の1例であるが、祖母をめぐつての軋轢もあり、父母は生計家事にのみ追われて子供との間の接触は浅く、更に終戦後より貧困と重り合つて、疎開、移住等の環境変動があり、就学せず学業も遅れ、特に内郷移住後周囲の友人より圧迫され、それに同調するために追従的に非行に至つたものである。現在は修技生という「特権」によつて本人の不満や劣等感は一応解消している。

尚この両親に見られた生活態度はこの地区成人に一般的に見られ、彼等は一様に「内郷にいれば生活はできる」ということを強調し、時に坑夫としての生活に強い不満を抱きつつも、最低生活の維持し易いことに妥協し、安易な生活に流れ、低い欲求水準を持ちつづけたままでいる。

〔第3例 S.M〕

昭和7年3月生(2才)男子、少年院收容中、
問題種別：窃盜

父(60才、小学2年中退)は永く内郷町で坑夫として働いていたが、昭和5年坑内事故で視力を弱め失職し、その後小炭礦勤務、日傭等で苦しい生活をつづけ、昭和12年より長男(33才、小学卒)が常磐炭礦に勤めるようになって家計も楽になつたが、その長男も昭和15年に現役出征し(未だ復員せず)社宅も出なければならなくなり、その後困窮の生活がつづき父は各地に出稼ぎにでたり、母(58才、小学3年中退)も労働に出て、家事は全く放任された。

その後先ず次男(26才、高小卒)がこんな苦しい生活をしていてもだめだ、炭礦はいやだと北海道に出稼ぎに行き、以来稀に音信のあつたこともあるが、殆ど消息不明。次いで昭和17年には当時弟妹の子守などをしていた長女(23才、小学5年中退)も外へ出て働くと言つて宮城県下に女中

奉公に行き、最近横浜附近にいるらしいということの外は消息がわからない。

本人は幼少より健康、小学校では欠席することなく成績もよく、おとなしい子であつたという。11才の頃友人と共に教師よりひどく叱られたことあり、以後学校を嫌うようになり、それ故父も怒りはげしくなつたりした。昭和19年小学校卒業後しばらくは父と共に他県に出稼ぎに出たりしていたが、昭和22年頃ぶらぶらしている間に附近のヤクザ仲間との交際が始まり、そのために父と言い争い、次第に父にさからつて自宅によりつかなくなり、全く不良化し、度々警察に上げられ、昭和27年4月友人と共に近所の鶏救羽を盗んで検挙され目下少年院に收容されている。

昭和25年には父は中風で倒れ、現在両親と3名の弟(15才、14才、11才)の5名が生活保護法の各扶助により辛うじて生活している。父はやかましかつたが母も勝気で殊に父が失職し母が働くようになってからは、母が強い力を持つようになった。

問題点 本人の非行の環境的因子としては、貧困、適當なる就労の機会のないこと、附近に不良青年の多いこと等が挙げられるが、本例で特に注目を惹くのは、未復員の長男を除いて、年長の各の同胞がすべて家庭への不満、或は父への反抗から家を離れ去つていることであり、親と子のつながりが極めて稀薄であることが特徴的である。かかる傾向は他の事例にも一般的に見られ、父は家長的に子に接するが、それによつて一家を統制することは非常に困難になつて

いる。又内郷の少年達が年長になるに及んで、次第に内郷の生活に不満を抱くようになる例もしばしば経験された。

〔第4例 T.K〕

昭和12年7月生(15才)男子, 中学3年生,
問題種別: 窃盗

実父は昭和15年に東京より内郷に家族と共に移住し坑夫となつたが、昭和17年に3児を残して死亡し、母は子供達をつれて郡山の実家にもどり子供を祖母にまかして紡績工として働いていたが、昭和21年に、先妻(母の姉)と死別して6人の子(3男3女)をかかえていた現在の夫の後妻として、再び児を連れて内郷に転入。その後母は1児を生み、更に昨年は先妻の長男(27才、常磐炭礦坑夫)が妻を迎え入れ、先妻の長女(25才、女中奉公)次女(21才、結婚)は他出しているが、現在義父(50才、常磐炭礦線路工)、実母(46才)、長男夫婦、先妻の子(2男1女)、本人、本人の実兄(20才、常磐炭礦ボーリング工)、実妹(14、中学1年生)及び異父弟(6才)、計11名の家族が6畳2間と2畳の社宅に住んでいる。

家族間の対人関係は複雑に錯綜し、労組の幹部となつている義父は家族に対してきびしく、義父

問題点 複雑な家族構成で、家内の対立ははげしく、義父に対する反撥と、級友よりの強制への服従のために非行に走つた例である。現在父より一層きびしい監視があり、他方仲好し会のリーダーとなつてその不満を代償し得るため、一応非行は中止されているが、家族内の緊張はますます激化し、危険を孕んだままである。本地区の家庭では家族相互間の結合関係が疎遠で統一を欠くことがしばしば見られ、殊に本例の如きいはゆる多種家庭では家族間の反目葛藤は非常にはげしい。かかる傾向形成の由来については更に坑夫社会の実態やその心理についての深い分析を要するものであるが、とにかくこの問題はこの地区の青少年非行の原因として重要視されねばならない。

〔第5例 M.K〕

昭和16年生(11才)男子, 小学5年生, 問題種別: 怠学, 浮浪, 窃盗

4才の時に父(小炭礦労務者, 小学2年中退)は出征したが、母は以前から男を自宅に引き入れ夫出征後は2児(本人と1女)を実家に預けたまま男を転々とし、本人は次々と親類縁者の手に渡されていた。6才の時父は帰還し、本人だけ父の許に戻され、同年父は義母(2男2女の連れ子)と再婚した。当時義母の行商に連れられて行つた

及び先妻の子と母及びその連れ子とは互に反目し子供をめぐつて夫婦間の不和は絶えず、時には離婚の話さえ出る始末である。更に長男夫婦はその2畳の居間を飾り立て全く別個の生活をつづけ、長男は母の面影を見ないと公言し、妹も姑を全く無視軽蔑した態度をとつている。

本人は祖母の許にいる時はあまり外で遊ばず、家で遊ぶことが多かつた。9才の時義父の許に移つたが、母の関心が他に移つたのを悲しみ、祖母の許に帰りたがつて、義父に叱られるとすぐ家を出てしまう。中学進学後は更に級友の命令をきかないといじめられるので、仲間についてズル休みして「山学校」で遊ぶようになり、更に鉄屑を盗んだりして昨年警察に検挙された。その後義父は嚴重に本人の行動を監視し、一方「仲良し会」に入会させその幹部になつたりして、一応非行は止つている。現在中学3年生、おとなしく素直だが、落付なく、そそのかされやすい子だという。義父に対するはげしい憎悪を抱き、母と共に家を出たいといつている。既往に著書なく、学業成績は中位。

が、既にその頃から行商先の家の物を盗んだりした。学校は初めから嫌い、近くの分校(1-3年)に通学している間は可愛がる先生もあつたので、稀には登校したが、4年になり遠い本校へ行くようになってからは殆ど出席せず、学業は全く不良で、まだ片仮名もよく読めない。家では泣き虫で口答えもしないが、外では餓鬼大将となつており、家によりつかず、「継子で可哀相だ」と同情する近隣から食事を与えられていた。昭和26年春近くの17才の少年(現在少年院收容中)の手先とな

つてから金品持出、盗炭、金物拾いから他家の金品窃取を行うようになり、ために父から握の棒でなぐられ、警官に捕えられたりして、以来家人の姿を見れば逃げ出し、家には戻らず、特に昭和27年4月父(38才、矢郷炭礦閉鎖後は自由労務者)病死後は殆ど浮浪児化し、義母に会つても口をきかず、鉄管の中、共同風呂の軒下に野宿し、頻々と単独で住宅侵入、金品窃取をつづけ、前に本人に同情していた近隣からも次第に相手にされなくなつた。現在義母(38才、肺結核の徴候あり)、父の弟(15才)、義母の連れ子(15才の長姉を頭に2男2女)、本人、異母弟(6才及び3才双生児の3名)

問題点 継子関係の1例であるが、その対人関係の障碍、反社会的傾向は著しく、精神病質的とも言ふべきであり、知能の程度についても正確に判定し得ず、更に調査を要するが、その言動には家庭、殊に義母に対する反撥が強く、この点に大きな問題があると考えられ、生母の愛情は少しも与えられず、他家の許を転々とし、父と一しよになつてからも、父はきびしく、又多数の義母の連れ子があつたという極めて不幸な家庭環境であり、本人の問題行動はかかる家庭的不幸に基く欲求不満より理解さるべきである。

〔第6例 S.H〕

昭和11年生(16才)男子、中学3年生、問題種別：怠学、不良交友、窃盗、ヒロポン中毒。

実父母、本人、次男(11才)、三女(7才)の5人家族(長女、次女は死亡)で、父(44才、高小卒)は昭和14年頃まで採炭夫として、坑内婦の母も共に、働いていたが、坑内は危険だといつて、その後日傭、失業救済事業に出ている、生活、教育扶助を受けつつ酒を飲みつづけている。母(45才、小学卒)は結婚前女工等を転々として働いていた気の強い女で、夫を「お人よしの馬鹿者」と罵つており、女房天下の家庭で、夫の酒代その他の経済上の問題などで夫婦間の争いが多い。

本人は小学校の時は勉強も好きで、賞状をもらったこともある程であつたが、A中学2年になつてから次第に怠学するようになった。本人の言によると、「1年の時は友人もあり、先生もよい女の先生で、学校も面白かつたが、2年になつて組が変つて、知っている友達が1人もなくなり、勉強もむづかしくなつたし、新しい担任の男の先生が

問題点 両親間の不和ははげしく、母はただガミガミ叱るだけで、教育的関心は全くなく、道徳的規範はズレており、その影響は中学に入つてから表面化し、家庭への不満、学校への反感から、同様の事情にある友人と類をなして地区の不良グループの中に入り、そこに於いて自己の

計10名の、本人の真の肉親は1名もいない大家族が、むしろ敷きの家に生活保護法だけで辛うじて餓えをしのいでいる。義母は本人の取扱いについては非常に心配しており、近隣のものも「よく面倒を見ようとしている」と言う。

家庭訪問後、近くで同年輩の友数人と、その大将となつて遊んでいる本人を発見、その遊び振りからは特に著しい知的障碍は認められず、態度に強情、片意地、負けん気の風あり。話しかけたが下うつむき一言も答えず、「お母さんの所へ帰ろう」と呼びかけるや、矢庭に逃げ去つてしまつた。

まらないことを理窟づけてガミガミいうので、だんだん学校へ行くのがいやになつた。学校へ行く途中ぶらぶらしていると、小学校同級生のAやY(事例第7例)も同じような気持で休んでいるのでそれから話し合つてサボるようになった。かくて長期欠席(2年は殆ど全期間出席せず)が始まり、AやYと共に鉄屑を拾い集めて小遣銭にすることから、商品万引、住居侵入窃盗をくり返し、更にヒロポン注射をおぼえて、度々警察に呼ばれている。最近、学校へも出るようになったという。知能は正常、性格は勝気、気かん坊で、「家はつまらない」といい、夜9時頃までパチンコ屋で遊んでいたりする。教師に対し強い反感を訴える。

母は子供に対しても絶えずただ怒鳴りちらすだけで、調査員に対し、子供をつれて石炭拾いに行くことや、子供が料金を払わず、モグツて映画館に入ることを得意相に話し、本人の長期欠席についても、「教育扶助をもらつている手前、休むと役場がうるさいから学校へ行け」という程である。

欲求を満たそうとした例であるが、本例に於いても見られるように、この地区の親達は子弟の養育について極めて無知で、その躰け方は全くの放任か徒らの叱責かの両極端であり、学校への関心もすこぶる低調で、学童の就学状況について無関心であることが多く、この点が青少年非行の遠因として重大視されねばならない。

他方、この地区の学童にとって学校があまり魅力的な存在でないことも各事例を通じて強く観取された点であつて、学校側の問題として教師と学童との接触、指導方法、教授内容、その他の諸点についての検討の必要が痛感された。この傾向は中学進学後特に顕著となる。

〔第7例 Y. Y〕

昭和12年生(15才)、男子、中学3年生、問題種別：怠学、不良交友、窃盗

祖父(68,才左官)の時に内郷に移住、父出征後3ヵ月にして本人(長男)出生、祖父と母に甘やかされて育ち、父の帰還(昭和14年、本人2才)後父になつかず、父の再出征(昭和16—18年)後も父は次男(昭和15年生)の方を可愛がり、自分になつかない長男にきびしく、ために養育法について祖父と父と争うことが再三であつた。父は昭和19年以来常磐炭礦に勤務(通気係)し、現在祖父、両親、3男2女の家族が独立した町家にゆとりのある生活をしている。

本人の発育は普通、小学校は真面目に通学し、成績は中位 A 中学1年の時も毎日登校していたが、2年になり以前より恐れていた乱暴な同級生の言葉に応じなかつたところ、はげしくなぐられ、翌日より、またいじめられはしないかという不安から家を出たが登校し得ず、ぶらぶらしている間に同じくズル休み中のAやS(事例第6例)と一しよになり、ついで附近の青年たちとパチンコ等の娯楽を共にするようになり、彼等の意に応ずるために自宅の金を出し、更にその使喚によつて仲間2、3人と共に店頭よりのカツパライをく

問題点 本例の非行の遠因としては幼少時よりの対人関係、祖父両親の養育態度の不統一、厳格なる父への反撥があげられ、本人の人格的傾向にはかかる諸点が重大なる関連をもつてゐるが、中学進学後、学校への興味喪失は級友からの圧迫を契機に怠学となり、更に不良交友、窃盗と発展して行つたものである。特に本例を通じてこの地区の不良青少年集団の一端にふれることができたが、常習的犯罪者を中心に親分—子分的関係に於て結ばれた大小の集団が地域内に多数散在し、その気風は青少年一般に広く浸み渡り、しばしばこの集団が同時に他に何の交際機関をもたない青少年にとって極めて好適の社交上の場となつており、家庭、学校等に不満があつた場合に容易にその集団との結び付きが開始される。

り返すようになつた。初めは無関心であつた両親は警察より度々注意されるようになってから本人をはげしく叱り、時には「説諭してくれ」と父が警察に連れて行つたこともあつたが、父に叱られると附近のこれら不良青少年の中心となつてゐるN(30才、失業救済事業)の許に逃げ込んで自宅へもどらないという状態となり、更に自ら附近の小学生をもけしかけ頻々と窃盗をつづけている。

身体的異常なし、面接時には固く口をとぎしてなかなか答えず、長上に対し拒否的で困難な事態よりは直ちに逃避し、強者に対しては屈従し、弱者には圧迫的に振舞う傾向がある。

尙前記N(4名の兄と弟あり、いずれも窃盗・傷害・強姦・賭博・ヒロボン密売等の犯罪者で、自殺者もあり、精神病質者よりなる典型的な犯罪者家族を構成している)は窃盗累犯者で、その周囲には窃盗・故買・スリ・ヒロボン密売の常習者が集り、更にそれを取巻いて多数の青少年が幾重にも支配—服従関係に於て結ばれ、その余波は小学校低学年生にまで及んでおり、しかもこの集団は附近の青少年にとって格好の交際場としての地位を占め、一日の業を終つた青年達が毎夜そこに集つてゐる。

〔第8例 N.H〕

昭和9年2月生(18才)男子、常磐炭礦臨時工
問題種別； ヒロボン中毒

父は永く常磐炭礦の機械工をしていたが、昭和24年結核死。同胞6人であるが、現在祖父(81才)と母(47才、小学4年中退)の外に長兄(25才、高小卒常磐製作所電気工)本人、弟、妹の6名が結婚後同居している長女(26才、高小卒)と共に自家に生活している。普段は母がガミガミ言っており、父はだまつているが、時にはひどい叱り方をするので、子供達は父を恐れていた。

本人は幼時より虚弱で、小学校当時も病気のため欠席させること多く、学業は遅れ、特に中学に入ってから学業について行くことが次第に困難となり、更に友人の吃音を真似て笑われてから吃るようになり、不良の成績で中学を卒業(昭和2年)し、修技生に採用されず、日傭に出たりしたが、充分な仕事がなく、友人と炭拾いなどをして

ぶらぶらしている中に、昭和26年夏交友に誘われて河前脚に入墨をし、更に昭和27年に入ってからヒロボン注射を始め、1日に10本位使用していた。本年6月常磐炭礦臨時工募集に応じるため入墨を消し、採用されたが、尚しばらくヒロボン注射をつづけていて、7月にヒロボン密売者のところで逮捕された。それ以後は「ヒロボンを打つていると正規契約工になれないから」と注射をやめ、給料も全部母に渡すようになって、なおしばらく勤めれば正規契約の労働者になれるからといつて働いている。

限界線程度の知能発育で、現在も吃音障害があるため劣等感を抱き、稀に家事の都合で出勤時刻に少し遅れると、「遅れると仲間と言われる」とてギターを引き始めて母を困らせることがある。入墨、ヒロボンについては「修技生にもなれなかつたし、入墨をしないと相手にされないし、ヒロボンを打つと気持が良くなるといわれたので」という。

問題点 本例は元来知能発育がやや遅れている上に、病弱による欠席のため、漸次学業滞りし、友人に対する劣等感が生れ、吃音も加り、更に義務教育終了後修技生にもなれず、前途への方針を確立し得ない空白期がつづき、かくて自己の不满、劣等感を償い虚勢を張るために非行に陥つた例で、現在は正規契約という目標があるので改善されている。

本例を通じて、学校卒業の子弟に適当な就労の機会が乏しく、前途への目標を見出し得ないという社会的事情が非行への1つの大きな原因となつていることがわかる。

IV 非行青少年の原因分析

非行、犯罪の原因分析には、当然人格の生物学的基底より文化などの社会学的上部構造にまで亘る広汎なる見解が要請される。我々の今回の研究では個々の非行の社会的環境諸因子の探究が主であつて、個々の行為者の生物学的事実についての探索は不充分であつたが、しかし各事例研究を通じて、この町の青少年非行を特徴づけているのは炭礦地帯という特殊な文化的、地域的、家庭的条件であり、かかる特異な環境諸因子の重積によつて、この町に特に多数の青少年非行を発生せしめているということが明白になつた。

以下に於いて、各事例分析を通じて把握された、かかる環境諸因子を一応図式的に、A. 一般的背景、即ち地域住民一般に見られる心理的、社会的諸事情、B. 遠因、即ち個々の事例に於いて、非行への人格的傾向を生み出し、或は非行実現を容易ならしたもの、C. 近因、即ち非行の直接契機として働いたもの、とに大別して略述しよう。

A 一般的背景

我々はすべての事例を通じて内郷町、特にその大部を占める坑夫社会の倫理、習俗、生活様

式が本地域の青少年非行の重大なる原因的条件となつていることを認め、この点についての更に立入つた分析の必要を痛感したが、ここでは特に問題となつた二、三の点にふれると、

〔i. 特有な生活態度〕住民の多くはその生活基盤が薄弱で、この生活に不満を抱きつつも結局周囲に追従せねば生活し得ないし、又そうすれば容易に生活し得る事情にある。かくて彼等は低い生活水準の維持し易いことに妥協し、その欲求水準は低く、更に生活内容を向上せしめようという合理的な意欲をもつことができない。このことが彼等の各般の生活場面に現れ、日常の生計、子弟の養育に大なる影響を与えている。

〔ii. 倫理的・道徳的規準のズレ〕坑夫社会の集団的制約は強く、義理的交際はやかましく、そこには彼等の生活を律する社会的規範があるはずであるが、特に非行に関連して注目を惹いたのは、炭礦地帯の特殊な事情から石炭置場、ズリ山から石炭を拾つて来たり、各所に放り出されている金物を拾つて来て、それを買炭屋、古物商に売ることが住民にとつて特に咎むべき行為でなく、年少者でもそれによつて金銭を収得することができる。かかる社会的規範によつて、単に盗炭のみならず、一般社会では禁止されるようなその他の非行もあまり問題とされずに放任されていて、それが警察沙汰になるようになって初めて噂の種となるという状況である。

〔iii. 経済的事情〕常磐炭礦労務者は会社の大企業性に依存して、その生活は一応安定しており、例えば通帳制によつて現金はなくとも生活し得られるという都合の良い点もあるが、反面その支出は非計画的に流れ易く、教育的関心の欠除と相俟つて子弟教育は一層疎かになつている。

小炭礦労務者、日傭労務者等ではその生活はより不安定で、経済的にも逼迫しており、ここでは貧困が非行の1つの原因となつている。

〔iv. 住宅の形態〕狭隘なる土地に多数の住民が不良な長屋形式の狭い住居に密集して住んでいることは、子供達の養育や躰に悪影響を与え、又家族間の軋轢を一そうはげしく、継子関係などについても周囲からうそく取沙汰され、ますます親子間を離間せしめている。

B 非行の遠因

各事例の日常の生活行動様式を総括すると、一般にその心理的傾向として、

- (1) 自己の欲求を自らコントロールすることが出来ず、周囲の事情に影響されやすい。
- (2) 困難なる事態におかれると、直ちに逃避し、或は拒否的、攻撃的となり、不満葛藤に耐えて行く力が弱い。
- (3) 親、教師等の権威に対して不信、反潑的で、支配一服従的關係をもつ仲間同志のグループの力に強く制約される。

等があげられるが、学校教師も児童に対する一般的批判として、「飽き易い、気まぐれ、投げやりで、責任感なく、すぐ腹を立てて乱暴し、親分・子分的の氣風が強い」といつており、かかる犯因性人格傾向が青少年の間に一般的となつており、そのため誘因があれば、容易に非行に陥つてしまうということが認められる。かかる犯因性人格傾向の由来に関連して人格形成の場

としての、家庭・学校・近隣に、次のようないくつかの重大な問題的な特色がある。

(1) 家庭の問題

〔i. 複雑な家族構成〕第1に認められることはその家族構成が複雑なことであり、多子家庭、多種家庭が特徴的である。母は子女の世話に追われ、特に多種家庭ではしばしば複雑した対立反目が発生し、また夫婦間の不和も多い。

〔ii. 家庭内の権威〕父は一般に家族に対し封建的に振舞つていて、母は父の駆使の下に家事に追はれている。しかし父のかかる家長的態度にも拘らず、子弟は次第にその統制に服さなくなつて行く。更に疾病、失業等によつて父が生産から落伍すれば、直ちその権力は代つて家計を支えるものとなつた母、長兄、或は娘の婿等に移行し、このために軋轢を生じたり、或は児童に対する養育態度のはげしい転換が起つたりしている。

〔iii. 不適切な養育態度〕親達の子供に対する考え方は単純な所有感で、躰については全く無知であり、子供に対する態度は極端なる厳格か、放任かのどちらかであり、又或る時はきびしく、或る時は放任という風に一貫性を欠き、又両親の養育態度が極端に不統一であつたりする。

又しばしば新転入家族では周囲の生活への反撥を家庭内に向け、子供に対して過度にきびしい態度をとり、新参者に対する近隣の特別視と相俟つて、児童の新環境への適応を一層困難ならしめている例もあつた。

〔iv. 両親の教育的関心の欠除〕両親の教育への関心は一般に極めて低調で、学校教育についても殆ど意を用うることがない。

(2) 学校の問題

各事例を通じて、児童にとつて学校は非魅力的な存在で、特に中学進級後、急激に学校への関心が失われて行く傾向が著明であり、かかる傾向の学校側の問題として、教師の問題、指導方法、教授内容、施設等についての実に適切なる対策の要を痛感された。

(3) 近隣の問題

地区住民には未だに親分子分的気風が強いが、更に窃盗、故売、スリ、ヒロポン密売等を常習とする不良成人が多数散在し、その周辺に親分子分的に結ばれた集団が構成され、その集団の青年層のものが自己の掩体として少年を誘惑利用し、その影響は小学校低学年児童にまで及んでいる。そしてこの集団が青年達にとつて誠に面白い集会所ともなつているところに問題がある。

かくて児童は家庭に於て愛情の対象を見出し得ず、家庭への不満強くなり、親との対人関係を通じて自己の欲求を調節する規律性を形成する過程が妨げられ、学校へも魅力を感じず、結局周囲の集団からの力に強く影響され、かくて次第に非行への傾向が形成されて行く。

C. 非行の近因

以下に於いては、非行に導いた直接の動機について述べる。

〔i 家庭の混乱〕いろいろの出来事、例えば父の失職、両親の疾病等を契機に経済的困窮が加わるのみならず、子供への支配力が急激に弱まり、或は例えば姉婿を迎えるということから家内の軋轢が急に明確に露出され、それを機会に家庭の統一が破れ、不良交反、怠学が始まっている。

〔ii 学校の問題〕全事例中 30 例 (53.6%) に於いて非行の前段階として怠学、長期欠席が見られた。長欠児の問題については詳しくは、学校関係調査に譲るが、我々の事例でも長欠の直接の原因としては、貧困により両親が休ませる、教師からの叱責、体罰、友人からのおどかし、精神薄弱児、学業遅滞児にとつての学業過重等があげられる。

〔iii 学校卒業後の空白期〕炭礦以外に就労の場所に乏しいこの地区では、義務教育終了後の青年にとつては常磐炭礦修技生に採用される（常磐関係者以外の子弟にはこの道は更に狭い）外は、臨時坑外夫になるか、自由労務に服する以外は就職の道がなく、ために他地区に職を求めて他出するものもあるが、心的動揺のはげしい思春期に将来への方針を確定し得ないために、この間に非行に陥ることがしばしばある。

〔iv その他〕不良年長者からの誘惑使嫉、強要や、自己の欲求を満たすための盗炭、金物拾いが非行の直接の誘因となることは既に述べた通りである。

上記各種因子が相互に複雑に関連しあい、更に各因子に敗戦後の時代的影響が働いて、事態をより深刻なものとして、ここに多数の青少年非行を頻発したものである。

尙本地区の青少年非行の特色及びその原因が社内、社外（常磐炭礦関係者、小炭礦関係者、自由労務その他）の別によつて如何なる差異があるかということは 1 つの大きな問題であるが、この点について今回の調査結果からは、小炭礦関係者、自由労務者の家庭ではその生活基盤がより不安定で、経済的にも困窮し、子弟の将来の方針の確立がより困難であるという点が認められたが、その外には社内、社外との間に特別な相違は見出し得なかつた。

非行が開始されてから、それが更に発展悪化せしめた要因としては、(1) 家人の徒らにきびしい叱責、体罰、(2) 近隣人の冷眼視、(3) 教師、警察等、関係者の非行青少年に対する不適切な処遇等があげられ、反対に非行が一応中止された例 (14 例) では、改善の契機として、(1) 修技生採用、正規契約、他地区にて就職等により一応将来の目標を見出し得たこと、(2) 親の態度の改善、(3) 教師、警察よりの注意が奏効した等があげられるが、改善された事例は金へん景気による機会的な非行、就労の機がないための空白期の非行などで家庭環境等にあまり問題のない例が主である。

V 非行青少年事例調査の結語

各事例の分析を通じて、第 1 には各家庭が子供の人格形成の場としての機能を営んでいないこと、第 2 にはこの地域社会が青少年非行を醸成せしめていること、この 2 点が痛感された。

この地区に流入して来る住民の多くは家庭的基盤を失つたものが多く、坑夫社会の枠の中に

入つて初めて生活し得られ、その中に固有の自己の家庭を形成して行くことができません、ここでは家庭は児童と社会との間にあつて、児童を訓練し防禦するだけの機能を営むことができない。父母は家族に対して旧来の家長的態度を固執しているが、それによつて家庭内の統一を保つことができません、反つて子弟の家庭への不満、反撥を強めるのである。他方家庭を取まく地域社会には特異な風潮、規準が強く支配しており、上記の如く家庭は微力であるために、この地域社会が家庭を強く支配しており、しかもここでは非行に対する社会的評価が一般社会と可成り異なるところがあり、所謂非行がここでは一般化正常化しているといふことができる。

かかる社会的文化的事情がこの地区にこの 1 社会的現象として大量の青少年非行の統発を惹起したものである。

VI 補遺

今回の研究実施に当つては、人員、期日等の点で幾多の制約があつたために充分調査し得なかつた点も少なく、又その後気付かれた問題点もいくつかあるので、本研究の完璧を期するため更に補足し、或に新たな調査計画を樹立せねばならないと考えられる諸点を次に附記して、今後の研究の準備としたい。

1. 各事例について精神医学的、心理学的、社会学的諸観点よりの更に詳細なる事例研究、事後追及を行う。
2. 非行青少年の対照として、同様の環境にあつて不良化しない青少年について調査する。
3. 青少年非行との関連に於いて成人犯罪の分析を行う。
4. 非行との関連に於て、自殺、神経症、売淫、人身売買等の社会病理的現象をしらべる。
5. 坑夫社会の倫理、習俗を分析し、彼等の行動の規範、心性を明らかにする。

上記の諸目的についてはいづれも長期に亘る組織的な継続的調査研究を要する。(岡田記)

第 2 節 長期欠席児童の実態とその原因

長期欠席の問題は非行問題や人身売買の前提条件となること多く、既に述べたように、この町としては長欠児の問題やその対策に苦慮しているところから、非行青少年調査と並行して、学童の性格や態度の調査、学校教育施設の機能の調査などと共に行われたものであるが、その結果、数多くの問題が提出されたことは喜ばしいことである。

I 調査の方法

長欠児の調査は、2つの中学に用意してあつた本年7月現在のリストにのせられている42名の中から、病気その他理由の明らかなものを除き、非行の問題と関連がありそうに思われる事例15をえらんで、個別的に1—3回訪問して、主として、両親に面接調査を実施した。その方法は自由問答式に、家族構成、生活状態、生活歴、既往歴、交友関係、長期欠席の契機、現在状況などについて聞き出し、これを後から整理した。整理に用いた様式は非行少年の場

合と同じである。

Ⅱ 長欠児發生の遠因と近因

われわれは調査し得た 15 の事例を中心に、その原因を遠因と近因とに分けることによつて、その実態を次のように把握することにつとめた（第 24 表参照）。

A 一般的心理的因子

- (1) 家庭の貧困
- (2) 同胞多数………非行少年の調査の方で平均が出ている。
- (3) 親の教育に対する無理解、無関心。親の教育程度が最高双方小学卒という低さにあることも大きい原因であるが、はなはだしい親は、中学が義務制になつたことを理解していない。

第 24 表 長欠児の原因分析

一般的心理的因子	遠 因	近 因
1. 家庭の貧困 2. 同胞多数 3. 親の教育に対する無理解、無関心 4. 親の教育扶助、生活保護に対する態度 5. 周囲の環境 a. 子供同志で金銭の借り貸しをする b. 子供にも働く場所と実際の収入がある c. 長欠を特に問題視しない一般の考え方 d. 会社の支給に依存しているので物を大切にしない e. 小さいときから金を持つている習慣があること	1. 家庭の問題 a. 父の死亡 b. 父の失職 c. 父母の共かせぎ d. 兄弟に長欠児のいること e. 父母の教育への態度 f. 学用品がない 2. 近隣の問題 a. 近隣の環境 b. 悪友 3. 本人の問題 a. 成績がわるい b. 学校に興味がない c. 子供のパーソナリティの問題 3. 学校の問題 a. いやな友人	1. 家庭の問題 a. 親子のむすびつきがうすい b. 口べらし c. 両親の命令 2. 本人の問題 a. 家事、商売の手伝 b. 家計への援助 c. ずる休み

(4) 親の教育扶助、生活保護に対する態度。困窮していながら受けたくないというものが多
い。その理由は、保護を受けると公然と酒がのめないというにある。教育扶助については、
無理解、無関心もあるし、また受けても、現品で支給するので自由にならないせいもある。

(5) 周囲の環境（子供の長欠に影響していると考えられる心理的環境）

- i 子供同志で金銭の貸借をしている（それができないと子供同志のつきあいができぬ）。
- ii 子供にもはたらく場所があり、実際の金銭収入があること。

- iii. 長欠は別にとりあげて問題にすることではないという一般的な考え方。
- iv. 住宅や身の廻り品の多くを会社から支給されているために物を大切にしないこと。
- v. 小さいときから金を持たせる習慣があること。(これは、長屋という家屋の構造と3交代制による生活時間のズレ、それに子供の多いことなどがからみあっている)

(6) 学校の態度

学校当局も長欠児の存在を当然とみとめて、事後的な消極的な処置はしているが、積極的な予防方針、対策をもっていない。その他一般調査で説明したことがあげられる。

B 遠 因

個々の事例の背景になつている遠因としては次のようなことがあげられる。

(1) 家庭の問題

- i. 父の死亡
- ii. 父の失職
- iii. 共かせぎ (父と母)
- iv. 母の就職
- v. 兄弟に長欠児がいること
- vi. 父母の教育への態度
- vii. 学用品を与えられない、与えない

(2) 近隣の問題

- i. 近隣環境、近所の大人が仕事の手伝などさせるという態度 (後述の事例)
- ii. 悪友、すでに長欠しているものに誘われたりする

(2) 本人の問題

- i. 成績が悪い
- ii. 学校に興味がない
- iii. パースナリティの問題、即ち性格的な欠陥にもとづくものや、身体的に故障があつたり、精神薄弱その他の欠陥があつたりする場合

(4) 学校の問題

- i. 直接担当する教師の態度
- ii. 学級内のいやな友人の存在

C 近 因

(1) 家庭の問題

- i. 親と子の間に空間的にも、心理的にもむすびつきがやすい。
- ii. ロベらし、子供が多いので口をへらすために外に出したりする。
- iii. 両親の命令、家の仕事のためなどで休ませる。

2) 本人の問題

- i. 家の商売, 家事の手伝
- ii. 家計への援助, (i. のさらに積極的なもの)
- iii. ずる休み

(3) 学校の問題

- i. 教師の態度

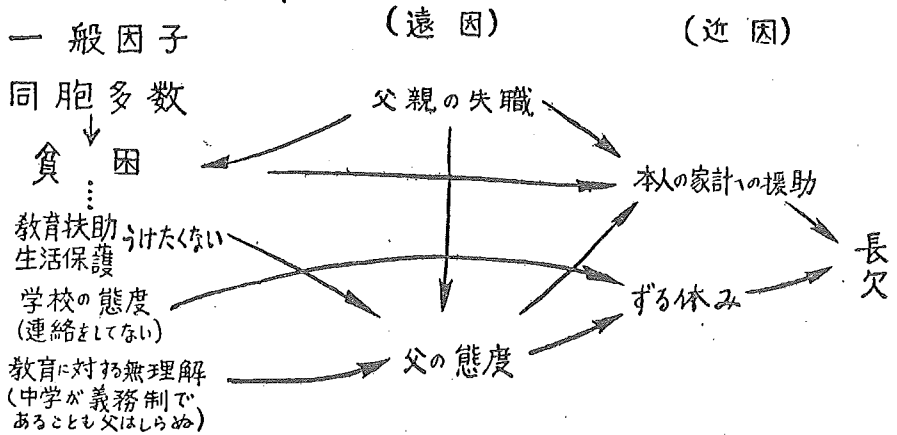
などが考えられた。長欠に至つてゆく過程を示す事例を、二、三掲げておくことにする。

——→ は因果関係を示す。

……… は、「それにもかかわらず」の意味。

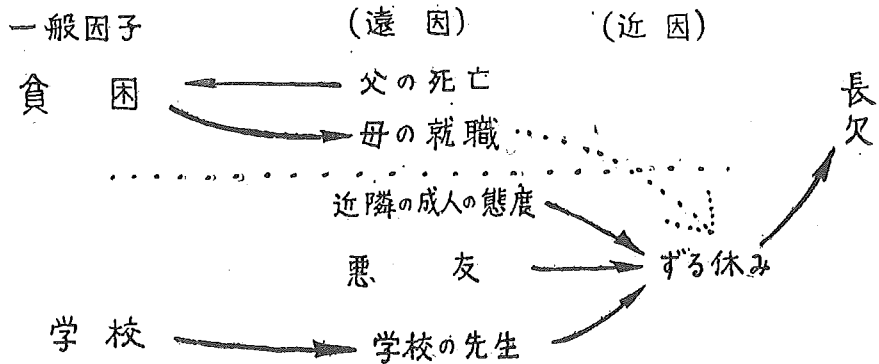
[事例 1]

Case No 12. O.



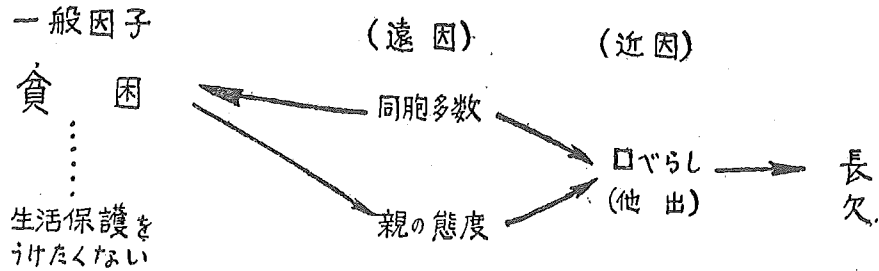
[事例 2]

Case No. 5. H.

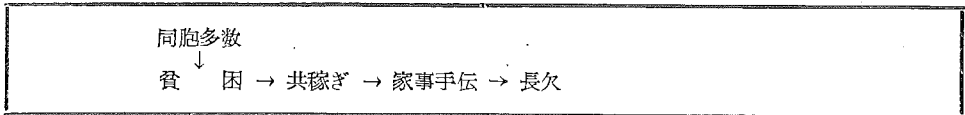


〔事例 3〕

Case No. 4. S.



以上はこの町の特徴を示す事例であるが、このほか他の地域でも当然考えられるようなもの、即ち次のような事例もあつた。



Ⅱ 長期欠席児童問題の總括

以上の各方面の結果を総合してまとめてみると、次のようになるであろう。

長欠が発生する原因は、長欠している児童のみにあるのではなくて、内郷町の特有の事情に結びついていることが多い。

乳幼児関係の調査では、「子供は1日中ほとんど背負つていた」という答が多い。また、這い廻る時期が少く、すぐ歩いたと答えている母も多い。これは、長屋であるために、隣が非常に近いことと、3交代制のため夜働くので昼ねなければならない事情があるために、家の内で子供が泣いたり這い廻つたりしては困るからであろう。これは、子供が多いこと、家がせまいこととも関連するが、こうして小さいうちから子供は外へあそびに出るよう仕向けられている。社会的成熟度尺度にみられる「だまつてあそびに外へ出ても心配ない」、「10町ぐらゐのところならひとりでゆく」、「自分で小づかいからすきなものをえらんで買う」などがよくできる反面、「ハサミを使う」、「クレヨンで人間その他をそれとわかるぐらゐに書く」などが年齢相当のところからずつとおくらせているのは、この事情を示している。

このような状態なので附近の悪い環境にそまりやすく、——近所の成人が家の仕事の手伝にさそつて休ませている——父母とのつながりはうすくなつてくる。

このため児童は小さいころから金を使うことをおぼえるようになる。しかも、悪いことにこの地には子供ながらに金錢を手に入れる手段がある。それは石炭拾いや、坑木、レールの持出しなどである。坑木などをもち帰ることは親自らやつているために、子供も悪いこととは思つていない。親もまた、その子供の経済的援助をあてにしている面もある。ある校長の言によれば

、学校の砂場の砂が3日ではこび去られたという。もつともこの所有観念の欠如の問題は、通帳制による放漫なやり方のために、ものを大切にすることを習慣がないことも関係している。

特に長欠児が中学に入ってから急に増加することは、フラストレーション・テストの結果で幼少児ならば問題にならぬ単純な欲望充足の反応——要求固執型——が、中学に入つてふえてくるといふことと対照している。この点は前述した通りである。また、問題行動（する休みなど）はおこるけれども、病的な行動はほとんどみられないという事実と——自己を強調する反応——自己防禦内罰、無罰型——のないことも関連している。

次に社会的事情のうちでは両親の生活程度が一番問題になる。

一般に現在の職業に対しては何のほこりももっていないが、しかしやめる気はない。それは単に、ここにいればくらしがゆけるというだけの理由である。そして子供にも、同じ理由でこの職業をつがせたいといっている。また、両親の教育程度は、最高で双方小学校卒という程度できわめて低い。そのため、はなはだしきに至つては六三制の存在をすら知らぬという程度に、教育に対する関心が低い。公然と酒がのめなくなるからといつて生活保護や教育扶助を受けることをきらつたりしている。そして、炭拾いその他で子供を働かせたり、ひどいのは他出させたりしている。

このような両親の態度が事情をさらに悪化させている。

一方学校は、これに対して積極的な対策がないこと前述した通りである。

学校そのものが子供にとつてあまり魅力のある存在ではない。

従つて、いろいろな原因から一旦長欠という事態をおこしかけると、それを正常なコースにひきもどすことができない。

また、小中学を通じて特殊教育ということは全然行われていないから、発育遅滞や、身体障害などから生じた長欠もまた施すすべもない状態であると推察される。（玉井記）

第4章 青少年問題発生の背景と基盤

第1節 一般学童における性格と態度

既に或程度究明されたように、青少年問題はその地区や社会のなかに直接間接の発生基盤があるのであり、青少年問題の特徴も非行青少年や長欠児の原因のなかにも、この町全般の生活様式や生活態度と直結した問題が多いのである。そこで先ずわれわれは、所謂問題を起すに至っていない学校児童生徒の性格・社会的成熟度や社会的態度・社会的関心事・常識をさぐることによつて、児童のパーソナリティやその生活環境を明かにしようと努めた。これと共にそれぞれの教育機関や関係者がどのような教育方針と方法をもち、どの程度の効果と自己反省をもつているかを併せて調査したのである。そこでこのため、町内の各学校・保育所等を歴訪して、

先ず当局者関係者から学童や教育に関する各種の事情を聴取し、更に小学校3年以上中学・高校に至る児童生徒に対して各種のテスト・調査を実施したのである。

I 調査の方法

(1) 一般調査 これは学校保育所などを歴訪して一般的状態を聴取したもので、主として8月3日より12日に至る第1期の期間に行つた。主な個所は次の通りである。

- i) 学校 小学校4（他に分校1）の全部、中学校2の全部、高校1（昼、夜）の全部。
- ii) 保育所 町立保育所3の全部（ただし1は施設のみ）、会社経営の幼稚園5のうち2（ただし、保母との面接は1人のみ）、その他私立保育所1あるも訪問せず。
- iii) 図書館、学校医、P.T.A、教師、少年愛護連盟、ボーイスカウト関係者など。
- iv) このほか、特殊な学校として、常磐炭礦の中堅幹部養成のための修技生の学校をも訪問した。

学校では、施設、人員の概況、問題児、心身障害児、長欠児の状況と取扱、カリキュラム編成の方針、課外活動、自治活動、校外指導の状況、就職進学の動態、P.T.A.の動き、父兄の教育への関心などについて、主として校長より聴取した。

(2) 学童に対する集団テスト 小学校3年以上の生徒に対して実施した。

i) 抽出の仕方

個人単位の抽出は時間的に不可能であつたので、クラス単位に各校から少くとも1クラス以上を抽出し、全体として小学校3年、4年、5年、6年、中学校1年、2年、高等学校3年の各学年を網羅するようにした。

ii) 使用した Test

- ① 生活態度調査（別紙）
- ② 常識テスト（別紙）
- ③ Picture Frustration Test（外林氏の好意による）
- ④ T.A.T. の1部
- ⑤ 自由作文（題「私が大きくなつたら」）
- ⑥ 乳幼児に対する調査

iii) テストの割り振り

1つの学級に二、三種のテストを行い、1人の児童にとつては半日以内に終るようにした。テストとしては、3、5、中1、あるいは4、6、中2というふうに各学年がふくまれるようにしてある。

II 結果

(1) 一般調査

調査の第1段階として、問題の所在を明かにし、後の詳細な調査の手掛りとする為の一般調

査を主として前述の各当事者に面接して把握しようとした。

i) 全般的印象として、この地域の特徴を教科課程の中に取りこんでいることが不充分であるように見うけられた。かなり以前に出来た内郷プランが存在するが、それが現実の児童の能力(後に言及するごとくかなり遅れている)にマッチしているかどうか、これが実際の授業の内容に生かされているかどうかについては多大の疑問がある。こういった机上のプランを作ることでも万事終りとする教師側の考え方に最大の問題がある。後に調査によつて明かになつたように社会的事実的関心が薄く、この点についても教科面で考慮が為されねばならぬと思われる。

ii) 不良化の問題については、小学校側では、小学校に在学中は、表面化する問題は少い為、自分達の関する所ではないという態度を示し勝ちであり、發達的にみて問題の多い年齢である中学校生徒は、既に小学校時代から萌していた問題を、種々な環境条件の下に露呈し、これが公の問題として取りあげられ易くなつている。即ち中学校時代に於ける問題も、既に小学校時代に準備されているものが多いにも拘らず不良化、長期欠席の問題についての学校相互の(横の各小学校、各中学校同志のみならず、縦の小、中学校間の)連絡が不充分であるように見うけられた。小学校時代に長欠をつづけて、そのまま中学校に入り、全然出席していない例などあつて、お互に責任回避をしているなど、相互の協力が欠けていると思われる。各学校の対策も、並々ならぬ努力が為されてはいるが、既に生じてしまつている問題を処理しようとする以前に、その予防策により重点がおかれたら、効果は更にあがるであろうと思われる。例えば、毎日学籍簿に捺印して家庭に連絡するといつた、不良化並びに長欠防止策を講じているが、補導組織も弱体である。長欠の生ずるのは当然であるといつた考を、教師父兄が持つていて、その責任を、この町の特殊な社会条件という外的事情に転嫁しているのが見られた。「長欠防止には家庭訪問が最も有効である」との事であるが、教師の手不足もあつて、必ずしも充分ではない。中学に長欠児のリストは出来ていても、その理由など我々の実際の調査と喰い違つているのが多かつた。

iii) 学校と役場、愛護連盟、さらには学校相互の連絡が殆んど行われていず、校外指導組織も確立されていない。

vi) 各学校共に健康管理が不充分である。実施していることは殆んど意味がない。校医が足りず、不十分な事しか出来ない。ある校医の言によれば、トラコーマは 60% 以上と推定されるという。

v) 図書室の設備は貧弱で、独立した部屋をもつていない所もある。相当以上と見られるのは小学校1校のみである。図書の内容としては郷土関係のものが足りない。

vi) 教師の素質は一般に悪い。明細の判明しているのは中、小各1校であるが、中学では33名中13名が臨免、仮免教員である。

vii) 高校は進学、職業指導のいずれにも特徴をもたない。中学卒業者の中優秀なものは、より

程度の高い近くの市の高校に進学し、ここの高校生は事実上高校のみで終るものが多いにも拘らず、職業指導に重点をおいているとも思えない。

viii) ある中学で実施した知能テストの結果は、知能偏差値の平均は35である。この学校には少くも3つの小学校より入学している。学力検査の結果も外国語や数学が特に劣り、標準より2~4年程も低下を示している。このような事実が併し実際の授業では考慮されて居らず、その為児童が学習活動について行けず、脱落する原因にもなつていていると思われる。

ix) 「もつとも困つて居る問題は何か」という質問に対して、不良化問題をあげた学校は中小通じて中学1校のみであつた。これはそれ程一般化しているともいえるし、また学校当局の態度の無關心さを示していると解してもよいだろう。前述の如く予防対策については殆んど具体的考慮が為されていない事を示す1例である。この事は父兄の学校や教育に対する關心の薄さと相俟つて、問題を一層深みに陥らせている。P.T.Aの出席は一、二割程度である。更には職員、労務者の父兄の間に、意見の対立や不一致のあることも見受けられた。

x) 2つの中学校は共に自分達の自由になる運動場をもつていない。その他のレクリエーションの施設にも見るべきものがなく、もともと遊び場をもたないこの町の子供を、不良児、問題児に作りあげる1つの原因であらう。

xi) 平に近く、かつ農村的性格をもつ御厩小学校に於いては、将来の進学の為に、この町の中学をさけて平に通うものが見られるが、このような傾向は町の有力者の間でも共通に見られる。

xii) 保育所の施設も不十分であるが、特に食器棚もないままに給食している所がある。会社の幼稚園は粗末で保母も事務員として取扱われている。

(2) テスト関係

i) 生活態度調査

この調査は東京で中学校、高校、神奈川県農村で小学校及び中学校の対照群をとつた。内郷町の学年相互の間と、内郷町と東京及び農村の同学年との間で比較した。検定は χ^2 検定法を用いたが繁雑になるので有意の差のあるもののみを説明する。

問「将来もこの町に住みたいか」(第24表参照)

「住みたい」という傾向は、内郷町のみをとつて考えると、男子は小学校3年、5年、6年が、中学高校に比して高く、5%の危険率で有意である。女子では小学校3、4、5年が、6年、中高校に比して大きく、5%の危険率で有意である。中学高校では男女共に減少する傾向がある。対照群との比較は内郷町の中学高校生に比して、東京の中学高校生には、現在の土地に住みたいという傾向が強い(5%の危険率)。分らないという答が内郷町に於いて有意に大である。

問「将来どんな職業につきたいか」(表省略)

男子では炭礦関係の職業を希望するものは小学校の高学年になるにつれて減少し、中学では

更に少くなっている。希望する職業は身近なものに限られ、例えば男子ではお巡りさんが最高であり、女子では「ごはんがたきたい」などというものがある。先生、看護婦などは僅か見られるが、学者、医者などの知的専門的職業はほとんど出て来ない。

問 「親の職業をつぎたいか」(第 25 表参照)

「つぎたい」という傾向は、ここで親の職業という場合、男子が対象になるので内郷町の学校の男子のみをとつて見ると、高校に有意に少く、小学3年で著しく多い(5%で有意)。この場合の親の職業は炭礦関係の仕事である。興味あることは、このように親の職業をつぎたくないという傾向は、都会地の中学高校男子と共通でありながら、他方農村では、男子は多く親の職業をすすんでつごうとしていることが見られる。内郷町でも農村地区の小学校では同じ傾向が見られるのである。農村地帯と炭礦地帯の差がこのような所にも見られている。

問 「田舎の子と東京の子と、どちらが幸福だと思うか」(第 26 表参照)

内郷に於いては、田舎の子の方が幸福ではないという答が、小学校3年男女、5年男女が他に比べて多い(5%危険率)。東京の中学高校生は、田舎の子が幸福であると思うという答を示さず(5%有意)、神奈川県農村地帯の小学生も、都会の子を羨ましいとは考えないから、この点で明かに他の地域と異っている。自分達の住む土地への愛着のなさ、自分達を不幸であると考えることが、何等かの原因で、内郷町の子供達に存在していることが分かる。

問 「現在の学校を卒業後、上級学級に進みたいか、それともすぐ働きたいか」(第 27 表参照)

内郷町の生徒は、小中学では上級進学希望が多く見られるのに対して、高校では卒業後働くという答の方が多くなつていて有意である。一方都会の中学高校生徒は一貫して上級進学希望が大であり、この点で特に内郷の高校とは差異がある(5%の危険率)。農村地帯に於いては神奈川県、内郷共に都会程ではないが上級進学希望が大であることが見られた。

以上のような生活態度調査から、農村及び都会の中学高校生に比して、内郷の同年令の生徒は、自分の住んでいる町に住むよりは外に出ることを好み、種々の事情により上級進学を断念して居り、現在の自分達よりも、他の町の子供達(特に都会の子供達)の方が幸福であると感じていると云えよう。特にこのような考え方の萌芽は、実際の問題(長期欠席或は不良化)をそれ程表面的に露呈していない小学生時代に存在していることが、以上の調査により明らかになつたといえる。

第 24 表 あなたは大きくなってからもこの町に住みたいと思いますか

		学校及学年	判断		は	い	い い え	判らない	不 明
			員	数					
内 郷 町 関 係	小 学 校	宮 小	男	30	21		8	0	1
		3 年	女	30	20		10	0	0
		内 町 小	男	30	11		10	5	4
		4 年	女	31	16		7	5	3
		内 町 小	男	31	21		9	0	1
		5 年	女	27	16		10	0	1
	中 学 校	宮 小	男	33	9		21	3	0
		5 年	女	35	13		22	0	0
		二 中	男	29	5		15	8	1
		2 年	女	29	5		11	12	1
都 会 (東 京 都)	二 中	男	31	14		4	13	0	
	3 年	女	27	6		5	16	0	
	一 中	男	20	4		3	13	0	
	3 年	女	26	7		8	11	0	
農 村 地 帯 (神 奈 川 県)	内 郷 高	男	23	7		14	1	1	
	1 年	女	28	2		24	1	1	
	日 本 中 3 年	男	27	14		10	2	1	
	家 政 中 3 年	女	24	5		18	0	1	
内 郷 町 (農 村)	日 本 高 2 年	男	21	11		9	1	0	
	家 政 高 2 年	女	29	11		18	0	0	
	福 沢 小	男	24	17		7	0	0	
	4 年	女	13	9		4	0	0	
	福 沢 小	男	20	9		9	2	0	
	5 年	女	17	9		8	0	0	
内 郷 町 (農 村)	文 命 中	男	24	7		9	8	0	
	3 年	女	20	5		8	7	0	
内 郷 町 (農 村)	御 厩 小	男	25	20		5	0	0	
	4 年	女	18	13		5	0	0	
	御 厩 小	男	11	8		1	0	2	
	6 年	女	8	2		6	0	0	

第 25 表 親の職業をつぎたいと思うか

		学校及学年		判断						
				員 数	は	い	い い え	分らない	不 明	
内 郷 町	小 学 校	宮 小	男	30	26		3	0	1	
		3 年	女	30	21		8	0	1	
		内 町 小	男	30	15		8	0	7	
		4 年	女	31	4		0	6	21	
		内 町 小	男	31	20		9	0	2	
		5 年	女	27	16		10	0	1	
	関 係	中 学 校	宮 小	男	33	16		16	1	0
			5 年	女	35	9		18	8	0
			二 中	男	23	8		18	3	0
			2 年	女	29	5		18	6	0
都 会 (東 京 都)	福 沢 小	二 中	男	31	7		16	6	2	
		3 年	女	27	9		5	13	0	
	文 命 中	一 中	男	20	5		13	2	0	
		3 年	女	20	5		14	6	1	
	内 郷 高	内 郷 高	男	23	4		17	1	1	
		1 年	女	28	4		19	0	5	
	農 村 地 帯 (神 奈 川 県)	日本中3年	日本中3年	男	27	10		11	1	5
			家政中3年	女	24	2		22	0	0
日本高2年		日本高2年	男	21	3		17	0	1	
		家政高2年	女	29	4		22	3	0	
内 郷 町 (農 村)	福 沢 小	福 沢 小	男	24	16		5	0	3	
		4 年	女	13	9		2	0	2	
	福 沢 小	福 沢 小	男	20	11		4	0	5	
		5 年	女	17	5		11	0	1	
	文 命 中	文 命 中	男	24	7		13	3	1	
		3 年	女	20	0		8	8	4	
御 厩 小	御 厩 小	御 厩 小	男	25	19		6	0	0	
		4 年	女	18	13		5	0	0	
	御 厩 小	御 厩 小	男	11	7		4	0	0	
		6 年	女	8	2		5	0	1	

第 26 表 自分達は他の町（炭産地農村の児童に対しては都会，都会の児童に対しては農村）の子供よりも幸福だと思ふか

	学校及学年	判断		肯定	否定	同じ	不明		
		員	数						
内郷町 関係	小学校	宮小 3年	男	30	1	21	5	3	
			女	30	5	23	2	0	
		内町小 4年	男	30	13	5	4	7	
			女	31	11	13	3	4	
		内町小 5年	男	31	9	19	1	2	
			女	27	7	18	0	1	
		中学校	宮小 5年	男	33	5	27	1	0
			女	35	3	32	0	0	
	二 中 2年		男	29	15	12	3	1	
			女	29	17	7	3	2	
	二 中 3年	男	31	12	13	5	1		
		女	27	9	10	7	1		
	一 中 3年	男	20	4	15	0	1		
		女	26	2	18	2	4		
	内郷高 1年	男	23	8	7	3	5		
		女	28	14	11	1	2		
都会（東京都）	日本中 3年	男	27	20	0	5	2		
	家政中 3年	女	24	19	0	5	0		
	日本高 2年	男	21	10	5	4	2		
	家政高 2年	女	29	16	1	12	0		
農村（神奈川県）	福沢小 4年	男	24	19	0	0	5		
		女	13	10	0	0	3		
	文命中 3年	男	24	4	9	11	0		
		女	20	8	7	3	2		
内郷町（農村）	御厩小 4年	男	25	5	19	0	1		
		女	18	4	14	0	0		
	御厩小 6年	男	11	6	2	0	3		
		女	8	4	2	1	1		

第 27 表 あなたは上級学校（高校、大学）に行きたいかそれともすぐ働きたいか

	学校及学年	判断		上級校に行きたい	働きたい	分らない	答なし		
		員	数						
内郷町	小学校	宮小 3年	男	30	25	4	0	1	
			女	39	24	6	0	0	
		内町小 4年	男	30	15	7	0	8	
			女	31	16	7	4	4	
		内町小 5年	男	30	20	9	0	2	
			女	31	7	19	0	1	
		中学校	宮小 5年	男	33	24	7	2	0
			女	35	28	5	2	0	
			二中 2年	男	29	14	11	3	1
			女	29	5	18	6	0	
関係	中学校	二中 3年	男	31	14	16	0	1	
		女	27	11	13	2	1		
	高校	一中 3年	男	20	15	5	0	0	
		女	26	16	10	0	0		
		内郷高 1年	男	23	8	15	0	0	
		女	28	9	16	1	2		
都会（東京都）	日本中 3年	男	27	25	1	1	0		
	家政中 3年	女	24	22	1	1	0		
	日本高 2年	男	21	15	1	0	5		
	家政高 2年	女	29	22	6	0	1		
農村（神奈川県）	福沢小 4年	男	24	9	15	0	0		
		女	13	12	1	0	0		
	福沢小 5年	男	20	14	3	2	1		
		女	17	13	4	0	0		
	文命中 3年	男	24	20	4	2	0		
女	20	7	6	0	0				
内郷町（農村）	御厩小 4年	男	25	23	2	0	0		
		女	18	17	1	0	0		
	御厩小 6年	男	11	9	2	0	0		
		女	8	7	1	0	0		

ii) ピクチャー・フラストレーション・テスト(第 28 表参照)

対照として市川市の 4,5 年, 中 1 (小都市として), 埼玉県の 4,6 年, 中 2 (農村として) をとり, 内郷町の 4,5 年, 中 1 年と比較した。検定法は平均値の検定で(t テスト), 危険率は 5% である。

反応型からいって, 自己防禦型外罰の反応が, 市川の学校で, 小 5 年, 中 1 年が小 4 年に比して反応数が多く, 埼玉では小 6 年が小 4 年に比して反応数大(中学では不明)であるのに, 内郷町ではそのような発達の傾向はみとめられない。

反面, 要求固執型外罰の反応が, 全体として, 埼玉の 4 年男女, 市川の 4 年男女, 5 年男, 内郷町の中 1 男女が他のすべてに比して大である。すなわち, 内郷町では他とちがつて中学に入ってから増加している。

障害優位型無罰の反応は 3 地帯とも低学年ほど反応数が多い。

その点では有意の差のある明瞭な結果は出ていない。

要するに, この町の児童では, 他の地域で, 小 4,5 年に多い要求固執型外罰の反応が中学に入つてはじめて増加しているのがみとめられ, 他の地域で中学に入つて多くなる自己防禦型外罰の反応が増加していない。

このように, 幼少時に多くみられる, 要求を単純に押し通そうとする反応が, 中学に入つてはじめて増加し, 反対に, 小 5 年ごろから中学へかけて増加すべき自己が強調される反応が増加しない。すなわち, 自己の発達がおくれているために, 幼少時にあらわれてくるべきで, その場合なら問題にならない行動が中学に入るところになつてあらわれてくるから, 問題行動とむすびつくのであると考えられる。

iii) 自由作文及び T. A. T. の内容は, 将来の希望が, 自分の家庭生活に直接関係のあることだけに大体かぎられていることを示している。その反面, いだいて理想は, 現実からはなはだしく遊離してしまつていこともみとめられる。

vi) 常識程度は一般に低いことがみとめられる。対照群との比較によつてこの事は明かである。対照群は東京の中学, 高校及び神奈川県農村でとつた(表省略)。

v) 乳幼児関係の調査の結果は前節に記載した通りである。

II 補遺

以上の調査にあつて, 最も問題となつたことは, 対照群をどのようにして求めるかということであつた。特殊な地域に於ける種々の調査やテストを意味あらしめる為には, 他の地域または同一地域での対照を正しく把握することが必要であるが, 実際には真に困難なことであつた。この町のように何等かの意味で, 地域としてのずれや歪みが存在する場合, その対照となるのは, どのようなものであるだろうか。この地帯は炭礦町であるが, 炭礦地帯として, より問題の少ない他の地域を調査すべきであるだろうか。或は農村や都会と比較すべきなのだろうか。こ

ういつた点を、費用や労力などと、にらみあわせ乍ら、問題の焦点を明かに浮き出させるサンプルリングの仕方を、われわれは今後研究を重ねて行かねばならないと思ひ(玉井・佐治記)。

第 28 表 フラストレーションテスト

Picture-Frustration Test	障害優位型			自己防禦型			要求固執型		
	外罰	内罰	無罰*	外罰	内罰	無罰	外罰	内罰	無罰
埼玉 男 21	0,86	0,10	7,10*	4,38	1,19	1,95	7,38**	0,19	1,81
4年 女 24	0,92	0,42	8,67	4,00	0,33	1,21	6,20	0,00	2,25
埼玉 男 22	2,00	1,72	4,05	8,18	1,75	1,68	2,32	0,05	1,95
6年 女 20	1,80	0,65	4,65	7,80*	1,85	1,90	3,25	0,75	2,00
埼玉 男 22	1,58	0,68	7,63*	4,38	1,32	2,94	3,94	0,03	2,77
中2年 女 20	0,94	1,05	5,12	6,92*	0,63	1,51	3,89	0,06	3,98
市川 男 31	0,71	0,20	6,42*	4,42	1,20	1,72	8,21*	0,21	0,91
4年 女 29	1,01	0,50	7,89*	4,12	0,43	0,98	7,12*	0,31	1,64
市川 男 40	1,02	0,03	4,38	6,38*	1,01	1,89	6,39*	0,38	0,42
5年 女 32	0,98	0,60	4,12	6,12*	0,62	1,78	5,71	0,42	3,40
市川 男 29	2,21	0,84	3,32	6,58	1,51	1,01	5,82	0,43	1,08
1年 女 31	1,81	0,11	4,89	7,39*	0,98	1,84	4,62	0,39	2,20
内町 男 30	0,63	0,17	6,47	5,03	1,77	2,73	4,20	0,90	0,70
4年 女 29	0,38	0,34	6,17*	5,38	1,90	2,41	4,17	1,11	0,83
高坂 男 21	0,55	0,62	3,86	5,05	2,39	2,52	4,76	1,40	2,35
5年 女 27	0,35	0,30	4,11	6,74*	2,63	2,15	3,89	1,40	2,33
内郷 男 20	0,80	1,20	2,70	4,75	1,90	1,70	7,50*	2,10	1,35
中1年 女 21	0,84	1,81	3,30	5,15	2,15	2,69	6,11*	0,50	1,45

表中の数字は1人当り平均の反応数
* は危険率 5% (t Test) で有意

第 2 節 乳幼児のしつけと社会的成熟

I 緒言

乳幼児期に於ける親子関係、殊に躰け方の問題がパーソナリテイの発達に強い影響を及ぼすことは、精神分析の影響の下に近來精神衛生に於いて強く主張されている。(この点については、なお事実即した多くの調査研究を必要とするが、わが国に於いてはこの方面に関する調査研究はまだ極めて乏しい。) 内郷町の問題としても、学童期青年期にみられるパーソナリテイとの間に強い関連性が予想され、これが非行や不良化の問題の要因の1つとなつているのであろうと考えられる。それ故われわれは特にこの町について、乳幼児のしつけと社会的成熟度の調査を行つたのである。調査内容は、しつけ方の調査と、社会的成熟に関する調査にわかれる。前

者は、授乳、離乳、排泄のしつけ方などに関する約40項目の質問からなり、後者は、COLLの Social Maturity Scale、牛島氏の社会的成熟度尺度、山下氏の基本的な生活習慣の自立標準などを参照して試作した尺度を用いた。

対象は宮・綴両保育所から無作為に選んだ満6才以下の幼児41名及び川平・白水その他の地区の幼児14名、計51名である。調査の方法としては、調査員が、保育所、又は各家庭を訪問して、保母及び父兄に面接して口頭で質問し、答を記入した。その他、炭礦病院、町立病院、保健所、診療所の医師や、保健婦、学校医、民生・児童委員等から得た資料によつてこれを補つた。

対象児童の年齢分布は、第29表の通りである。

第29表 年 令 分 布

年 令	1才6月—2才	2才—3才	3才—4才	4才—5才	5才—6才	6才—7才	計
男 児	1	3	3	7	11	4	29
女 児	1	3	5	6	8	3	26

II 結 果

A 家庭状況

- (1) 住所 調査児童の住所は各地区に亘るが、綴、白水、宮、高坂地区が最も多い。
- (2) 両親 父母の年齢及び教育程度は第30表及び第31表のごとくである。

第30表 父 母 の 年 令

年 令 (才)	21—30	31—40	41—50	51—60	61以上	不 明 (死亡を含む)
父	8	28	13	3	0	2
母	15	29	7	1	0	3

第31表 父 母 の 学 歴

学 歴	小学中退	小学 卒	高小卒及び 中学中退以下	中 学 卒 (農卒を含む)	専門大学卒	不 明
父	5	5	25	4	5	11
母	4	10	19	8	3	10

家庭の職種は炭礦関係者33名、その他22名である。炭礦関係者の中には、大中小炭礦の各職種を含み、後者は日雇労働者、鉄道員、商工業、公務員、教員、医師、農業、無職等になるが、炭礦の間接関係者も含んでいる。

- (3) 主なるしつけ担当者 母が担当しているのが41名で、圧倒的に多く、母及び祖母7名、母及び姉2名、その他3名となる。祖父母が同居している家庭が少い為、母親が育児万般の指導

権を持つ場合が多い。これは保健婦の巡回指導に際しても、観察されている事で、周辺の農村地区のように出産や育児に、老人の意見が支配的である事は少ない。

(4) 同胞について

同胞数、出生順位 すぐ上の同胞及びすぐ下の同胞との年齢間隔は第 32 表、第 33 表、第 34 表の通りである。

第 32 表 同 胞 数

同 胞 数 (人)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	不明
児 童 数 (人)	5	6	6	10	5	7	2	3	2	3	2	4

第 33 表 出 生 順 位

順 人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	不明
児 童 数 (人)	11	10	5	6	5	4	2	2	3	1	1	4

第 34 表 上の同胞、下の同胞との年齢間隔

上の同胞との間隔	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	不明
児 童 数 (人)	6	13	7	3	3	1	0	0	1	5

下の同胞との間隔	1才	2才	3才	4才	5才	6才	不明
児 童 数 (人)	9	10	5	3	1	0	1

(5) 出産 出産は 46 名が軽産であり、過半が熟産であり、出産時体重は 500—750g 19名、750—1000g 16名が多く、出生後 2 年迄の疾患は第 35 表の通りである。

第 35 表 乳 児 期 疾 患

疾 患 名	なし	消化器 疾 患	肺 炎	百日咳	その他 呼吸器 疾 患	火 傷	外 傷	その他	不 明
児 童 数	16	11	7	10	3	1	1	4	6

(6) 乳児期に於ける親の態度 質問項目に対する答は次のような結果になる。

- (イ) 泣くとすぐ抱いたりあやしたりする 44
- (ロ) 泣いていても放任する 7
- (ハ) 泣くと叱る 3
- (ニ) 不定 1

(イ) には愛に惹かされて、意の儘にさせるといふ者と、長屋住宅で近隣と密接し、又父親が 3 交代制のため屋間休息する関係上、乳児を泣かせないようにその要求を容れるといふ者が

ある。これは次の項目の乳児期に1日の大部分をどのように過ごさせたかの間に対し、何時も誰かが抱いたり負つたりしたと答えた者が35名あつたこととも関連する。

(ロ)には上級職員、教員の一部にみられるような一定の方針によつて放任するものと、母親が働いている為、意に介せぬ者とがあるが、前者は極めて稀である。

(7) 居住地域、家屋構造 炭礦地区の長屋住宅の児童が41名を占めている。従つて部屋数も一、二室にとどまり、畳数も少く、通風採光清潔その他の条件もよくない。

便所は共同便所で「きんかくし」のないもの45、屋内独立10である。

B、栄養法と食事のしつけ方。

(1) 栄養法

栄養法は第36表の通りで、常磐病院の統計においても母乳と人工栄養との比は6,0~6,9:1程度である。

第36表 栄養法

栄養法	母乳	人工	混合	不明
児童数	42	6	6	1

(2) 授乳法 子供が泣けば乳をふくませ、夜間も添乳をしたというものは40名であり、規則授乳(30分程度のすれのあるものをも含め)は15名である。人工栄養に於いても不規則授乳は半数を占めている。規則授乳を行つたり果汁等を与えているのは、特殊な家庭であつた。一般の家庭では「乳をやらないと泣いて父ちゃんが休まらぬ」とか、「近所で何とかいう」と答えている。

(3) 離乳について 離乳準備を始める時期は第37表の通りである。

第37表 離乳開始期

月令	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1:1	1:2	1:3	1:4	1:5	1:6	1:7	1:8	1:9	1:10	1:11	2:0	2:0 2:6	不明
児童数	1	0	0	4	4	2	2	4	1	8	2	3	3	1	1	4	1	1	0	0	0	0	3	10

次子が生れる迄殆んど母乳のみを与えていた事が多く、離乳開始の添食は特に準備をする事は少い。最初与えた食餌は第38表の如くである。

第38表 離乳期食餌

食餌	おかゆ	御飯	パン	重湯	芋	スープ
児童数	20	18	7	6	2	2

完全離乳の時期は第39表の通りで、夜間の授乳は4才程度でも相当多く行われている。

第39表 完全離乳期

月令	12月以内	1才1月～ 1才6月	1才6月～ 2才	2才～ 2才6月	2才6月～ 3才	3才以上	不明
児童数	5	14	10	4	8	8	7

食事に際しても、栄養、量に注意し、食事の作法等の習慣に就いて指導する家は少い。

C. 排便・排尿のしつけについて

(1) おむつの替え方は次の通りで、保健婦等の意見をきいても比較的頻繁に取替えるようである。

(イ) 泣くとすぐおむつを見て、汚れていればすぐ取替える	35
(ロ) 大体取替えるが忙しい時は放つておく	7
(ハ) 汚れていてもその儘にする	4
(ニ) 時間を決めて取替える	6
(ホ) 汚れていた場合は叱る	1
(ヘ) その他	2

母親が職業に就いている場合は放任されている。

(2) 排尿・排便のしつけの開始

開始時期は第40、41表の通りである。

第40表 排尿しつけ開始期

月令	1～3	4～6	7	8	9	10	11	12	1:1～1:3	1:4～1:6	1:7～2:0	2:1～3:0	3:1～4:0	4:1～5:0	不明
児童数	4	9	1	0	1	0	0	9	4	6	10	1	2	1	8

第41表 排便しつけ開始期

月令	1～3	4～6	7	8	9	10	11	12	1:1～1:3	1:4～1:6	1:7～2:0	2:1～3:0	3:1～4:0	4:1～5:0	不明
児童数	2	13	1	1	1	0	1	8	4	7	9	1	1	1	5

これは山下の資料によるわが国の基本的習慣の自立の標準と比すると、いくらかのおくれがあるようである。最も早い1月よりというのは教員の家庭であつた。

(3) 場所、方法 抱いてやつたというものが大多数で、おまる5名、便所1名である。

(4) 排尿及び排便の予告

排尿及び排便を児童が予告し始めた時期は第42、43表の通りである。

第42表 排尿予告期

月令	1才6月まで	1才6月～2才	2才～2才6月	2才6月～3才	3才以上	不明
児童数	17	13	4	4	7	10

第43表 排便予告期

月 令	1才6月まで	1才6月~2才	2才~2才6月	2才6月~3才	3才以上	不 明
児童数	15	14	4	2	3	7

(5) 便所における排泄の自立

これは便所が屋外に在り、家より遠く、又構造が児童に危険である為、4才以上になつても便所を用いず、庭、門前、戸外等で排泄することが多く、その際紙を使用したり用便後手を洗う等の訓練が一般に欠けている。

第44表は便所における排泄の自立でなく、便所を使用しはじめた時期である。

第44表 便所使用開始期

月 令	2才以下	2才~3才	3才~4才	4才~5才	5才以上 (未使用を含む)
児童数	2	14	12	13	13

(6) しつけ開始期の親子の態度

しつけに対する子供の態度は第45表の通りであるが、泣いたりあばれたり抵抗を示さなかつたものが多いのは、しつけの開始時期も遅く、言語の表現力、理解力、体の安定等が、すでにある程度に達していたためと思われる。

第45表 子供の態度

子供の態度	いやがらぬ	時にいやがる	非常にいやがる	そ の 他
児童数	41	9	2	3

親の態度は第46表の通りで、一般に寛大なものが多い。

第46表 親の態度

親の態度	叱 る	なだめたりすかす(しななければやめる)	するまでするやらせる	すぐやめる	不 定	不 明
児童数	5	13	7	7	13	10

D 睡眠について

睡眠については、前述の如く乳児期を過ぎても添寝、添乳をするものが大部分で、その姿勢位置、寝具等に関して細かい注意を払うことは少く、就寝起床の時刻もまちまちである。ただし就寝前排尿させるものは41、夜間起床させるものは22を算える。

E 身体的発育について

身体的発育に関しては、母親が追想不可能であつたものもあるが、判明したものについて表示すれば、第47表の通りである。勿論この結果に就いても母の錯誤があるかもしれないが、

若干の項目についてやや遅滞が認められる。

第47表 身体的発育

項目	月令																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1:1	1:2	1:3	1:4	1:5	1:6	1:7	2:1	2:6	
首の坐り	1	5	15	1	1	3	1	3														
ねがえり			4	3	2	9	2	4		3	1											
つかまり立ち						3	2	6	2	13	3	4		1								
はいはい					1	1	5	11	2	2	2	2	2	2					1			
おすわり								3	1	6	3	11	6	5	7	2	1					
一人立ち						1	4	1	4	1	1	4	1	6	9	2	1	2	2	1		
こはばめ歯							2	4	2	3	1	6	2	1	3		1	1	2	3	2	
生					1	6	12	7	3	6	1	2		1		1	1	1				

F 社会的成熟について

この尺度は前述のように DOLL, 牛島氏, 山下氏等各種の尺度を参考として試作したものであり, 目下標準化を試行中で, 従つて年令別の規準が確立していない。そこで社会性の年令を算出することはしなかつた。

対象は前のしつけ方の調査のグループと同じで, 5才が最高, 4才, 6才がこれに次ぐ。判定は保母の観察と, しつけ担当者の供述によつた。なお, 対象が少ないので, 年令別に分類することはせず, むしろ, 全体的にこの地域の特性を示す問題をひろつて, 乳幼児のしつけ方の調査並びに小学校児童に対するテストの結果との関連を見出すために, 極めて特徴的な結果を示した項目を拾つて, 検討することにした。

まず, 標準より遅れている問題を拾うと, 第48表のようになる。

第48表 遅れている問題

問 題	できる +	できない -	わなかい ?
歯をみがく	20	11	1
クレヨンで人間その他を, それとわかる程度にかく	16	14	2
はさみを使う	17	13	2

「歯をみがく」は山下氏の標準では4才級, 「クレヨンで人間その他を, それとわかる程度にかく」は GEsELL の標準で5才級, 「はさみを使う」は DOLL の尺度では2才, 牛島氏の尺度では4才となつている。従つて, これらの項目に関しては相当のおくれがあるとみてよいわけである。

これに対して標準より進んでいると思われる項目をひろつてみると, 第49表のようになる。

第49表 すすんでいる問題

問 題	できる +	できない -	わからない ?
黙つて外へ出ても心配ない	24	6	2
外でいくらか危い遊びをしても安全である	15	15	2
10町ぐらい1人で外出できる	23	9	0
小づかいで自分のすきなものをえらんで買う	24	6	2
留守番や子供の世話ができる	17	14	1
雨の日は自分で雨具の用意をする	22	9	1

少し問題はちがうが「自分の町ならひとりで外出できる」は山下氏の標準では8才級、「留守番をする」は9才級に当つている。従つて、このような点では進んでいることになる。

これらの結果は、子供が多いために、屋内での細かい仕事の訓練やしつけは不足するかわりに、次の子が生れると外へ出されるために、屋外でのあそびは早く発達することを示すものではないかと考えられる。

Ⅲ 統計その他よりみた出産育児に対する親の態度

出生率は、この地区全般に昭和24年以降減少しつつあるが、なお全国平均、県平均を上廻り、受胎調節、妊娠中絶等は考慮されることは少い。これについては、会社や町立病院の手によつていろいろの立場から啓蒙運動が行われたが、反響がないため中絶している。昭和26年に大炭礦従業員288名に対する調査が行われたが、その際現在の子供の数「5人以上」と答えたものが47名、産児制限について「全く必要なし」と答えたものが6分の1に達した。調査に解答したものでさえこれであるから、その他のものについては想像に難くない。われわれの面接の際の供述にも「子はさずかりもの」、「早く沢山生めば早く楽になる」、「1人ふえてもどうにかなる」等という無批判、現世的、諦めに似た安易な考え方が多く見られた。

1例をあげると、40才の採炭夫の夫婦は、現在10人の子女があり(このほかに1名死亡)、そのうち双生児1組、精神薄弱児、問題児、母の留守中火傷を負つた子供さえあるのに、現在妊娠中で何の顧慮もしていなかつた。

乳幼児死亡率も県平均より高く、先天性弱質が多い。小児結核が多いのは、結核患者が狭い自宅で療養するからであろう。共同浴場、共同水道その他における衛生上の訓練が欠けているために、赤痢、皮膚、眼疾患(主にトラコーマ)、また百日咳等の伝染性疾患が多くみられる。炭礦病院における集団検診率も20—60%程度で、地区により差異があり、健康優良児の出

る家庭は、技術方面の職種に多い。

IV しつけ方の調査及び社会的成熟に関する全般的考察

乳幼児のしつけに関しては、一般的に不規則授乳、離乳の遅延、食事に関する注意の欠如、排泄のしつけ開始および自立の遅延、清潔或は睡眠等の習慣に関する無関心などが目立つた。

これに住宅の狭さ、長屋で隣の近いこと、3交代制による生活時間のズレ、子供の多いことなどの条件が重なつて、事情は更に悪くなつている。かくしてしつけに対する親の態度は、乳幼児期を通じて無計画、無方針で、泣く乳児がすぐ抱かれたりするように、下の子が生れば、幼児はなるべく家におらぬよう、外へ出すというようなやり方になつている。そのため社会的成熟にみられるように、家の中での行動の発達はおくれるが、外での行動の発達は促進されるということになつている。外で早くから、金を使うことをおぼえることは、やがて学校での低学年ですでに金の貸借が行われている事実（長欠児の調査参照）とも関連し、ひいては不良化の一因となつているものであろう。

親子の団欒や一家そろつての外出の機会は少いし、子供達は適当なあそび場所や道具にも恵まれていない。

親は子供の交友や同胞関係に対して理解や批判に乏しく、「喧嘩」の解決には早期から金銭が与えられている。

一般に教育に対する関心はうすく、学校や保育園との連絡や協力は消極的である。

上級職員や炭礦関係者以外の人々は、炭礦労務者とは別の集団を形成して、これらの各集団相互の関係は薄く、互に傍観的である。家族関係が複雑であつたり、家庭内に問題のあつたりする子供は、家庭内で個人的な養護や教育をうけることがより少く、早くから独立した個人として社会的圧力に曝される。

また生活上の不安、その他親の都合で、就学を延ばしたり、長期間欠席させたりすることについて、親は特別責任を感じていない。親の無計画な浪費、運まかせの依存的な生き方、道徳規範の低さなどは、この時期の子供たちにすでにとり入れられつつある。

そして子供達は家庭内で充たされぬ欲望を外で充たそうとはじめている。

V 結 び

以上われわれはこの地区における乳児のしつけと社会的成熟度に関して、若干の特徴、即ち正常の基本的習慣の確立のおくれと同時に、社会的成熟におけるバランスのとれぬ一面の発達を観察し、これに至る社会的、家庭的環境、特に生活形態と親の態度につき、われわれの得た印象を述べた。

これらの特殊性は、後の問題発生に至る1因子として考慮されるのではなからうか。

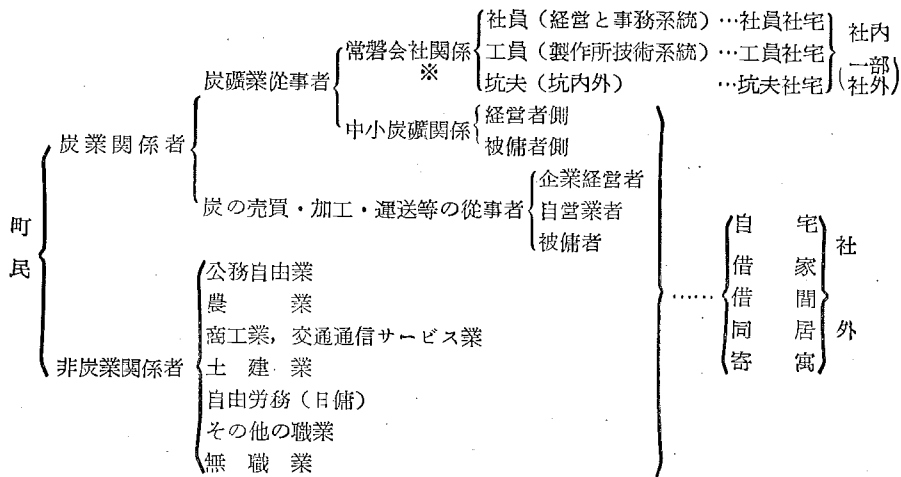
（なお、しつけの調査表の各項目等については漸次、検討改訂してゆきたいと考えている。また他の報告と重複する点は省略した。）（池田記）

第3節 町民の生活様式と地域的社会的特性

この町の青少年問題の基礎が町の社会的特質や成人である町民の生活様式にあり、この町の児童のパーソナリティもこの町が生み出したのであるというならば、それではこの町の社会的な特質はどのようであり、町民の生活様式や児童への影響力は、一体どのようになっているのであるらうか。

1 町民階層と種別

先ず町民の構成をみれば、この町が炭礦に依存するところから、町民は凡そ次の様に類別されるようである。



注1 家族従属者は上表の何れかに属する。 ②※印…会社重役が含まれる。

さて、この町について指摘すべき重要な点は「社内」「社外」の別である。社内とは町民のうち主に常磐炭礦社宅に住むものをいい、社外とはその他の町民であるが、社内は第50表にみられるように、農村部落を除く5部落に分布し特に高坂部落に最も多い。町が社内と社外に分れていることが、この町を複雑にし統一を困難にする大きな原因となつている。即ち社宅は会社の経営方針によつて建設し発展したものであり、それは内郷町の計画や方針とは一応無関係のものである。しかも社内には外部よりの転入者が多く町に土着する必要は必ずしもないから、社内住民にとっては会社の方針や指示は大いに顧慮するとしても、町に対する配慮はどうしても薄くなり、むしろ町の中に租界地のような植民地が出来たように、町民が社内と社外とに分れてしまう虞れが多分にみられる。

社内居住者——常磐会社関係者が多い——はその身分・職種・地位などから、重役及び社員階級と工員技術者階級と坑夫労務者階級に分れ、重役や高級社員は1戸建の立派な社宅街を形成し、一般社員階級も工員坑夫とは地区を別にした社宅街が与えられている。工員と坑夫は勿論階級的差別があるが、彼等に対する社宅はハーモニカ式の棟割長屋が給与され、幾つかの隣組

地区組織に分かれ、その地区に出張する会社労務係の出先機関である「世話所」によつて管理され世話されて社内生活を送っている。

第50表 昭和26年末人口

		社 内	社 外
白 水	世帯	484	803
	人口	2,458	3,847
宮	世帯	692	1,562
	人口	3,581	6,974
内 町	世帯	354	378
	人口	2,303	1,626
綴	世帯	360	1,007
	人口	1,934	4,704
高 坂	世帯	969	352
	人口	5,410	1,634
御 厩	世帯	—	322
	人口	—	1,530
御台境	世帯	—	92
	人口	—	471
小 島	世帯	—	186
	人口	—	917

常磐会社以外の中小炭礦会社にも社宅をもつものもあるがその規模・質・世話ともに常磐社宅に匹敵するものはない。

次に生活程度から町民階層をみると、収入面では社内居住者は町民の上位にあつて一応の安定がみられ、重役→課係長級→社員工員→坑夫となり、中小炭礦従業者及び社外に居住する他職種従事者はこの下につくであろう。町民の最下層はこれらの諸産業から析出された脱落した失業者・不具癱疾者・若衰者及びこれらの家族員である。彼等は土建業の日傭→失業救済登録日傭→被保護者の順が考えられるが、彼等には体力がありさえすれば、ボタ山（坑内土砂捨場）の炭拾い・粉炭すくいあげの下請労務などによつて収入が得られる。更にこの最下層の上に、小間屋・古物商・小売炭屋などが存在する。

II 町民の生活様式と生活態度

町民の中心を占める坑内労務者の生活様式をみれば、労働時間と様式は1日拘束8時間と(1週間毎に替る)1日3交替制が多い。先山第一線坑夫(直接夫)にしても複雑に機械化分業化されているわけではなく、特殊な技能・知能を必要としない体力一点張りの単純労働であり、日光の入らない昼夜の区別のない換気通風のよくない深い地底炭層の中で、1分先の生命も知れない危険作業を繰返しては、肉体的な激しい疲労は勿論のこと、精神的にも気性が荒くなるという以上に異常状態を呈してくるようである。心身の激しい疲労を回復させ慰安するには何よりも休養睡眠が必要であり、飲酒と夫婦性生活と睡眠という全く当面の利根的なもの、動物の生理的欲求を満すことのほかには、愛する家族や子供に対する配慮や他人・社会に対する関心を持つ精神的な余裕も健全さも失いやすい。殊に連日の深夜労働が続けば日中の睡眠を必要とするが、畳の部屋1つの住宅構造であつて子供達が沢山いる場合には、睡眠休養も思うままにならず精神的異常度は昂まる一方である。特にこれが、一家の長である父親は威張つていて乱暴でよいというゆがめられた権威的態度や、坑夫特有の気性の荒さと結びついて、騒がしい子供、泣く幼児を叱りつけ外に追出し、時になぐりつけるなどは容易なことであり、子供の遊び場所・交友・趣味・近況などはすべて母親(妻)か学校の先生に委せたつもりで、子供をつづねるか乱暴することしか考える余裕はない。

(注) 坑夫が坑内から出た時、道に出遭う人の連が誰であるか識別できない程ぼんやりしていることが多いという。

彼等の家族生活に対する態度をみても、調査事例からも見られるように、多子多種の家庭が非常に多く、夫婦間の結婚・離婚・別居・再婚・同棲がいつも簡単直截に行われ、子供を中心に自分たちの家庭をこつこつと建設してゆこうとか、夫婦間・親子間の堅実な倫理を育ててゆこうというような市民的な明るい意欲をあまり持合せていないようである。否、そこまでの心理的配慮さえも働かない程に、労務が単純で過激で危険感を抱いているのだというべきであろう。

坑夫のこのような精神状態に拍車をかけ、労務能率・生産向上を企図するものに、会社の労務管理・福利活動がある。

(1) 社宅及び現物給与 坑夫には世帯単位に棟割長屋建の1軒を無償で貸与するほか、修繕・電力・電気器具はすべて会社が負担することになっている。社宅街には共同水道・共同便所・共同浴場・幼稚園・集会場などがあり、無料で利用することができる。更に社内には地区別に会社直営の売店があり、青鮮類のほかは大抵の日用食料雑貨が間にあい、しかも通帳制によつて掛買ができることになっている。

従つて屋根が雨洩りするとしても、ガラスが割れても、器具がこわれても、すべて会社で修理又は取り換えをしてくれるのであるから、生活費としては食費と衣料費があれば、あとは交際費だけで足りるのである。けれどもこのような現物給与の社内生活を続けておれば「物品」に対する有難さや「公物」の明確な観念は稀薄となり、これは当然子供達の生活態度やパーソナリティーにしみこんでしまう。その上、燃料はお手のものの石炭が安く、而も至るところの貯炭場からの持運びは容易であるから、坑内からの帰途、石炭や坑木を無断で持帰ることを特別に非行とは考えず、むしろ仲間や近隣で得々顔で語ることも多い。単に燃料が不必要であるのみならず、物の所有観念・盗みの観念が全くゆがめられ、これを幼児時代から見習う雰囲気にあるのだから、児童や青少年が非行化する要素が多分に繰り上げられていることが充分推察される。

(2) 世話所の活躍

世話所は社内各地区に設けられ、会社労務係の出張所として、社内従業員の管理統制指導相談にあたっている。給与支払・配給事務・納税・主婦の会・生活合理化・社宅管理・社内警備・家事相談・小事件の調停など、社内居住者のあらゆる世話をすることになつており、所長は地区統制の絶対権限を持つており、結婚・葬儀・家事問題に至るこまごました問題にまで助言し協力し、至れり尽せりの活動である。地区内の事情や事件については細大洩らすことなく承知しており、毎朝の所長会議に報告され協議される。これは会社として大きな誇としているようであるが、このことは却つて地区居住者に精神的な強い圧迫感を与えているようである。日常行動や生活ぶりが手にとるように観察されていることは監視されているのと同様であり、社宅住民は会社や所長の管理方式に順応している限り——目立たない限り——地区の模範住民とされ経

済内にも一応の安定保障が与えられる。反対に、何か新しい変つた——目立つ——行動や言辭を表現すれば忽ちに目をつけられ警戒される契機となつてしまふ。従つて社内にあつては隣人・仲間であつても常に相互警戒を怠らず、心を許し合ひ精神的緊張を解くことができない。坑内労働に式に順よつて余事を考えないという習慣は社内生活においても余事を考えないという様態であるか、或は常に相互不信の安心ならない生活の連続に神経を昂ぶらせるかの何れかであつて、その結果として住民は互に自己のみしか考えない功利的自己中心主義者となつてしまふ。町や社会や近隣はもとより、自らの家族員をさえ忘れてしまふことにもなつてゆく。これは正に労務政策の成功を物語るとしても、人間としては異常な、一種の神経症的症状のパスナリチイを生み出しているというべきであらう。

以上のような精神的抑圧と不満から解放される手段として彼等は特有の仲間関係や近隣交際関係を生み出す。彼等は口を揃えて「この町に2年住めば全く貯蓄はできず、町の外に出ることが不可能になる」というが、彼等にとつての最大のたのしみは仲間・友人・近隣・近親を集めての宴会であり、正月や祭礼の年中行事・レクリエーションである。同じ運命によつて最後のよりどころとしてこの町にたどりつき坑夫となり、出身地や親戚・同郷人との結びつきが薄くなつている関係から、近隣や仲間に非常な親しみを抱き、相互に縁組や友人関係を作りあげる。根本的には不信感強いとしても、誕生祝・祭祀・祭礼など機会を見つけては共に集り共に騒ぎ飲食宴会によつて、彼等の欲求不満が代替的に充足解消されてゆく。従つて彼等は派手な交際と流行慣習によつて、計画性のないその日暮しから脱却できず、絶えず経済的危機に追込まれてゆく。そしてそれに甘んじあきらめてゆくほかはない。

(注) この町の流行は、町としてはぜいたくにみえる高級器具類の流行である。即ちミシン、自転車、カメラ、電番などがそれである。

このような社内居住者の生活態度や生活様式に反撥し、なじむことを恐れている階層がある。それは社員職員達であり、町の上流インテリ階層である。社員達は社員住宅に籠ることによつて、他の町に転勤・転出の機会を持ち、子供は坑夫の子供と遊ばせようとせず、厳しい教育と躾をもととしてゐる。彼等は他の上流インテリ層と共に、中学や高校は当然平市か東京をねらい、会社の幼稚園は社員の子弟が優先的である。従つて社員・上流インテリ達も亦自己中心主義となり、町の観念が稀薄となつている事実がみられる。そして坑夫階層は彼等のような町になじまぬ階層に対して、階級的な対立差別感情を明かに持つてゐるようである。

だが他方、この町は貧困者にとつては天国でもある。自然温泉・社内浴場・炭類坑木類の滞在・冬期の暖かさ・単純内職の豊富(粉炭すくい・炭拾い・小閘ブローカー・古物商)など、对人的なプライドさえ問題にしない限り、健康者にとつては食費さえあれば最低生活を維持できるのであり、景気変動による多くの失業者、事故による癱疾者などは町外に流出せず、この町に沈澱し、却つて町外の失業者貧困者があてもなくどんどんと転入する傾向にある。

このような町民各層の生活状態・生活様式・生活態度は、必然的に子供の態度やパーソナリティに直接影響するのであるが、子供の健全な成育の場として、果して健康な場所といえるのであろうか。これ以上説明する必要もないようである。

Ⅲ 親分子分的組織の伝統と名残り

曾つて坑夫仲間には「友子」という親方子方と仲間の坑夫集団組織があり、全国的組織の下に一般社会から閉鎖した特殊社会を形成し、義理と人情の倫理を中心に、労務組織・労務供給・仲間相互扶助の機能が担当されていた土地柄であるだけに、現在でも坑夫仲間にはこのような義理意識の残さいは見られるようである。勿論、戦時中には報国隊となり、敗戦と共にこの組織や形態が消滅したことはいうまでもなく、戦後の自由主義と個人主義の風潮と相まつて、坑夫仲間や近隣の生活原理は非常に個人本位化していつた。(勿論これは合理的な自覚をもつた個人に成長したのではなく、合理性のない利己主義化というべきであろう。)

一方、町の中には博奕仲間を中心に土地の親分子分集団があつた。戦後は大親分K一家——浜通りきつての大親分——は東京に出で、その後これを継ぐ親分も強い統率力をもつ者もなく、博奕仲間は新に発生した掬摸仲間と混交した。掬摸仲間は内郷町よりも鉄道沿線をかせぎ場として次第に町をはなれ、今日では白水・宮・高坂等の各所に青少年を中心とする不良グループが後を引受けている状態で、これはこの町の非行青少年を生み出す1つの契機となつてゐることは疑えない。

このようにしてこの町の気風の1つとして親分子分的センスは残さいとして伝わり、現在では弱い乍らも坑夫や労務者の仲間や職場の中に、及び青少年の間に伝統としてその形骸を伝えている。だが全体を統一する力を持つた親分格は存在せず、従つて互の仁義も拘束力も比較的弱いようである。だがこれも社会情勢如何——例えば国内の逆コース現象など——によつては親分子分的生活様式が現実のものとして復活し表面化する可能性はあると思われる。(横山記)

第4節 関係機関団体の福祉活動の状態

それではこのような社会的特性をもつこの町においては、これらの多くの社会福祉問題をめぐつて、町内関係機関や団体の福祉活動はどのように実践され効果をあげているのであろうか、そしてその組織的活動 community organization の状況はどうであらうか。

この町は児童や教育の問題についてはかなり熱意のあるところと考えられるが、児童福祉に直接関係ある次の諸機関、諸団体の活動と組織化ぶりを見よう。

① 小学校	4	及びP・T・A	} 並びにPTA連合会
② 中学校	2	及びP・T・A	
③ 高等学校	1	及びP・T・A	
④ 保育所	4		

- ⑤ 常磐習技所
- ⑥ 公民館及び分館
- ⑦ 少年愛護連盟
- ⑧ 子供仲好会
- ⑨ ボーイスカウト
- ⑩ 児童福祉司
- ⑪ 社会福祉主事
- ⑫ 保護司
- ⑬ 警察署少年係及び駐在所
- ⑭ 役場社会事業係及び教育係
- ⑮ 児童委員(民生委員)
- ⑯ 婦人会
- ⑰ 主婦連合会
- ⑱ 青年会
- ⑲ 町議会
- ⑳ 商工会, 金融機関
- ㉑ 常磐世話所
- ㉒ 常磐労組
- ㉓ 自由労組
- ㉔ 共立病院, 保健婦, 医師
- ㉕ 常磐病院, 保健婦, 医師
- ㉖ 優生保護指定医

〔学校〕 小学校では「児童問題は特に大きな問題となつていない」という観点から比較的無関心で特別の熱意はみられず、高校では「問題生徒を退学せしめる」との方針でのぞみ、最も矢表に立つのは中学校である。特に一中では、この校舎が常磐会社の青年学校であつた関係から、社内関係児童、炭礦従業者子弟を吸収し、不良児、非行児、長欠児、怠惰児が続出して、所謂問題児の多きに耐えかね、特に補導係を設けて街頭補導、家庭訪問を強化し、役場のケース研究会や協議会にも熱心に加わり、警察少年係とも密接な協力をとつて来ている。二中は雑多な種類の児童が多いが、一中程問題はないとしても、同じく問題児に悩み、一中と同様の対策を立てている。但しこれらの問題児は、非行、常欠、身売り、出稼等の明白なケースに限定され、もつと範囲の広い教育的学習上の問題児を考へてゐるとはいえないようであり、従つて防止対策も充分とはいえないようである。殊に之等中学の活動は、ひとり中学のみが独自に苦

労しているようであり、町全体の福祉問題：町民全体の問題という観点へ押進め、これを町の社会問題にする程の熱意関心はあまり見られないようである。特に問題は中学卒業後未就職というブランク期に表面化するのであるが、その時をとりあげず、唯「無事に中学を送り出しさえすれば」との消極態度が強いようである。

〔少年愛護連盟〕 昭和 23 年末、町の有志と諸団体の協議によつて結成された「不良児童防止対策協議会」と賭博親分の結成した「不良化防止補導会」を統合するために、24 年 4 月この連盟が誕生した。その運動目標は家庭教育の振興、遊び指導、不良化防止、体位向上等であり、経済的には役場当局が応援し、常磐会社の業務係長・婦人会・青年会等が協力して役員に加つていますが、この連盟はむしろその傘下に加盟している「子供仲好会」（最初 12～13 組織）の連絡・協議・指導の団体であり、各種の年中行事的レクリエーションと催物の外は、夏期街頭補導を実施する程度で、理事長が青年の炭礦従業員で熱心ではあるが、直接の効果は不十分である。むしろ仲好会や最近流行のスカウトに期待すべきであろう。これは婦人会・青年会・商工会、その他の諸団体との横の協力と組織化に不徹底さがあるからであろう。また、仲好会やスカウトの指導者たる青年の熱心なところは活躍しているが、他方、指導者の教養・技能・センス・財的基盤・対人関係からして、必ずしも町民から好評をえているとはいえず、殊に不良化対策に役立つ度合が甚だ疑問である。更に、仲好会とスカウトの対立意識と指導者の引抜き戦には問題があるようである。

〔婦人会と主婦連合会〕 内郷町には、町の婦人会と社内婦人会の 2 種が併立、競争状態にある。而も、町の婦人会は常磐重役夫人を会長に社員級・町の上層・インテリ層の婦人を中心とした組織で、会員数は 400 名と称しているが、目標を婦人の地位向上に置き、町の一般婦人の教養の低さと協力の少さをなげいている。一部風評によれば、町の名流夫人の会であるともいう。一方、主婦連合会は社内の 11 地区にある主婦の会を母体とする連合会であり、会員数は凡そ 4000 名、即ち社内炭礦労務者の主婦は全員参加している。結成の発端は戦後町の婦人会よりも、早いといひ、又一時は婦人会にも加入していた者も数多くいたのであるが、社内は町と事情が異り、社内の同じ条件にある者の結成が必要であるとして、25 年度から出発したものであるという。その目的は規約によれば、文化教養の向上・親和・生活合理化であり、児童の問題はうたつていない。このようにして、同種の婦人会が社内と町のインテリの上層の 2 つに分れて対立的に組織運営され、前者は会社の指導力の下に、後者は名流夫人会として独自の方向へ運営されていることは、組織化・統一化をさまたげる大きな条件であり、町の婦人会から愛護連盟に副会長を送り、児童福祉の協議会には婦人会長等の出席があるとしても、児童福祉を重要課題として、町を一丸とする組織化的な強力な動きに向つているとも、その可能性があるともいひ得ないことは、大きな問題といえるであろう。

〔公民館活動〕 公民館は現在建物としての本館を持つていない。このことは活動を妨げる一

条件となつていようであるが、現在 32 カ所の分館活動に重点を注いでいることは注目すべきであらう。だが、分館活動の中心は「学級活動」と「教養・レクリエーション」であり、児童福祉は愛護連盟に委せられているようである。だがこれは事実公民館としてどの程度重点をおいての結果であるかは疑わしい。殊に活動の仕方が、町民や活動対象をお客様扱いにした「さあさあ皆様おいで下さい」式のやり方では、効果は甚しく少いといわねばならない。殊に児童福祉がこの町の重要トピックであるとすれば、公民館活動の重点もここにおいて、すべての学級活動の重点もここにおいて、すべての学級活動・教養と娯楽活動を動員して活動すべきであり、更に関係団体に働きかけ、組織化のプロモーターになるべき位置にあるが、この点甚しく不十分である。

以上の外、直接の関係者、専門家及び間接の諸団体が考えられるわけであるが、どの種の団体をみても関係者をみても——特に直接関係者においては——かなり熱心に問題と取り組んでいる点は認められるのであるが、それが、何れも自らの団体、自らの機関の面子業績を考へての活動であつて、自らの立場や面子を超えた町の児童自体の爲の対策や活動を考へしている面が真に少い。いわば、組織化活動は零に近いといわねばならない。つまり児童福祉問題は各施設機関団体自体の業績を上げるエサであるか乃至は厄介な負担物であるように見受けられる。従つて、直接関係のない施設機関団体では、その活動の必要性をあまり認識せず、積極的に協力しようとの態度を示すものは殆ど見当らない。ここに、この町の重要な特徴と 1 つの大問題が横わつていようといふべきであらう。(横山記)

第 5 節 青少年問題に対する町民の態度

この町の青少年問題の現実に対して、或は関係機関や団体の活動に対して、町民はどのような関心を持ち、どのようにこれを評価しているであらうか。このような対策や活動は町民の総意の強力な支持によつて実践されねばならないのであるが、町民は青少年問題をどれ程重視しているかについて、世論調査の方法によつて、町民の態度を測定したのが以下の課題である。

1 方法

われわれは先ず、町内の有権者名簿(26 年末確定のもの)について、そこからランダムに 150 分の 1 を抽出した。その結果 120 の対象を得たが、8 ヶ月のズレからくる転出者、面接不能者等を除いて、結局 90 人について面接調査を実施した。この性別・年齢別分布は第 51 表の通りである。

次にこれらの対象に対して児童青少年の福祉問題・教育問題・親の態度・関係機関団体に対する評価などに関して 30 の質問を試み、所謂面接質問法によつて、肯定(+), 否定(-), 態度未定(0), 肯否両者(±), 問題理解不能(X)に分けられるように個別調査を実施し、更に被調査者の性・年齢・住所・職業・家族構成・転入年月・住宅状況・出生地等を聴取つたこと

はいうまでもない。次に町役場において被調査者の経済状況を上・中上・中・中下・下の5階層に分けることにした。

II 調査結果とその分析

年齢別・性別・職業別・住居別・部落別・階層別等との比較による詳細な結果は後日に譲ることとして、ここではとりあえず総括的結果について述べることにしよう。尙ここでは第52表の21項目について考察を加えてみたいと思つている。

① この町では親は子供の教育についての関心が強いと思うか。

② 親は児童に対して理解があると思うか。

については、半数が否定し4割が肯定している。客観的には否定がもつと多くなるべきであろうが、親の面子と子供への愛着心から真実が修飾されてこの結果

になつたとしても、否定の50%はやはり考慮の必要性を強調しているものである。

③ この町には不良化した青少年が多いと思うか。

に対しては、否が55%、これは自分の近隣には不良青少年はいないが、他の部落にいるかも知れない、という意味を持つのであつて、町全体についてこれを客観視して物を考える習慣のないことが現われている。

④から⑩までは不良化対策に熱心な活動を惜しまない等の団体や機関について、その評価を求めたのであるが、その結果は小学、中学、高校と仲好会に対しては70%の肯定があるに反して、他のものは30%~40%の肯定しか与えられず、しかも保護司や愛護連盟のように態度未定が多い点は、どのように解すべきであろうか。

学校や仲好会に対する高点数はこれらが青少年を扱う3機関であることをよく理解し、その熱心な努力に敬意を払つている結果であろうと思われるに反して、他の機関の評価は成績が悪いというのではなく、機関の性質・目的・制度などをよく知らないという結果であろうと考えるほかはない。あれ程熱心な愛護連盟の活動も、実は町民生活の中に喰いついていないことを如実に示すものである。

だがそれにしても非常に残念であるのは公民館の点数である。肯定の数がなともいえるのであるが、態度未定の20%はどういうわけであろうか。公民館は社会教育機関として重要な役割を荷つている今日、公民館の目的・性質・機能をよく知られていないのは、その活動方法方針に大きな問題があるように思われる。

⑪から⑳は青少年問題に対しては間接的ながら協力すべき立場にある団体機関であるが、こ

第51表 対象者の性別年齢表

階級	性		計	
	男	女		
オ				
20~24	3	6	9	} 23
25~29	6	8	14	
30~34	3	5	8	} 18
35~39	3	7	10	
40~44	8	2	10	} 23
45~49	8	5	13	
50~54	5	5	10	} 18
55~59	8	0	8	
60~64	2	0	2	} 8
65~69	1	3	4	
70~74	1	0	1	
75~79	1	0	1	
80~	0	0	0	
計	94	41	90	

これらの活動の評価をみると、常磐会社と世話所に対する点数が非常に高く 70% が肯定である。これは既に述べたように常磐会社や出先機関の世話所に対しては徹底的に敬意を表して批判的態度に出ない結果であり、むしろここでは迎合的態度さえもみられる。このようなところに、この町の社会的特徴が明かに出ているといえるであろう。商工会の肯定 2% は逆の意味でこれを物語っているわけであろう。それにしても労働組合に対する評価が会社よりかなり低いことは、労働組合への評価が割合に正確に出ているというべきであろう。この町の改革進歩は、労働組合に負うところ大きいと思われるだけに、重要な意味をもつ点数である。

㉑ 非行に至つた青少年児童に対するこの町の町民の態度は正しいと思うか。

これは総括的質問でもあるが、肯定が 14%、否定が 55% は予想外の数字であるが、案外、町民の反省として当を得たものというべきであろう。

以上の分析からみて考えられることは、この町の人々は青少年児童問題に対しては責任ある自信ある態度をもっていないということ、或はこれをそれ程の重要問題であると考えていない様子が窺われる。それが項目毎にまちまちな数字の出る原因といふことができる。この町でまず必要な事柄は P・R 活動であり、町民啓蒙の地道な活動である。それは一体どのようになればよいのであろうか。(横山記)

第 52 表 児童問題：総括表

	① 親が強い教育か 関心	② 親型は解か る児童へのか	③ 不良と 思ふか	不良化防止活動の評価												不良化防止協力 評価				㉑ 町民 態度	
				④ 公民館	⑤ 婦人会	⑥ 青年団	⑦ 高 校	⑧ 中 学	⑨ 小 学	⑩ 仲好 会	⑪ スカ ウト	⑫ 愛護 連盟	⑬ 児童 委員	⑭ 警 察	⑮ 保 護 司	⑯ 炭礦 大会社	⑰ 小 会 社	⑱ 世 話 所	⑲ 商 工 会		⑳ 労 組
+	38	37	33	34	40	37	61	62	65	64	27	30	34	35	28	66	16	61	2	47	13
±	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
0	4	6	7	18	15	23	14	14	10	13	28	35	31	29	40	14	27	14	46	19	21
-	46	45	50	23	25	23	14	13	14	8	25	17	23	23	18	8	42	8	29	18	48
×	0	1	0	4	4	4	1	1	1	3	4	4	1	2	2	2	4	4	13	6	8
無				5	5	2				1	4	3	1	1	2		1				

第 5 章 青少年問題の根本原因と今後の対策活動

われわれはこれまで不十分ながらも、青少年児童の問題の現状を述べ、その原因が単に非行青少年や長期欠席児童の身辺から出ているのではなく、この町が炭礦町であり炭礦町特有の社会

的な特質から根深く生れ出ているのであり、成人である町民の生活様式や生活態度に根本原因があることを述べてきた。そして直接には、児童や青少年を包んでいる家庭関係や親子の結びつき方のなかに、或は学校や教育機関の経営方針のなかに現れていることを知つたのである。勿論、町民の生活様式や生活態度・親子関係のあり方は、当時この町が炭礦町であるという経済的基盤・社会的条件から必然的運命的に生れたのであるから、われわれとしては更にこの町の経済事情・産業構造・財政構造を分析する必要があると思われる。われわれは今回までのところではこのような経済的事情については一応のメスを加えただけであつて、会社や経済団体などの経営の分析、商店や小企業の状況などを個別に且つ総合的に調査するところまで進んではいない。そしてこれは今後の研究に待つところが大きいのであり、この研究が目下猶継続中であるという意味もここにあるのであるが、仮に経済的分析を詳細になし得たとしても、結局は現在の国際的資本主義機構のなかにおけるわが国の経済的位置やその必然的運命から、内郷の産業経済も亦、これらの大きな資本主義経済の機構や波に押し流された結果の姿が浮び上つてくるのであつて、いわば問題は世界経済・日本資本主義の問題に移つてしまふか、精々のところ日本の政治の官僚性、中央集権制の是非に帰着してしまふ、結局においてはこの町も浮べられないものとして、この町としてのとるべき態度対策がどこかえ流されてしまふということになるに相違あるまい。われわれとしては日本資本主義や日本の政治問題を論議することに当面の課題があるのではなくして、内郷町として与えられた経済的、社会的、歴史的、地理的条件のなかで、生れ出た青少年福祉問題を、内郷町自体としてどのように考え、どのように処理すべきであるか、内郷町の対策活動として打つべき対策やその余地はどこにあるかを検査し樹立することであつた。もとより、この問題も内郷町の政治や今後の都市計画のあり方如何にかかつているところ大であり、町の計画や方針を無視して青少年問題対策は論議しえないのであるが、少くとも現段階においてこれからの対策活動の方向方針としてどのようなことが考えられるか、それを實現するためには具体的にどのような問題や事故をどのような方法でとりあげるべきであるか、について若干の考察を加えたいと思う。

ところでこの問題については調査関係者の討議の結果として、次のような結論を生み出したのであるが、われわれはこれを一応暫定的な結論及指針として、町当局に申入れ（助言）をなしたので、これをそのままこれに転載することを許して頂きたいと思う。

社会調査の結果からみた今後の対策と方針について

1 総合的基本的問題

調査の結果については既に報告した通りであるが、今後の問題として特に認識し考慮すべき問題は、総括的に次の諸点であると思われる。

- (1) 町及び町民の福祉問題を町の重要問題であるとするような世論や関心が町民全体のうちに盛り上つていないこと。

- (2) 各機関各団体は夫々活躍しているとして、それぞれの関係者の形式的表面的な「名」「責任上」の立場を超えてはいない。各団体機関は町民のためという根本目標を明確に認識して、名・責任の立場を超越して町民の一致した世論の支持のもとに、組織的な協同的な実質的活動が必要であること。
- (3) 町民の道徳規準道徳感情そのものに矛盾と問題があり、青少年児童は自然的必然的に成人の道徳観になじんでいるにすぎないこと。
- (4) この町においては、青少年児童の立場からすれば、占めるべき健全な座が与えられていないこと、町や町民は子供のために健全な場を十分に与えようという的に当つた努力が殆どみられないこと。
- (5) 常磐炭礦の圧力が経済的社会的にあまりに強く、これが町民の自由な心情を抑圧していること。特に労働組合が会社と不離一体化している点は、町としては問題があること。
- (6) 町当局及び関係団体の福祉活動や施設運営については、十分なP・R活動がなされず、責任者又は関係者の一方的判断によつて運営し町民の意識から浮上つていること。
- (7) 町民全般に愛町心・郷土愛の精神が薄弱であり、互に不信感と競争心をもち自己中心的であること。
- (8) 町の歴史的伝統的な雰囲気に安住し、その運命にあきらめ、時代的感覚は薄く積極的建設的自己批判の精神があまり見られないこと。

II 非行青少年及び児童福祉問題

A 対策活動の基本方針

- (1) 不健全な社会環境をやむをえないものとせずこの浄化につとめること。
- (2) 乳幼児児童の養育方法や躾教育に関して両親の関心を高め、親子関係の強い結びつきにつとめること。
- (3) 関係の機関団体の組織的統一的活動につとめ、併せてこれらの指導者の技能教養の向上を計ること。
- (4) 各種の社会施設や機関の整備拡充につとめ、関係者職員の資質向上につとめること。
- (5) 児童青少年問題の原因は、すべて成人や両親の生活態度或はこの町の生活様式や経済的社会的特性のなかにあることを、強く明確に認識すること。
- (6) 中学校（義務教育）修了直後の真空期対策を重視し、方策を考慮実施すること。

B その具体的実施策（試案）

(1) 公民館活動方法の根本的改善

青少年児童の問題に対する対策活動としては、公民館活動がその要（かなめ）となる必要があるから、更に実質的地道な活動方針——町民の手による運営——に切換えること、特に町民家庭の訪問指導を主たる任務とする専任職員を配属させること。

(2) 保育所の増設・施設整備・運営方針の改善強化。

保育所は幼児保育のほか、母親教育の具体的場であるから、施設・職員（特に保育所長又は監督保育の設置）を増強し、母の会・母親指導に重点を置くように切換えること。

(3) 青少年組織の自主的育成と援助。

青少年問題は青少年（特に青年）自体の問題であるが、この町の青年活動は不振であり、町としてもこれを忘却した形になつてゐる。青年組織の自主的育成と援助に対して町当局は積極的になる必要がある。これは同時に中学卒業後の真空期対策としても重要である。

(4) 社会福祉の組織化活動の実現

関係機関や団体が個別にいかにか熱心に活動していても、町全体の問題・町民の世論に直結したものと、互に密接な連携による組織的一体的活動がなければ、その効果は上らないものである。公民館活動又は社会福祉協議会を中心にして、その実践表現につとめられたい。

(5) 各種指導者責任者の現任訓練

公民館・婦人会・保育所・愛護連盟・仲好会・役場社会係教育係の夫々の指導者責任者及び保護司・児童委員・保健婦などの資質向上のため、定期的に現任訓練を実施するとか、一定期間の内地留学を不可欠と考える。

(6) 町の内外にある関連機関（社会的資源）の積極的活用及連携

保健所・社会福祉事務所・児童相談所・精神衛生相談所・教育研究所・病院などの指導力・科学力・技術力・設備などをもつと積極的に活用し、又は町に導入する努力や連携活動に意を注ぐこと。

(7) 相談指導機関及び町長直属の企画指導室の設置

青少年児童問題・家庭問題などについての相談機関と相談員を常置して、事後活動と共に予防活動に心がける必要があるが、同時に、調査・企画・訓練等を積極的に促進するため、町長直属の企画指導室の設置が望ましい。

Ⅱ 学校及び教育の問題

A 活動対策の基本方針

(1) 非行及び長期欠席の問題に関して、関係者とくに、学校教員の側で、このような問題は、この地方においては、ある程度当然のものであるという考えを排除すること。

(2) 問題がおきてからの対策はもちろん必要であるが、それだけでは、場合によつて劣多くして効少ないから、問題発生以前に予防対策を充分行うこと。

(3) 各種学校相互及び其の他の関係機関、団体との有機的連携のもとに問題児対策を実施すること。

- (4) この町の実情および、児童の特性に即応した教育方針並に教育方法による教育活動を実施すること。

B 具体的対策と方法（試案）

(1) 基礎資料の整備

教科内容及び課程を町の実情に即したものとするために、児童の知能、興味、生活態度などに関して、町全体を単位とすること（例えば、内郷プランの再検討ならびに実施）

- (2) スクール・カウンセラー（相談助言輔導の専任教師）の設置、問題児ならびに問題を惹起する傾向のある児童の個別的指導相談、家庭環境の調整にあたるために専任のスクールカウンセラーをおく。

(3) 特殊学級の設置

学業不振児（長欠によるものをふくむ）の指導のために特殊学級を設置すること。

- (4) スクール・カウンセラーおよび一般教師の現任訓練及び内地留学。

(5) 常時、連絡協議会の開催

各種団体、学校相互の協議、連絡を密にして、基本的統一の方針の下に効果を講ずること。

- (6) 児童厚生および娯楽施設の充実強化ならびに乳幼児教育の振興。

- (7) 常に中央関係機関の指導をうけること。

以上

（横山記）

神経症者の再適應について

TSUNERO IMURA, MORIO SAJI, and MASAOKI KATO:

Clinical Study of Readjusted Neurotic Patients

心理学部長 井 村 恒 郎

心理学部 佐 治 守 夫

国立国府台病院 加 藤 正 明

神経症者の再適應という、普通は、心理療法による再適應のことを指しているが、この調査の目的は、組織的な治療を完了していない未治療の神経症者が、自発的に社会生活に適應してゆく過程を明らかにすることである。つまり自然再適應についての調査である。(1)

対象は、昭和27年2月末日までの最近数年間に、国立東京第一病院神経科と国立国府台病院精神科の外來を訪れた患者のうちから選んだ。撰択の条件は、第1に、最初の2回の面接によつて確実に神経症と診断され、かつその心因について見当のつけられた者であること。第2には、組織的な治療にうつるまえ、あるいは、その途中で、通院しなくなつた者であること。総数236名である。通常の予後経過の調査とは目的がちがうので、一通りの治療を終了した神経症者を除外した。

調査は、最初に通信によつて行い、次にその1部について面接によつて行つた。面接は、研究所または病院に患者の來訪をもとめたものと、社会事業員の家庭訪問によるものと2通りの方法を用いた。

通信による調査項目を要約すれば、まず症状の変化の有無を問ひ、症状の好転した場合に、(1)好転した機会(生活条件の変化など)、(2)自発的な心構えの変化、(3)信仰、修養、非専門的治療の影響の有無をできるだけ具体的に書くように求めた。

266名のうち回答してきた者は96名であつた。その96名を、病名別、性別、年齢別に整理すると、第1表のとおりである。

第 1 表

年齢	不安神経症		神経衰弱		ヒステリー		強迫神経症		抑うつ反応		分裂反応		神経性 食欲不振		其の他		計		
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	
10	0	0	5	4	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9
20	9	2	7	3	1	6	3	2	1	5	0	1	1	0	0	0	0	22	19
30	2	7	3	5	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	10	19	
40	1	1	0	1	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	
50	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
60	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
計	12 10		15 14		4 20		6 3		2 6		0 1		1 0		1 1		41 55		
	22		29		24		9		8		1		1		2		96		

次に、神経症の軽快程度と病名との関係をみると第2表のようになる。なお、この表では、完全に症状が消失して日常生活に支障のないほどに回復したものを卍とし、部分的に症状は残っているが、日常生活にさしたる困難のないものを卍とし、部分的に症状は消えたが、日常生活に相当の支障のあるものを十とした。±は病状不変のもの、一はかえつて悪化したものをさす。この表から、不安神経症では病状不変のものが多く、ヒステリーでは治癒が多い印象をうけ

第 2 表

	例数	不安神経症	神経衰弱	ヒステリー	強迫神経症	抑うつ反応	分裂反応	食欲不振	其の他
卍	33	6	7	10	3	5	1	1	0
卍	19	3	7	6	0	2	0	0	1
十	16	3	7	4	1	0	0	0	1
±	22	10	5	3	3	1	0	0	0
一	5	0	3	0	2	2	0	0	0
?	1	0	0	1	0	0	0	0	0
計	96	22	29	24	9	9	1	2	2

るが、推計学的には有意の差をみだせない。

次に性別・年齢と軽快程度との関係は、第3表のようになる。

第 3 表

	10代		20代		30代		40代		50代		60代		計	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
卍	2	4	5	10	1	6	0	3	1	1	0	1	9	24
卍	1	1	5	3	4	2	0	2	0	0	0	0	10	9
十	1	3	3	2	3	4	0	0	0	0	0	1	7	9
±	2	0	7	4	2	5	1	0	0	0	0	0	11	11
一	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1
?	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	0	1
計	7 9		22 19		10 17		1 7		1 1		0 2		41 55	
	16		41		27		8		2		2			

さて、軽快程度以上の患者 69 例について、いかなる因子が再適応の方向にみちびいたかを分析してみると、因子の判明しない 9 例を除いた 60 例で、第 4 表のような結果になる。なお、この表で「治療の影響」とあるのは、前記の国立病院外来で、2 回ないし数回の診療による効果が再適応の因子として作用している場合である。この場合、いずれも、治療の影響以外の他の因子が同時に作用している。

(1 例で 2 つ以上の要因が重複している場合が多い)

第 4 表

環境因子	
家族関係	18
家族の態度の好転	(9)
家族からの離脱	(5)
家族との同居	(2)
生計の安定	(2)
結 婚	4
隣近所の変化	1
仕 事 関 係	13
就業ないし転職	(8)
業務多忙	(3)
学校関係	(2)
主体因子	
洞 察	4
自己訓練	16
あきらめ	13
信 仰	5
感 謝	3
暗 示	7
休 息	6
気 晴 し	4
<hr/>	
身体疾患の罹患	1
治療の影響	12

60 例のうち、環境因子だけで再適応できた例は 11 例であり、主体因子だけで再適応した例は 33 例であり、両因子がともに認められたものが 16 例である。環境因子よりも主体因子によつて再適応にいたる場合の方が多し。精神衛生の普及によつて、神経症の再適応を促進する可能性の多いことを示している。

面接によつて調査し得た者は 24 例ある。これらの例について、再適応の過程を追究して、それを最初の診察時に明かにしておいた発病の過程と比較してみた。両者の関連は複雑であるが、要素的な型としては、(1) 環境因子で発病した例が環境の変化によつて軽快する場合がある。たとえば、母との敵対関係が原因で神経症になつた例が、母の死という環境変化によつて治つた。(2) 次に、発病がもつばら患者の非合理的な生活態度による例が、その後の環境の変化によつて、症状が消失する場合がある。環境の変化したために、神経症的欲求が満足される場合であつ

て、もちろん真の治癒ではないが、症状は消失する。たとえば、自己中心的な多淫性傾向をもつ婦人が、その欲求を刺戟されるような職場にいながら、欲求不満のためにヒステリーに罹患し、職を退いて家庭に帰つたが容易に回復しなかつたところ、別の職場に転じたところ、偶然に彼女の欲求を満足させる恋愛が成立してのちは、速かに症状が消失した。(3) 次に、発病の頃と環境的条件は変つていないが、生活態度を変えたために、つまり主体因子によつて、治る場合がある。洞察、自己訓練、あきらめ、その他の主体因子がはたらく。

以上の3つの型は、しかし、要素的な型をとり出したのであつて、実際には多くの例で、発病と再適応との関係は非常に複雑であつて、こうした表面的、形式的な見方で説明しつくすことはできない。

最後に、面接例について、自然再適応の過程における心理的機制を追究してみると、次の3つに分けられる。

A) 不安の軽減

家族の態度が変つて、当人を元気づけるよつたり、不安をおこしていた刺戟がなくなつたりなど、環境の条件の変化する場合。また、告白、気晴し、仕事への没頭(逃避)によつて緊張が緩和する場合、つまり主として主体的な態度の変化によつて不安を軽減する。だが、いずれにしても、以上の方法では、不安は完全に消失することはないから、つねに症状が幾分か軽減する程度にとどまる。

神経症者が、正常者に共通な基本的欲求(basic need)を抑圧ないし抑制していたために内的葛藤を惹起して、そこから発生する不安が、症状形成の動因になつているとき、基本的欲求の満足される生活に入つた結果、定常的に不安を解消して治癒する場合が当然予想されたが、著者たちの面接した例のうち、その純粹例はみあたらなかつた。基本的欲求の満足は、後述の「生活態度の再編成」の一環として、治癒の要因になつていたのである。

B) 神経症的欲求の満足

神経症では、正常者に比較して、過度な、非現実的な欲求が、かたくなに固執されているが、この神経症的欲求の満足が、症状の消失ないし軽減をもたらす。前記の例はその1つであるが、その例とちがつて、神経症的欲求が、変容したうゑで満足されたと推察される場合がある。たとえば、夫から支配されたいというマソヒズムの欲求をもつ農家の主婦が、教育程度の違いや性的不満に苦しんでいたが、妊娠とともに神経症症状が消褪した例がある、このばあい、夫の態度は変つていないのだが、妊娠さらに出産育児の責任を負わされることによつて、そのマソヒズム的欲求が満足させられたものと解される。⁽²⁾

C) 再編成(reorganisation)

一方では神経症的な態度を放棄し、他方では基本的欲求の合理的な満足をはかること、つまり生活態度の再編成によつて、みずから再適応をはかる場合がある。洞察や自己訓練によつて再編成が行われる。組織的な心理療法に較べれば、洞察も浅いし、訓練も合理的ではないが、しかし、自然再適応としては、もつとも確実な道程であらう。面接例のうち5例を数えたが、うち3例は大学生であり、2例は大学卒業の経歴をもつ30代の男子であつたことから、この再編成による再適応が可能になるには、ある条件が前提になると考えられる。

要するに、著者たちの資料では、神経症の自然再適応の過程が正式な精神療法による再適応に比較しうるほど、合理的な例はなかつた。正式な精神療法を多数の神経症者に施行すること

は、現状では困難であるから、神経症の予防をかねて自然再適応をすこしでも合理的にする精神衛生的措置が必要であると考えらる。

註 (1) 神経症者の再適応についての今迄の研究は、殆んどすべて精神医学的な予後調査である。主な文献は

ALEXANDER, E. : The Psychologist in the General Hospital. Arch. of Neu. & Ps, 64, 1950.

INGAM, H. : A Statistical Study of Family Relationship in Psychonurosis. Amer. J Psychiatry. 106, 1949.

加藤正明 : 葛藤反応の機制と治療効果との関連, 東京医科大学雑誌, 49, 昭 26

中川四郎 : 神経質症状の予後に関する統計的研究, 精神神経学雑誌, 49, 昭 24

2) 神経症的欲求の満足による神経症症状の消失については、次の文献参照

Levin, M. : Psychotherapy in Medical Practice. 1949.

児童における慢性覚醒アミン剤中毒に就いて

YOSHIKO IKEDA : Clinical and Statistical Study on the WECKAMIN
(Phenylisopropylmethylamine) Addiction among Children.

児童精神衛生部 池田由子

1. 緒 言

慢性覚醒アミン剤中毒は、今次大戦後に急激に流行した各種覚醒アミン剤の常用によるものであり、戦後の特殊な現象たる時期を過ぎて、現在では一つの重要な社会問題になつたともいえるであろう。本中毒は成人に多く見られるものであるが、一部の青少年、殊に所謂「浮浪児」間に相当多くの中毒者が存在する事は、既に世に知られている事実である。

私はここに本問題対策への1資料として、児童における本中毒の実態を明らかにし、併せて精神医学的考察を試みたいと思う。

2. 研究資料

この報告の資料は、私が東京都中央児童相談所に在職中、昭和26年1月より12月に至る1年間に於いて観察した慢性覚醒アミン剤中毒児68例である。

同期間に同所に保護された児童(満18才未満)の総数は、男1,358名、女427名、計1,785名でその中覚醒アミン剤の常習的使用者は、男58名、女10名で、総数の3.86%に当る。

これらの児童が同所に保護された原因は、浮浪及び犯罪47例、家出及び浮浪6例、犯罪7例、虞犯4例、施設逃走2例で所謂「浮浪児」群が大部分を占めている。

3. 中毒児童について

これらの児童の年齢構成は第1表の如くで、12~14才が浮浪児としても中毒児としても最も多い。

第 1 表 年 齢 構 成

年 齢	例数	年 齢	例数
10才 ~ 11才	3	16才 ~ 15才	5
11才 ~ 12才	3	16才 ~ 16才	4
12才 ~ 13才	16	17才 ~ 18才	7
13才 ~ 14才	19	不詳	2
14才 ~ 15才	9		

第 2 表 学 歴

学 歴	例数	学 歴	例数
未 就 学	5	小 6 中退及卒業	14
小 1 中 退	4	中 1 中 退	5
小 2 中 退	7	中 2 中 退	1
小 3 中 退	12	中 3 中 退	1
小 4 中 退	11	不 詳	3
小 5 中 退	5		

学歴に就いては第2表の通りである。すなわち小学校終了以下の者が68例中58例を占めている。保護された当時の生活手段は掏摸7例、窃盗17例、靴磨兼窃盗10例、新聞売り兼窃盗5例（平常は靴磨等をなし、機会的に犯罪を行行）、乞食3例、ジープ荒し3例、売春2例、置引・強請・空業・新聞売り・靴磨・パタヤ・不良手伝・露店商手伝各1例、その他学生生徒3例である。

浮浪期間は第3表の如くで、1年乃至1年半及び3年乃至5年が多く、比較的最近家出し浮浪生活に入つた者及び終戦直後より浮浪した児童で、他の児童が施設、里親家庭に落ち着きつゝあるに拘わらず、それらの環境に適応し得ず逃亡浮浪を繰返している者が多い。

第3表 浮 浪 期 間

浮 浪 期 間	例数	浮 浪 期 間	例数
3月以内	1	1年6月 ~ 2年	7
3月 ~ 6月	2	2年 ~ 3年	8
6月 ~ 1年	12	3年 ~ 5年	15
1年 ~ 1年6月	12	5年以上	8

第4表 浮浪開始年令

浮浪開始年令	例数	浮浪開始年令	例数
7才	1	13才	9
8才	3	14才	4
9才	13	15才	1
10才	18	16才	0
11才	6	17才	1
12才	12		

浮浪開始年令は第4表の如くである。

即ち年令は12~14才で、学歴も小学校を終了するに至らず、浮浪し、或は職業も不定で、犯罪傾向のある児童が多数を占めている。

4. 使用薬品、使用方法その他に就いて

使用薬品は入手の難易の関係上、時期により変動があるが、主なものはヒロポン、ホスピタイン (Phenylisopropylmethylamine)、アゴチン、ゼドリン (β -Phenylisopropylamine) 等である。

これらは上野、浅草等、各地の密造業者より不良等の仲介を経て入手されるが、中には家族が密造しているものもあり、価格は1管10円乃至20円前後と称せられるが偽造品も多い。

最近は入手困難の筈であるに拘らず、常習者は何等かの方法で入手し得るものの如く、長期に亘つて使用を継続している。

使用量は第5表の如くで、1日平均 30~40 筒、90~120 耗 前後が最も多く、これを1日1回乃至数回に注射する。尤も第5表の量は自供に依つたもので、必ずしも正確を期し難い。

第5表 使用量(1日平均)

使用量	例数	使用量	例数
5~10筒	12	41~50筒	1
11~20 "	12	51~60 "	1
21~30 "	14	71~80 "	1
31~40 "	15	81~90 "	1
		不詳	11

第6表 使用期間

使用期間	例数	使用期間	例数
3月以内	6	1年6月~2年	2
3月~6月	6	2年~2年6月	0
6月~9月	5	2年6月~3年	1
9月~12月	17	3年以上	1
1年~1年6月	9	間歇的・機会的	10

使用期間は第6表の如くで、1年前後が多い。

使用方法は概ね静脈注射で、その為に肘・前膊・手背・足背等の静脈には、しばしば癢痕、硬結が認められる。最初は他人の手を借りるが、間もなく自ら注射するようになり、消毒も殆どせぬ為局部が化膿して皮膚障害を生じ、或は悪寒戦慄、頭痛等の副作用を呈することもある。経口使用は殆どなく、最初皮下注射の経験を持つ者も間もなく薬効不足を感じる為静注へ移行する。

神経症的な児童で、注射そのものに特殊の快感を覚えるという者もあるが、最初の注射時に不快感を覚え、或は何も感じなかつたと答えたものが半数近くある。

5. 中毒症状

精神症状としては当初一般に、多弁、多動、爽快多幸、自信増加、疲労感の減退、作業欲増進 作業促進が見られるが、次第に感情の刺激性、易怒、気分の易変、軽躁、注意散乱、意志持続の困難、衝動性・被暗示性・被影響性の亢進、不安恐怖、曲解傾向、自発性減退、音響に対する過敏、更に領解・記憶・追想障害や自己に対する批判の欠如、衝動的暴行等も見られるようになる。

身体的には睡眠時間の短縮、不眠、食欲不振、顔色蒼白、震顫等が早期より認められ、その他心悸、腱反射亢進、口渴、倦怠感、頭痛、貧血、るい瘦、皮膚障害、胃腸障害、浮腫、発汗異常、舌苔口臭、流涎、羞明、異常感覚、歩行障害、視力障害、栄養障害、頻尿等も観察された。

しかし使用量が成人に比し多いにも拘らず、これらの症状が早期より著明な場合は少く、又自ら苦痛として訴えることが少い。

従つて薬品に対する耐容量は、成人より低いとはいえないが、一旦身体的疲憊が生ずるや自

己の身体に対する配慮の不足も影響し、相当早くから栄養低下を示し、発育にも障害を与えるものの如くである。

禁断症候としては欲眠、全身倦怠感が最も多いが、その他自発性減退、頭痛、頭重、不眠、感情、悪心、嘔吐、言語障碍、心悸、口渴、糖渴、眩暈、多食、歩行障害、流涎、下痢、不安、精神運動性興奮及び制止、便秘、心臓部圧迫感、呼吸促迫、チアノーゼ等が見られ、時に軽度の意識障害を示すこともある。しかし、これらの禁断症候は10日以内に略々回復を示す。

時に症状誇張的のものもあるが、顕著な場合は少い。

精神病様状態を呈したものは、17例(全例の25%)で、すべて男児である。

その中の1例は、経過よりみて、家出非行を初発症状とした破爪型分裂病で、覚醒剤使用前に既に発病していたものと診断された。

この1例を除く他の16例の年齢、使用期間、その他に就いては第7表の如くである。

即ち使用期間は2ヵ月から2年に亘り、使用量は1日6~10筒から100筒に至り、最高は1回30筒である。最初の精神病的徴候発呈迄の期間は、成人に比し必ずしも短いとはいえない。

又使用期間、使用量と精神病像の発呈、病像との間には一定の傾向を認め難く、個人的素質が関与するものと思われる。

その概括は第7表の如くである。

第7表 精神病様状態一覽

性 名	年齢	使用期間	用量(1日)	発病までの期間	病 像
石 田	13	約 6ヵ月	30筒	3月	幻覚妄想状態
谷 口	14	" 1年	50—100筒	再使用後1月 (最初ヨリ10月)	"
小 柳	13	" 2月	50—13筒	1月	"
吉 田	13	" 8月	10—20筒	8月	"
佐 木	12	" 1年	15—60筒	3~6月	"
秋 月	14	" 1年6月	20筒	3~6月	"
高 橋	13	" 1年6月	10—30筒	6月	分裂病様状態
佐 藤	16	" 1年6月	80—100筒	禁断後1月	"
下 田	13	" 8月	50筒	6月	混 合 型
木 下	13	" 1年8月	30筒	不明	譫 妄
加 藤	12	" 6月	20—30筒	不明	"
佐 藤	12	" 2年	30筒	不明	"
森	14	" 9月	50筒	不明	" (注)
淺 野	12	" 1年	30筒	5月	" (注)
齊 藤	14	" 1年	10—30筒	2~3月	" (注)
齊 藤	14	" 1年	10—30筒	不明	朦 朧 状 態
大 田	13	" 1年	20—30筒	6月	"

(注) 森、淺野は幻覚妄想状態をも、時期を異にして発呈していた。

病型に就いて、私は仮に第8表の如く分類した。

第8表 中毒性精神病反応型

病 型	例 数
譫 妄	5
朦 朧 状 態	2
幻覚妄想状態	6
分裂病様状態	2
混 合 型	9
計	16

心気念慮各1例が挙げられる。

その内容は、例えば「通行人が自分をじろじろ見て噂をしている」、「車中の人が警察の手先らしく目で合図をする」、「仲間が自分許り苛めたり、先生や親分に告口する」、「誰かが自分を尾行している」、「友人が自分を密告しようとしている」等で、被害的幻聴を伴う事が多い。又一般にその内容は単純で、現実の生活条件に関係あるものが多く、成人の如く複雑怪奇な、系統化したものはない。

これらの妄想的体験が薬品の使用にもとづくという自覚も出没するが、勿論知能の低い児童や年少児では異常体験に対する批判は不可能である。

妄覚は幻聴10例、錯聴10例、幻視3例、錯視3例、思考化声2例、大視・小視・自己暗示性幻覚・幻触各1例で、一般にその性質は単純で、要素的なものが多く、不安、異常感覚、妄想を伴い、或はこれらと前後して出現する。動物幻視は特に多くはなかつた。

その他、精神運動性興奮9例、言語障害(不明瞭、詢語、低調、単調、吃言、断続性その他)8例、自我障碍、人物誤認、意想奔逸各3例、独語、空笑、意識性錯誤 Bewusstheitstäu-schung、作為体験、精神運動性抑制、意想、裂各1例、離人症、緘黙各1例等が認められた。

一般的印象によれば、幻覚妄想はあつても可親的で、疎通性が比較的保たれ、小児分裂病の如き内閉的、非疎通的な印象は与えない。

また急激に大量を用いた結果、幻覚妄想発現以前に、数時間より2日間に及ぶ不安発作を体験せるものもあつた。精神病様状態となつたものの中、意識障害を伴ふものと伴うものについて、それぞれ例を挙げて詳述する。

例1 佐藤 16才の男児、

福島県出身。実母は性格に異常な点あり、夫を5人替え、その同胞は13名で素行不良者が多い。本児も小学校卒業後工員となつたが、家庭が面白くない為家出し、東京・大阪等を浮浪し、その後神戸で姉の同棲者たる第3国人の許に身を寄せている際、注射をすすめられ、急速に増量し1日

混合型は混合精神病の如き病像を呈するものであり、意識障害の中、譫妄5名中2名は、譫妄状態と幻覚妄想状態が、時期を異にし、或は錯綜して現われたものである。

症候の主なものについて述べると、まず妄想及び妄想様念慮としては関係念慮11例、被害念慮11例、注察念慮3例、追跡念慮3例、罪業念慮2例、誇大・

80~100筒程度にも達した。

最初一過性の不眠、不安、妄想気分、妄覚等を生じたのは使用後5ヵ月であつたが、その後引き続き使用し、上京後虞犯のかどで警察より少年鑑別所を経て児童相談所に送致された。

この時は使用以来1年6ヵ月であつた。

この時の知能検査で、IQ 80で、検査以来こ

の時まで精神状態に特に異常はなかつたが、收容後2週間頃(禁断後25日)より頭痛、不眠、多弁、不穩、兒戯的爽快を示し、元來有していた吃音が著しくなつて来た。

禁断後30日頃より、「昼も夜も自分の名を誰かが呼んでいる」、「自分が寝ようとするとき隣室で悪口をいう」、「ひとりしていると何処からか姉の声と子供の声が聞えてくる。義兄の声も聞えてくる。気を付けるとか、今迄のことは許してやるとかいつてうるさくて仕方がない」、「夜目が覚めると窓の外に巡查の姿がみえたり、樹の影が人間みたいに見える」、「自分が何か考へると(今迄のことは失敗したとか、小さい時のこと等)それが天井から声になつて響いてくる」等活潑な幻聴、幻視、錯視、錯聽、思考化等を訴へた。また「自分のことを皆がわざと覗いたり、からかつたりする。自分に初めて会つた子まで自分のことをすつかり知つていて何がひどい目に会わそうとしている。小さい時兄の子と川へ行きその子が

ここに述べた例は、素行不良の家族の中に育つた意志薄弱的傾向のある農村の少年が、家出浮浪後、義兄の第3国人より覚醒剤の使用をすすめられ、大量を1年半使用し、禁断後約1月近くより、分裂病様状態を呈するに至り、入院治療を要した1例である。

次に意識障害のうち譫妄状態を呈した1例につき述べる。

例2 木下13才の男児、

大阪に出生し、父母共幼少時死亡し、親類の家に育つたが、金銭持出し、怠休等より始まり、9才の時家出し浮浪生活に入り、何度も保護、收容、自宅引取、逃亡を繰返し遂に「空巢」の常習者となつた。上野の地下道で好奇心より使用し始め、モルヒネ・ヘロインも二、三度面白半分で使用したこともある。約1年8カ月間、ヒロボン・アゴテン1日20~30筒前後を使用したか、使用時大胆となり、犯行が「うまく」出来るので中々止められなくなつた。

注射の結果、時々夢中になつて、わけがわからなくなり、追想不能のことがあつた。

連日使用の結果、食欲もなく不眠が続き、徘徊中を保護された。初診時、顔色蒼白、貧血、羸瘦、浮腫を示し、筋緊張低下、震顫あり、構音並びに

この例は、幼時より浮浪生活に入り、犯罪常習児となつた13才の児童が、長期間連用し、追想不能の状態を経過し、連日使用後、譫妄錯乱状態を呈し、身体的にも障害が著しく、約1週後鎮静したが、その間の健忘を残した例である。

溺死したのは、自分に責任があるといつて兄が崇つている」等関係妄想、被害、追跡、罪業妄想等を示した。また「自分は恐いから黙つていようと思うのに、誰かが口を動してしまふので喋らずにはいられない」といふような作為体験も語つた。感情は不安、抑鬱を呈し、泣き易く、病識、病感共に欠如していたが、意識障害は認められなかつた。

身体的には、体格は細長型で、顔色蒼白、陰結膜貧血性、極度に羸瘦し、粗大な手指震顫あり、腱反射は一般に亢進し、舌苔、口臭、流涎、血圧下降を認めた。

興奮強度の爲入院せしめ、1週間に亙る持続睡眠及び電気ショック2回を行つた処、幻覚妄想は次第に消失し、1カ月後には病識も完全になり、本来の意志薄弱性格特徴を示すのみとなつたが、薬品に対する渴望は、数カ月後退院に至るまで強く残つた。

歩行障害あり、欲眠状で茫乎として応答緩慢、指南力、注意、領取共に不良で、食事もとらなかつた。その夕方頃より次第に不安、興奮状となり、「窓の外に顔がみえる、天井にお化けがいる」、「壁や自分の手拭に血がついている」などと騒ぎはじめ、幻視その他の妄覚を示し、人物や事態を誤認し、浅草のドヤ(宿泊所)にいるかの如くに振舞つたり、「壁が自分のところに寄つてくる」といつて手拭で自分の首をしめようとしたりした。

聯想は支離、妄覚は断片的で、時には指南力、領取等良好で比較的判然応答することもある。意識障害の動搖は著明であつた。

イソミタル・ソーダ及び葡萄糖溶液の静注を用い、約1週間後鎮静したが、その間の追想は殆ど存しなかつた。

本例のごとく、意識障害を伴う症例は「相談所収容による拘禁性反応」を、一応顧慮する必要があるが、何れもが犯罪の常習者で、警察、鑑別所その他の施設収容の経験もあり、当時の収容室その他の条件からいつても、また同期間における収容による反応が皆無であつたことから、このような「相談所収容による拘禁性反応」は予想しがたいので、大量使用により意識障害を来たしたものと考えられる。第8表の如く譫妄5例、朦朧状態2例で何れも身体症状が著明であつた。

後 及 び 転 帰

中毒症状の予後は一般に良好で、幻覚妄想は観察開始後7日～4カ月、分裂病様状態は1カ月～6カ月、意識障害は7日以内に、略々消失し、入院を要した1例を除いて、特に治療を加えず、或は鎮静剤投与等により平穩となり、いずれも著明な症状は残さなかつた。

但し嗜癖脱慣への予後は不良で、調査開始後1年の昭和27年末現在、自発的禁止6例、施設収容による強制禁止27例の他は、逃亡中であり、それらの児童は各地を浮浪し、悪循環をなす犯罪を続けつつあるものと推定される。

尙逃亡についても、23%が5回以上、44%が10回以上、14%が30回以上で、回数も多く、且つ単独逃亡が多い。

7. 中毒児童の知能その他に就いて

知能の分布は、第9表の如くである。知能検査は鈴木式、田中式、岡部式等を用い、いずれも禁断症状が去り、精神状態も略々正常に復した後に施行した。社会智、社会的生活能力は同年輩児に優っており、発揚情性の者が多いので、外見は寧ろ明敏にみえることもある。非使用児の知能との間に明らかな差異は認められない。

第9表 知 能 分 布

知 能	例数	百分率	知 能	例数	百分率
白痴 (IQ 25 以下)	0	0	劣等智 (IQ 71~90)	33	48.2
痴 愚 (IQ 26~50)	2	2.9	普通智 (IQ 91~110)	19	27.8
魯 鈍 (IQ 51~70)	11	16.0	上 智 (IQ 111以上)	3	4.4

性格に就いては、一般に児童は人格的にも発達の途上にあるため、性格の特徴を掴んで、これを類型化することは困難であるが、仮に SCHNEIDER の分類に従えば、意志欠如性乃至発揚情性傾向の結合したものが最も多く、「軽佻軽動、興奮し易く、しかも意志が弱く被影響的で、誘惑に陥り易い」といつた特徴を有する1群が多くみられた。成人の中毒者にみられるような抑鬱、無力、自己不確実、分裂性格傾向のものは極めてわずかしか認められなかつた。

また PIAGET による例話についての道徳性判断の結果は、一般に年令に比して結果論的

判断が多く、盗み、嘘言等の各項目について若干の差異があるように思われる。

またこの中の男 34 例、女 3 例に入墨が見られ、18 例以上が偽名をもち、男 46 例、女 8 例が喫煙の経験をもち、15 例に早期の性交の経験があり、性病に罹患した者も認められた。かかる点是非使用児との間に差異が認められる。

8. 中毒の動機及び環境条件に就いて

中毒に導く社会的条件については、今後さらに調査を続けたく思うが、現在までの概略について述べると以下のごとくなる。先ず児童の出身地方をみると、関東地区 28 名(その中東京都 18 名)、以下阪神地区 8 名、東北地区 7 名、九州地区 5 名、中部地区 4 名、北海道 3 名、中国四国各 2 名、外地 1 名、不明 8 名の順で殆ど全国に亘っている。

その浮浪地は、東京都内のみ 22 名を除いて、他は諸地方を転々としている。

次に家庭環境に就いて述べるが、両親の有無は第 10 表の如くである。

第 10 表 両親の有無

両親の有無	例数	両親の有無	例数
両親あり	13	孤児	24
継父実母	2	(孤児の中養父母あるもの)	(10)
継母実父	9	不明	10
実父のみ	7	計	68
実母あり	3		

即ち孤児及び不明者と、親あるものはそれぞれ同数となつている。

また家族ある者についても、第 11 表の如く家族内に問題あるものが多いよう

である。

精神病的負因は比較的少なかつた。

第 11 表 家族の問題

家族の問題	例数	家族の問題	例数
両親の大酒	1	両親の覚醒剤使用	1
両親の病身	2	同胞の犯罪	8
両親の不和	2	同胞の覚醒剤使用	5
両親の離婚	2	同胞の不和	4
両親の別居	5	同胞の不就学	4
両親の性格異常	5	夫の犯罪	1
両親の道德水準低下	7	夫の覚醒剤使用	1
両親の犯罪	5		
両親精神病の疑	1		

また家族あるものについて、家計の状態をみると第 12 表の如くなる。

第12表 家計の状況

家計の状況	例数
依存(極貧)	13
限界(不足)	17
安易(余裕あり)	4

第13表 家庭の躰の傾向

躰の傾向	例数	躰の傾向	例数
放任・無関心	23	溺愛	2
圧制的	4	不安定・感情的	1
拒否的	4		

また家庭の躰の傾向は第13表の如くである。

要するに以上の如く家庭環境の不利なものが多いが、児童の5分の4は注射開始当時、家出浮浪して居り、また家庭に対し何等かの不満ありと答えたものは、その6分の5に及んでいる。最初の注射以前に、家庭よりの金銭持出し、怠休等の非行のあつたもの及びそれらの行為により警察問題となつたものは、それぞれ3分の2以上を占めている。

最初に注射をする以前に覚醒剤のことを熟知していたものが3分の1、半数は見聞して或程度の知識を得ており、全く知らなかつたものは少数に過ぎない。最初注射をした場所は東京が多く、多くは上野、浅草、新宿、新橋、その他の盛り場の住宅、飲食店、宿屋、映画館、地下道、菓子店、地下室、その他種々の仲介場所に於いて、既に経験ある友人、仲間、年長者(男性に多く、無職乃至職業不定のものが多い。家族より注射されたというものも2名あつた。)の手によつて注射を受けている。勿論年長者、或は同年輩の非行少年グループに属しているものも多いが、それらのグループが強い拘束力を持ち、或は注射によつて犯罪へ引入れるという明らかな意図の下に注射したという事は、必ずしも言い得ない。

中毒の直接の動機としては、好奇心によるものが35例(50, 1%)、誘惑によるもの24例(35, 2%)が大部分を占めている。

誘惑によるものの中、強要による場合は比較的少く、多くは好奇心、尊敬する年長者の模倣、仕事の都合その他の理由と合併している。夜間仕事をする必要によるもの5例、虚栄誇示のため2例がこれに次ぎ、心因性憂悶、身体不調によるものは各1例に過ぎず、成人の如き麻薬からの置換、飲酒時使用は見られなかつた。また麻薬の経験は一二あつたが、アドルム等睡眠剤の合併はなかつた。尙使用した際年長者、両親等に発見され、禁止或は叱責を受けたものは、極めて少数であり殆どはひきつづいて、或は暫らく後に第2回の注射を行つている。

以上の点からみても、中毒児童は一般児童に比して特殊な条件下にあり、中毒の原因として環境的要因が成人より強く働いているといえよう。

現在の使用目的、或は理由(として述べられているもの)は、睡眠の抑制、自信増加、疲労減退、気分が爽快となる、抑制を減じ恐怖を去り犯行を容易にする、自身の「みえ」を満足する、威勢がよく積極的、闘争的になる、注射による特殊の感覚状態に惹かれる、嗜癖による等である。

9. 考 按

覚醒アミン剤の中枢神経系に及ぼす影響に就いては、我国でも有山氏以来竹山、疋田、中江、その他諸氏の記載がある。

慢性中毒症状は比較的最近になつて注目されるに至つたものであり、最初存在を疑われた「禁断症候」も存することが明らかになつた。病型については或は幻覚症であるとし、或は神経衰弱型、分裂病型、中毒型に分ち、或は神経症型、妄想幻覚型、躁病型、緊張病型に分けているが何れの研究に於いても、妄想、幻覚を発呈する事が認められている。

意識障害に就いては否定する者もあるが、竹山氏等は少数に譫妄錯乱型を認めている。

以上は成人中毒者に就いての報告であつて、本調査に於ける児童の所見をこれと比較すると、精神病質的傾向を有する者に多いことは一致するが、病像の点では児童には神経症型、神経衰弱型と考えられる例は見られず、又幻覚妄想型以外に意識障害を示すものが多く認められた。幻覚妄想型でも、幻覚妄想の内容に年令の特徴が認められ、生活体験が織込まれ了解可能のものが多く、又精神運動性興奮や言語障害が目立つた。

使用期間、使用量は成人に比し寧ろ大であるか、新陳代謝、中枢神経系に対する親和力、植物神経系緊張、排泄速度の差によるのか、耐容量も比較的大で、身体的苦痛を訴えることは少く、又中毒症候が出現すれば急速に衰弱し、身体的發育等にも影響を及ぼすようである。禁断症候は一般に軽度で、回復は速やかである。

尚使用前後に亘り、2 回以上検診した児童 30 例に就いて、性格行動の推移をみると、

- (1) 意志の持続及び注意集中の困難、被影響性・暗示性の亢進への傾向、
- (2) 感情の刺戟性・不安定への傾向、
- (3) 衝動行為の増大、
- (4) 誤解曲解への傾向、
- (5) 自己の行動に対する批判の減少、生産的行動への意欲や社会的協調性の減少

などが認められた。これらは直ちに中毒そのものの影響と断じ得るかどうかにについては、疑問があり、又仮にその影響としても、一時的の偏向であるか、持続的なものであるかについては、今後の観察に俟たねばならないであろう。

10. 結 語

私は昭和 26 年 1 月より 12 月に至る 1 年間に慢性覚醒アミン剤中毒児 68 例を、種々の観点より観察したが、その結果の主なるものは下記の通りである。

1. 中毒児は年間保護児童の約 3.8% に当り、所謂浮浪児童が大部を占め、年令的には 12 ~ 14 才が最も多く、浮浪或いは職業も不定な、犯罪傾向のある児童に多い。

2. 使用薬品は覚醒アミン剤各種にわたり、使用量は1日30~40筒、使用期間は1年前後が最も多いが、薬品に対する耐容量は成人に比し比較的大である。

3. 中毒症状として精神並びに身体症状を示すが、禁断症状は一般に軽度である。精神症状の中、精神病様状態はその25%に認められ、使用量、期間と発呈病像の間には一定傾向は認めがたい。病型は譫妄、朦朧状態、幻覚妄想型、分裂病様状態、混合型等に分ちうるが、意識障害を示す例が成人に比し多く、その幻覚妄想の内容に、児童の心性の特徴がみられた。中毒症状の予後は不良でないが、嗜癖脱慣への予後は不良である。

4. 知能的には劣等智、普通智、魯鈍級が多く性格的には発揚情性と意志不定性との結合が多く、成人中毒者にみられる他の性格の型は稀であつた。

5. 中毒児童の環境的条件としては、家庭条件も不良で、注射以前に非行をなし、薬品についての知識も得ておる特殊な場面の下に於いて、好奇心から使用するものが多く、動機としては、環境的要因が成人より遙かに強く働いているといえる。

従つてその対策には各方面よりの総合的対策が必要であらう。

終に臨み、御懇切な御指導、御校閲を賜はつた日大上野助教授、高木児童精神衛生部長並びに御援助下されし東京都中央児童相談所、東京都児童福祉施設、東京都保母研究会、慈雲堂病院医局の

諸氏に心からの感謝を捧げます。

尙当論文の要旨は、昭和27年6月関東精神神経学会に発表した。

参 考 文 献

- (1) 有山：精神経誌，45，昭16
- (2) 竹山：覚醒アミン剤中毒について，昭24
- (3) 竹山：医学通信，第4年，184，昭24
- (4) 塩入：医学通信，第4年，185，昭24
- (5) 元吉：日本医事新報，1337，昭24
- (6) 大里：医学通信，第5年，192，昭25
- (7) 栗野：日本医事新報，1344，昭25
- (8) 井上：精神経誌，51，昭25
- (9) 立津：精神経誌，51，昭25
- (10) 中江：総合医学，7，昭25
- (11) 笠原・栗野：医学のあゆみ，昭25
- (12) 高峰：日本医事新報，1436，昭25
- (13) 疋田：精神経誌，51，昭25
- (14) 奥西：精神経誌，54，昭27
- (15) MOLITSCH：Am. J. Psychiat, 94, 1937
- (16) BRADELY：Am. J. Orthopsychiat 10, 1948

- (17) SEIFERT：Zbl. Neur. 95, 1941
- (18) HYDROAT：Zbl. Neur. 98 1940
- (19) PULLEN：Zbl. Neur. 95, 1940
- (20) SPECKMANN：Zbl. Neur. 95 1940
- (21) LEMMEL：Zbl. Neur. 98, 1941
- (22) NEUMANN：Zbl. Neur. 96, 1940
- (23) HEINER：Zbl. Neur. 92, 1939
- (24) ROSSELI：Zbl. Neur. 92, 1939
- (25) TURNER：Zbl. Neur. 96, 1940
- (26) DSSPERT：A J. Psychiat. 104, 1948
- (27) MOLITSCH：Arch. Pediat. 54, 1937
- (28) REIFENSTEIN：Am. J. Psychol. 52, 1939
- (29) BRANARD：J. of Nevv. & Ment. Dis. 114, 1951
- (30) L. KANNER：Child Psychiatry, 1950
- (31) STROHMAYER：Die Psychopathologie des Kindesalters. 1923
- (32) STOCKERT：Einführung in Psychopathologie. d. Kindesalters, 1949

紹介

精神電流現象、脳波、心電図等多用途生体 電気記録器の試作

生理学形態学部

皮膚電気反射 Galvanic skin response, GSR (精神電流現象) は心理学的に Emotion の鋭敏な Initiator としてよく知られ、心理学・精神医学の実際面に応用されているが、わが国における今日までの装置は単に現象を目で見るだけか、不便な写真記録法によらなければならず、一二のインク書き方式は試作されてはいたが、それらは何れもその構造と定量的検査の目的に副いえないものであつた。

私共はGSRの定量的インク書き装置の試作を意図し、東大工学部阪本教授、高木氏の指導と三栄測器丘山氏の協力を得て検討の結果、この反射について今日まで困難視されて来た定量的記録法を含む3種の記録法が出来るのみならず、スイッチの切換により米国学会の規格性能をもつて脳波、心電図その他筋電図、呼吸曲線等が記録出来るポータブル生体電気記録器を完成し、その試作第1号器を当研究所に備えつけることが出来た。今日まで4カ月に亘る各種の実用実験の成績として、その構造は堅牢、性能は安定し、しかも手術室・外来・病室等へ軽便に運搬し、シールド・ルームなしで記録出来るという特長も加わつて、今後充分実用に供し得るものと思われる。その性能を略記すると、

1) 皮膚電気反射：—スイッチの切換によつて次の3種の記録が行われる。

(1) 電位法に於ける記録—感度 $20 \mu V$ にて 10 mm の振れという脳波用感度にて時定数を 1.5 秒にまで延長出来るので、Tarchanoff の原法によるGSRを波形を余り歪めることなく記録出来る。これはGrass, Ediswan等世界一流の脳波装置にも見られない優れた性能である。

(2) 通電法に於けるCR結合増幅—感度 1 mV にて 27 mm 、時定数3秒の性能をもつて他の現象との同時記録に便利な基線のずれない記録法が出来る。

(3) Wheatstone bridge 回路に直接結合増幅器を接続するRichter法による定量的記録法が出来るが、その場合Richter装置より時間的経過においても、波数の点においても一層厳密な記録が行われる。

2) 脳波：—米国脳波学会の規格性能をもつて切換により頭部の各部位からの記録が

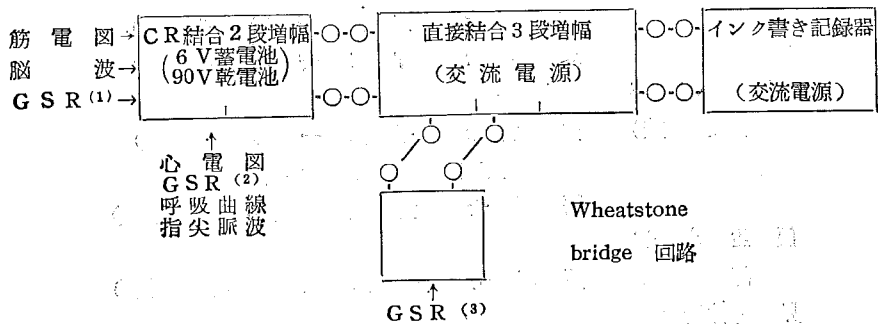
行われる。

3) 心電図：——米国医師会の規格性能をもつて心電図の各種の記録が行われる。

4) その他：——時定数を 0.08 秒から 3 秒まで、又感度、周波数特性を変化出来るので筋電図のような速い現象から、呼吸曲線、指尖容積脈波のようにゆつくりした現象に至る各種の生体電気現象の忠実な記録が可能である。

以上の如くこの装置は 1-channel ではあるが脳波装置、心電計として夫々米国製品に遜色ないが、特に皮膚電気反射については、総ての研究検査の要望を充し得る、内外にその比を見ない優秀製品と見做される。

この装置の機構の概要は別図に示す通りであるが、その構造と性能の詳細は雑誌「医療」の昭和 28 年 4 月号に発表予定である。(国立東京第二病院 藤森開一, 国立国府台病院 山口清士)



- 説明： GSR (1) は電位法による記録 (感度 $20\mu\text{v}$, 10mm , 時定数 1.5秒)
 GSR (2) は通電法CR結合増幅方式 (感度 1mv , 27mm , 時定数 3.0秒)
 GSR (3) はRichter による通電法における定量的記録方式 (直接結合増幅器の感度 1mv , 0.7mm , 時定数 ∞)

所 報

職員名簿 (昭和 28 年 1 月 1 日現在)

所 長	医学博士 黒 沢 良 臣 (精神医学)
	(国立国府台病院長兼任)
総 務 課	
課 長	厚生事務官 大 和 田 一 二
	厚生事務官 深 沢 幸 正
心 理 学 部	
部 長	医学博士 井 村 恒 郎 (精神医学)
	文学士 佐 治 守 夫 (心理学)
	文学士 片 口 安 史 (心理学)
生理学形態学部	
部 長 (兼)	医学博士 平 福 一 郎 (病理学)
	(東京大学助教授)
	医学士 安 藤 丞 (精神医学)
優 生 学 部	
部 長	医学博士 岡 田 敬 蔵 (精神医学)
児童精神衛生部	
部 長	医学博士 高 木 四 郎 (精神医学)
	文学士 玉 井 収 介 (心理学)
	東京女子 医学士 池 田 由 子 (精神医学)
社 会 学 部	
部 長	文学士 横 山 定 雄 (社会学)
	マスター・オブ・アーツ 経 済 学 士 平 賀 孟 (ケース・ワーク)

他に技術員 4, 研究作業員 4 (ケース・ワーカーを含む), 事務員 3, 傭人 5

年間主要記事 (昭和 27 年 1 月より 12 月まで)

(1) 行事, 業務及び人事往来

1 月

1 日 本日付にて本研究所官制公布さる (厚生省設置規程一部改正)。
所長及び総務課長発令。

18 日 第 1 回幹部会議。

3 月

27 日 本研究所に対する W. H. O. の援助に関し, 視察打合せのため, W. H. O.

西太平洋地域事務局長 Dr. Fang 氏, 山口厚生省公衆衛生局長, 村松名古屋大学

教授等と共に来所。

4 月

1 日 精神衛生相談業務を開始。

26 日 開所式挙行。出席者約 200 名。

8 月

3—12日, 21—29日の2回にわたり, 福島県内郷町炭礦地区の青少年不良化問題調査のため, 調査団を派遣。

25 日 本研究所に対する W. H. O. の援助に関し, 視察打合せのため, 米国国防省顧問 Dr. Torre 氏来所。

10 月

24 日 新に完成した脳波装置を関係者を招いて披露す。

11 月

5 日 東大神経科土居健郎氏来所, アメリカ婦朝談あり。

8 日 厚生省児童局主催全国児童相談所判定員現任訓練講習会の一部を担当, 講習を行う。出席者約 60 名。

12 月

1 日 公衆衛生院正規医学科学生に対する講習の一部(小児の精神衛生)を本所で行う。出席者 10 名。

2 日 厚生省児童局主催児童福祉司中央現任訓練講習会の一部を担当, 講習を行う。出席者約 45 名。

19 日 台湾大学精神科教授林宗義氏来所, アメリカ婦期談あり。

(2) 精神衛生相談業務の状況(昭和 27 年 4 月から 9 月末日まで)

本研究所は, 研究資料を蒐集し, 同時に精神衛生相談所及び児童相談所の模範的運営を示す目的を以て, 昭和 27 年 4 月以降, 精神衛生相談室を設けて, 精神衛生に関する相談に応じている。相談室は児童部及び成人部に分かれ, その中児童部は昭和 23 年開設された国立国府台病院児童相談部を移管したものである。

ここには, 一先ず昭和 27 年 4 月開設以降, 9 月末日までの 6 カ月間の相談状況の集計を掲げた。

(1) 月別受付数

月	4	5	6	7	8	9	計
児 童 部	29	24	23	23	19	24	143
成 人 部	13	17	19	8	5	6	68
計	42	41	48	31	24	30	216

(2) 居住地別

居住地	児童部	成人部	計
東京	68	33	101
千葉	55	26	81
神奈川	7	2	9
埼玉	6	—	6
茨城	2	3	5
栃木	2	1	3
群馬	1	—	1
静岡	4	1	5
新潟	1	—	1
岡山	1	—	1
岩手	1	—	1
不明	—	2	2
計	148	68	216

(3) 来所経路別

経路	児童部	成人部	計
直接	46	54	100
個人紹介	22	7	29
児童相談所	17	—	17
学校	1	—	1
その他の施設	22	—	22
国府台病院	40	7	47
計	148	68	216

(4) 男女別

性別	児童部	成人部	計
男	90	43	133
女	58	25	83
計	148	68	216

(5) 年齢別

a. 児童部

年齢	5才未満	6—10才	11—15才	16—18才	計
人員	25	57	52	14	148

b. 成人部

年齢	20才未満	21—30才	31—40才	41—50才	51—60才	61—70才	71—80才	計
人員	15	33	9	8	1	1	1	68

(6) 相談事由別

a. 児童部

相談事由	件数
知能発達上の問題	59
教育上の問題	11
身体的な問題	21
性格行動上の問題	51
言語上の問題	3
その他の問題	3
計	148

b. 成人部

相談事由	件数
知能上の問題	3
性格上の問題	34
身体的な問題	11
学校の問題	1
職業の問題	2
結婚恋愛の問題	1
家庭の問題	7
反社会的問題	4
後保護の問題	2
優生上の問題	3
計	68

(7) 診断別

a. 児童部

診断別		例数	
精神薄弱	行動異常を伴う	74	36
	行動異常を伴わざる		38
精神病		5	
精神神経症及び神経症		11	
痙攣性疾患(テンカンを含む)		19	
身体疾患又は欠陥に伴う行動異常		6	
精神病質		1	
教育上の特殊欠陥		1	
一次的 行動異常	習癖異常	18	0
	性格異常		5
	神経症的異常		2
	素行異常		11
社会的問題		5	
その他の問題		7	
未決定		1	
計		148	

b. 成人部

診断別	例数
精神病	19
精神薄弱	2
痙攣性疾患	2
その他の精神障害	3
精神神経症及び神経症	24
精神病質	10
社会的問題	1
その他	1
未決定	15
計	68

(3) 見学者

2 月

- 12 日 札幌医科大学教授中川秀三氏
- 14 日 千葉県国立病院長, 国立療養所長 15 名
- 16 日 国立松戸療養所職員 8 名
- 23 日 厚生省医務局国立病院課増田技官

3 月

- 3 日 厚生省医務局長阿部敏雄氏, 国立病院課長小沢龍氏, 千葉県衛生部長田中藤一氏, 国立千葉病院長鈴木五郎氏

4 月

- 8 日 市川児童相談所員吉野正夫氏他 1 名

5 月

- 12 日 宮城県教育委員会指導主事内海正氏

- 17日 国立東京第二病院職員 15名
国立公衆衛生院衛生行政学部長滋賀秀俊氏他5名
- 26日 中央社会事業研修所学生 11名
国立公衆衛生院正規医学科学生 3名
- 6月
- 2日 中央社会事業研修所学生 15名
- 9日 中央社会事業研修所学生 2名
- 12日 金沢大学教授沢田幸平氏, 横須賀第一高等学校教諭村山秀雄氏, 徳島県阿波井島
保養院院長西川修氏
- 14日 日本社会事業短期大学助教授小川政亮氏他学生 55名
- 23日 国立公衆衛生院医学科学生 9名, 京都大学人文科学研究所員藤岡喜慶氏
- 24日 日本女子大学社会福祉科学生 9名
- 26日 福岡少年鑑別所長疋田浩四郎氏
- 7月
- 1日 愛媛県児童相談所長武田英氏
- 2日 中央矯正保護研修所教官西村克彦氏他学生 30名
- 8日 東京教育大学学生 7名
- 21日 横浜家庭裁判所参調協会会員平賀氏他 8名
- 28日 日本社会事業短期大学専修科学生 11名
- 8月
- 1日 中央保正矯護研究所学生 8名
- 4日 名古屋大学精神科鷺見たえ子氏
- 11日 千葉大学学生 2名, 東京都社会生活学校学生 15名
- 22日 東京家庭裁判所白井正輝氏他 1名
- 9月
- 3日 社会福祉協議会研修生 30名
- 26日 福島県石城郡内郷町役場吏員永山氏他 1名, 長野県赤十字病院平田氏
- 10月
- 7日 国立公衆衛生院衛生看護学科学生 12名
- 24日 大阪府精神衛生相談所長竹谷氏
- 11月
- 8日 各都道府県児童相談所判定員約 60名, 山口県防府病院水津和夫氏
中央社会事業研修所学生 16名, 日本女子大学社会福祉科学生 39名

19 日 N. H. K. 社会部員 3 名

22 日 式場病院長式場隆三郎氏, 新潟大学教授上村忠雄氏, 札幌市道立学院学生 1 名

29 日 台湾省台北保健館主任陳桜次氏

12 月

1 日 国立公衆衛生院正規医学科学生 10 名

2 日 厚生省児童局企画課徳永事務官他全国児童福祉司 45 名

3 日 東京大学教授重田定正氏

4 日 千葉県下各病院精神科関係者 20 名

11 日 東京都千代田区内小, 中学校特殊教育研究会員 23 名

16 日 最高裁判所家庭局長宇田川潤四郎氏他 20 名

18 日 東京都足立区教職員 15 名

(4) 研究員及び実習生

研究員 6,

実習生 14 名

精神衛生研究

第 1 号

編集責任者

高木四郎

千葉県市川市国府台町1の2

発行所

国立精神衛生研究所

東京都北区滝野川町 881

印刷所

五宝堂印刷株式会社

電話王子(81)6105番

(非売品)

